

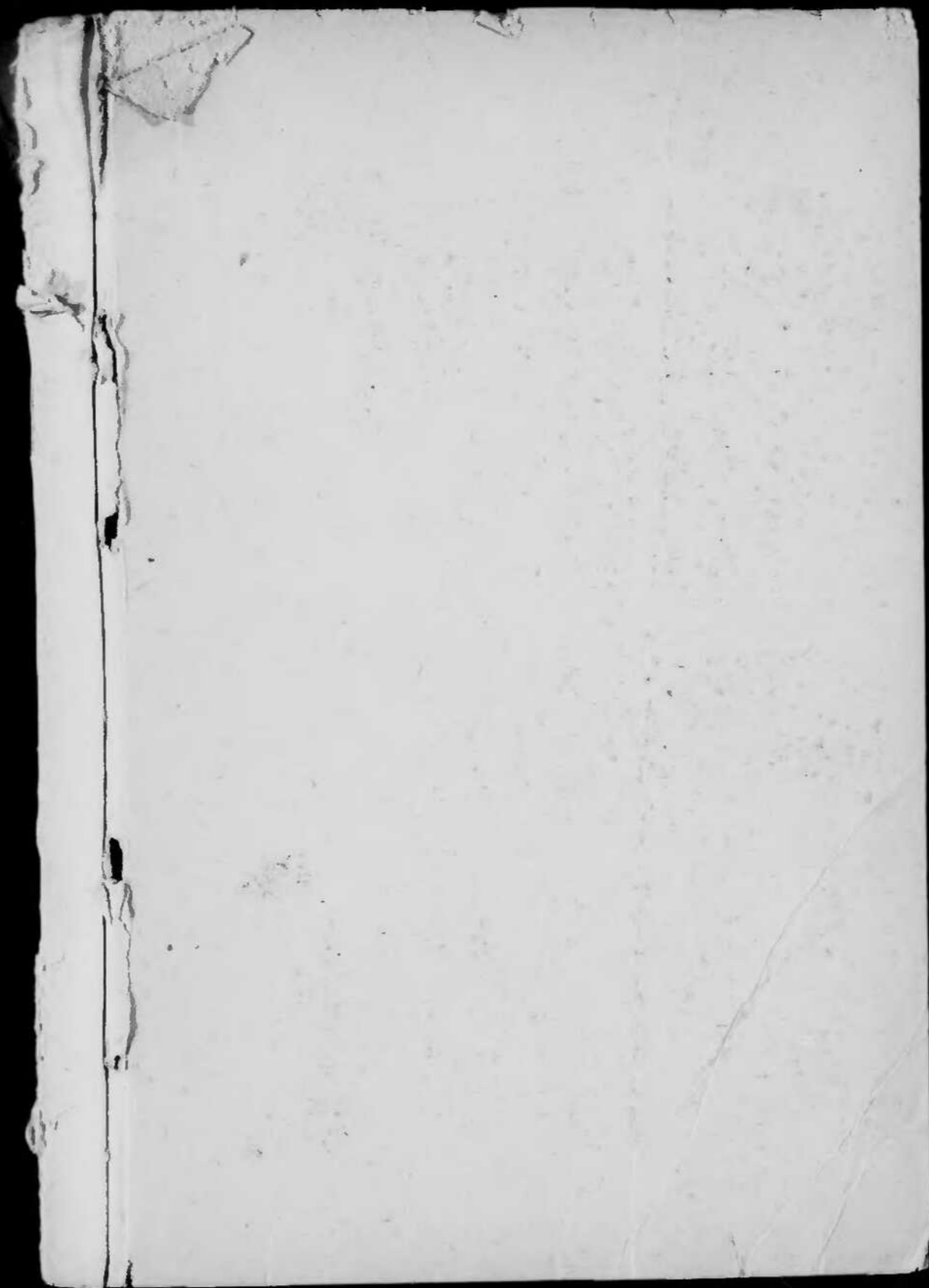
昭和二十二年年度

官制改正

二冊の内
二

官房秘書課

国立公文書館	
分類	総務省
	平成19年度
排架番号	3A
	5
	111



別冊整理番号

目次

別冊整理番号	区別	事項	申請年月日	公布年月日	政令番号
一	予算定員増減調書				
二	逓信字枚官制	労働局、簡易保険局設置	昭和三十二年四月一日	昭和三十二年四月一日	第一〇三三號
三	簡易保険局官制	長野、金沢逓信局設置	昭和三十二年四月一日	昭和三十二年四月一日	第一〇三三號
四	逓信局官制の一部を改正する勅令 簡易生命保険及郵便年金事業委員会官制の一部を改正する勅令	委員定員改正	昭和三十二年四月一日	昭和三十二年四月一日	第一〇三三號
五	逓信省官制の一部を改正する政令	国際電気通信株式会社に関する規定の削除 経済安定本部に定員追加	昭和三十二年四月一日	昭和三十二年四月一日	第一〇三三號
六	逓信省官制の一部を改正する政令	第一次増員	昭和三十二年四月一日	昭和三十二年四月一日	第一〇三三號
七	逓信省官制等の一部を改正する政令	改訂第一次増員	昭和三十二年四月一日	昭和三十二年四月一日	第一〇三三號
八	逓信省官制等の一部を改正する政令	電氣通信監設置	昭和三十二年四月一日	昭和三十二年四月一日	第一〇三三號
九	逓信省官制の一部を改正する政令				

別冊 整理 番号	別 区	事 項	申請年月日	公布年月日	政令 番号
一〇	逓信省官制の一部を改正する 政令	増員		昭 和 一 七 年 一 月 一 日	一〇
一一	逓信省官制の一部を改正する法律	逓信省官制を解体し経 理局を設置		昭 和 一 七 年 一 月 一 日	一一
一二	逓信省官制の一部を改正する政令	改訂第二次増員		昭 和 一 七 年 一 月 一 日	一二
一三	逓信省官制の一部を改正する政令	改訂第三次増員		昭 和 一 七 年 一 月 一 日	一三

199

甲



内閣總理大臣

案申請請

逋信大臣

大臣
政務次官



法令審議委員会



第 二 七 七 號

昭和二十二年九月一三日

服務

酒清 赤
井水 田

文443
22.9.15

通信省官制等の改正について

通信省官制、電気試験所官制及び逓信局官制中改正を要するものがあるから、別紙政令案及び理由書を具して閣議を求めらる。

副 申

本件は本年度予算成立事項（追加予算のものを含む）中特に緊急を要するものを実施せんとするものである。

逓信省官制等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十二年九月二十一日

内閣総理大臣

政令第一九九号

第一條 通信省官制の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「専任六千九百三十七人」を「専任七千四百六十五人」に、
「専任八百人」を「専任九百二十二人」に、
「専任二百二十八人」を「専任二百三十三人」に、
「専任九百六十五人」を「専任一千二百六十五人」に
改める。

第二條 電氣試験所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「専任三百十六人」を「専任五百四十一人」に、
「専任二人」を「専任八人」に、
「専任十九人」を「専任百十六人」に改める。
第四條を第五條とする。

第四條 電氣試験所ニ參與十人以上以内ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ通信大臣ノ申出ニ依リ關係各職ノ一級ノ官吏及學識経験アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

學識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第三條 通信局官制の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「専任三千七百六十四人」を「専任三千八百六十七人」に、
「専任千七百三十五人」を「専任千九百八十七人」に改める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

逋 信 大 臣

内 閣 総 理 大 臣

理由

國際電氣通信株式会社及び日本電信電話工事株式会社の事業の政府への引継、電波行政機構の拡充、監察機能の強化並びに電氣試験所の機能の増強のため、逓信省官制、電氣試験所官制及び逓信局官制の一部を改正する必要があるからである。

参照

逓信省官制抄録

第十三條 逓信省に左の職員を置く。

逓信事務官又は逓信技官

専任八人

一級

逓信事務官

専任一人

一級

二百十六人

専任百二十一

二級

七千四百五十九人

専任六千九百三十七人

三級

逓信技官

十三人

専任八人

一級

四百三十人

専任二百二十二

二級

二千二百六十五人

専任九百二十八人

三級

営繕部長

前項の職員の外、逓信省に逓信手を置く。三級官の待遇とする。

参照

電氣試験所官制抄録

第二條 電氣試験所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

通信技官

専任三人

百四十一人

専任九十人

五百十人

専任三百十人

通信事務官

一級

二級

三級

八人

専任二十人

百十六人

専任四十九人

二級

三級

所長ハ一級ノ通信技官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 電氣試験所ニ参員十人以内ヲ置キ所務ニ参與セシム

参員ハ通信大臣ノ申出ニ依リ關係各廳ノ一級ノ官吏及學識経験アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

學識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル参員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 逓信大臣ハ必要ト認ムル地ニ電氣試験所ノ支所又ハ出張所ヲ置

キ電氣試験所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

参照

逓信局官制抄録

第四條 逓信局ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局長

逓信事務官

専任 八人

一級

専任 三百七十六人

二級

専任 三千七百七十四人

三級

逓信技官

専任 一人

一級

専任 三百九十七人

二級

専任 千七百五十五人

三級

前項ノ職員ノ外逓信局ニ逓信手ヲ置ク三級官ノ待遇トス

局長ハ一級又ハ二級ノ逓信事務官ヲ以テ之ニ充ツ

昭和二十二年九月

逓信省官制等改正理由書

逓
信
省

目次

一、官制定員増員一覽表

二、逓信省官制

三、電氣試験所官制

四、逓信局官制

官制	員
<p>（Faint text describing the official system, possibly related to the Ministry of Education or a similar department.)</p>	
<p>（Faint text describing the official system, possibly related to the Ministry of Education or a similar department.)</p>	
<p>（Faint text describing the official system, possibly related to the Ministry of Education or a similar department.)</p>	

一、官制定員増減一覽表

官制定員増員一覽表

区別官名		増員人員
通信省	事務官(二級)	九三
	同(三級)	五二二
	技官(一級)	五
	同(二級)	二〇八
	同(三級)	一、三三七
計		二、一六七
電氣試験所	事務官(二級)	六
	同(三級)	六七
	技官(二級)	五一
	同(三級)	一九四
計		三一八
事務官(二級)		一四〇

区別官名		増員人員
通信局	事務官(三級)	九三
	同(二級)	六四
	同(三級)	二二七
	計	五二二
	事務官(二級)	二二一
合計	事務官(二級)	二二一
	同(三級)	六八二
	技官(一級)	五
	同(二級)	三二三
	同(三級)	一、七五八
計		三、〇〇九

二 遞 信 省 官 制

逓信省官制定員増員調査

事 項	事 務 官			技 官			計
	二級	三級	一級	二級	三級	一級	
國際電氣通信株式会社及び日本電信電話工業株式会社の接収	六六	四八三	五	一九六一	三〇六	二、〇五六	
電波行政の運営	七	三七		二	一六	六二	
電波施設の維持		二		一	一五	一八	
監察機能の強化刷新	二二			九		三一	
計	九五	五二二	五	二〇八一	三三七	二、一六七	

一、國際電氣通信株式會社及び日本電信電話工事株式會社の接收に伴う
増員

- 逓信技官(一級) 五人
- 逓信事務官(二級) 六十六人
- 逓信技官(二級) 百九十六人
- 逓信事務官(三級) 四百八十三人
- 逓信技官(三級) 千三百六十八人

理由

逓合軍最高司令部の指示に基き、國際電氣通信株式會社及び日本電信電話工事株式會社を解散し、従來兩社の取扱つてきた業務は逓信省において承継することとなつたのに伴つて、前掲の増員を必要とする。その内訳は次のとおりである。

要員配置内訳
一、總括

区別	國際電氣通信株式會社	日本電信電話工事株式會社	計	備考
技官(一級)	四	一	五	五月二十五日より従來の國際電氣通信株式會社を以て國際電氣通信施設部を、又六月六日より従來の日本電信電話工事株式會社を以て電氣通信施設事務所を設置したものである。
事務官(二級)	四八	一八	六六	
技官(二級)	一二六	七〇	一九六	
事務官(三級)	四三七	四六	四八三	
技官(三級)	一、一二六	一八〇	一、三〇六	
雇員	五四五	五三三	一、〇七八	
計	二、二八六	八四八	三、一三四	

区		庶務課		労働課		文書課		生活課		管財室		分計		課長		課長		課長		課長			
別	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	
一級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
二級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
三級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
技官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
備考																							

区		監事部		人事課		規畫課		庶務課		調計課		課長		課長		課長		課長		課長			
別	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官	
一級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
二級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
三級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
技官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
備考																							

三 國際電氣通信施設部

部長は一級技官と
する。

有線課		無線課				超短波課		區別
電機	線	工務	機用	空機	計	工務	線	
路檢力		中				長查事		別
1	1	1	1	1	1	1	1	事務官
1	1	1	1	1	1	1	1	技官
1	1	1	1	1	1	1	1	事務官
1	1	1	1	1	1	1	1	技官
1	1	1	1	1	1	1	1	職員
1	1	1	1	1	1	1	1	計
1	1	1	1	1	1	1	1	備考

用品課		購買課		經理課		區別	
傳	調	調	整	購	資		課
計		計		計		別	
1	1	1	1	1	1	1	事務官
1	1	1	1	1	1	1	技官
1	1	1	1	1	1	1	事務官
1	1	1	1	1	1	1	技官
1	1	1	1	1	1	1	職員
1	1	1	1	1	1	1	計
1	1	1	1	1	1	1	備考

区別	一級官		三級官		雇員	計	備考
	事務官	技官	事務官	技官			
大月	1	1	1	1	4	3	
甲府	1	1	1	1	4	3	
茅野	1	1	2	2	6	3	
飯島	1	1	1	2	5	3	
蘭同	1	1	1	1	4	3	
計	5	5	6	7	23	14	
支所長	1	1	3	4	9	1	
名古	1	1	1	2	5	1	
屋	1	1	1	2	5	1	
支	1	1	1	2	5	1	
所	1	1	1	2	5	1	
計	5	5	5	10	20	5	

本相	二有線管理所		真空管課		計	備考
	庶務課(庶務、人事、厚生、調査)	經理課(經理、出納、調度)	技調課	整計		
原中	1	1	1	1	4	
繼所	1	1	1	1	4	
計	2	2	2	2	8	

所長は一級技官とする。

区別	福岡支所								支所				計	備考
區別	對馬	奄岐	嚴原	野北	運用課 (傳送、調整、運用)	技術課 (機械、電力、線路、管線)	庶務課 (業務、經理、用品)	支所長	西條	豊浜	金藏寺	高松		
二級							1						1	
技官	1	1	1	2	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1
三級	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
技官	1	10	7	10	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1
雇員	3	2	2	3	3	5	6	3	4	4	4	4	4	4
計	17	15	11	15	15	15	17	17	17	17	17	17	17	17

区別	山松		吉		世		計	備考
區別	相生	撫養	賀集	淡輪	奈良	庶務課 (厚生)		
二級								
技官	1	1	1	1	1	1	1	1
三級	1	1	1	1	1	1	1	1
技官	9	9	8	9	10	11	12	12
雇員	4	4	4	4	3	3	3	3
計	15	15	12	14	16	17	17	17

区	所	小	山	信	所	計	所	計
事務官	一	一	一	一	一	一	一	一
技官	四	一	一	一	一	一	一	一
三級官	二二	二	二	二	二	二	二	二
技官	三七	二	二	二	二	二	二	二
職員	八	二	二	二	二	二	二	二
計	六二	二	二	二	二	二	二	二
備考	備	備	備	備	備	備	備	備

本	合	計	所	理	修	良	奈	支	計
三、関東無線管理所 庶務課（庶務、會計、物品、人事、會計、用品購買） 現業課（運用、電力、空中線、線路）	七	一	一	一	一	一	一	一	一
第一修理課（試驗、第一部品、第二部品、配線、組立、製作、綜合）	二	一	一	一	一	一	一	一	二
第二修理課（通信機、測定器、計器）	二	一	一	一	一	一	一	一	二
計	一一	一	一	一	一	一	一	一	二
計	一七	一	一	一	一	一	一	一	二

所長は一級技官とする。

合 計	所 信 受 室 小			所 信 受			区 別
	運 用 課 (日勤保守、第一、 第四輪番)	技 術 課 (機 械 運 用、機 械 技 術、 空 中 線 技 術)	庶 務 課 (庶 務、會 計、物 品、 購 買、厚 生)	運 用 課 (日勤保守、第一、 第五輪番)	技 術 課 (術、空 中 線 運 用、 空 中 線 技 術)	計	
			1			1	二 級 官
							三 級 官
			10			10	技 官
			10			10	技 官
			11			11	雇 員
			11			11	計
			1			1	備 考

岡 福	所 信 送 俣 八			所 信			計
	庶 務 課 (庶 務、會 計、物 品、 購 買、厚 生)	運 用 課 (日勤保守、第一、 第五輪番)	技 術 課 (機 械 運 用、機 械 技 術、 空 中 線 技 術)	庶 務 課 (庶 務、會 計、物 品、 購 買、厚 生)	運 用 課 (日勤保守、第一、 第五輪番)	計	
							二 級 官
							三 級 官
							技 官
							技 官
							雇 員
							計
							備 考

野小	河内送信所				計	區別	官級	官種	計	備考
	所長	庶務課 (庶務、會計、物品) 購買、厚生	技術課 (機械運用、機械技 術、空中線運用) 空中線技術	運用課 (日勤保守、第一 第三輪番)						
1	1	1	1	1	1	二級	事務官	1		
2	1	3	1	1	1	三級	技官	1		
8	8	8			4	三級	事務官	4		
12		10	12	6	6	三級	技官	6		
7	8	13	3	5	6	職員		6		
18	17	22	18	11	1	計		1		

依佐美送信所		本所		計	區別	官級	官種	計	備考
所長	庶務課 (庶務、會計、物品) 購買、厚生	技術課 (機械運用、機械技 術、空中線運用) 空中線技術	運用課 (日勤保守、第一 第四輪番)						
1	1			1	二級	事務官		1	
2	2	2	1	3	三級	技官		3	
10	10			10	三級	事務官		10	
11	8			8	三級	技官		8	
7	8	2		3	職員			3	
20	20	18	1	1	計			1	

所長は一級技官とする。

總 計	合 計	所 計		受 信
		運 用 課		(日勤保守、第一)
		第三輪番	第一	
四八	五	一		
一二六	一五	四	一	
四三七	三九	八		
八二六	九二	三五	一六	
五四五	六八	一九	四	
二八三	二一九	六七	二一	

務		庶		計	区
会	庶	部	部		
計	務	部	部		
子	庶	人			
計	務	課			
出	庶	長			
計	務	長			
		長			
		長			
		長			
		長			
		長			
		長			

部		査		調		計	区
監	査	企	渉	部	部		
課	課	課	課				
能	課	外					
計	課	課					
	長	長					
	長	長					
	長	長					
	長	長					
	長	長					
	長	長					

三電氣通信施設事務所

一 事務官
二 技官
三 主任技官
四 主任技官
五 主任技官
六 主任技官
七 主任技官
八 主任技官
九 主任技官
十 主任技官
十一 主任技官
十二 主任技官
十三 主任技官
十四 主任技官
十五 主任技官
十六 主任技官
十七 主任技官
十八 主任技官
十九 主任技官
二十 主任技官

一 事務官
二 技官
三 主任技官
四 主任技官
五 主任技官
六 主任技官
七 主任技官
八 主任技官
九 主任技官
十 主任技官
十一 主任技官
十二 主任技官
十三 主任技官
十四 主任技官
十五 主任技官
十六 主任技官
十七 主任技官
十八 主任技官
十九 主任技官
二十 主任技官

機		機		部	別	一級	二級	三級	官	履	計
機	機	機	機								
機	機	機	機	部	別	一級	二級	三級	官	履	計
機	機	機	機	部	別	一級	二級	三級	官	履	計
機	機	機	機	部	別	一級	二級	三級	官	履	計
機	機	機	機	部	別	一級	二級	三級	官	履	計
機	機	機	機	部	別	一級	二級	三級	官	履	計
機	機	機	機	部	別	一級	二級	三級	官	履	計
機	機	機	機	部	別	一級	二級	三級	官	履	計
機	機	機	機	部	別	一級	二級	三級	官	履	計
機	機	機	機	部	別	一級	二級	三級	官	履	計

部		路		部	計	材	工	設	課	計	長
部	部	部	部								
部	部	部	部	部	計	材	工	設	課	計	長
部	部	部	部	部	計	材	工	設	課	計	長
部	部	部	部	部	計	材	工	設	課	計	長
部	部	部	部	部	計	材	工	設	課	計	長
部	部	部	部	部	計	材	工	設	課	計	長
部	部	部	部	部	計	材	工	設	課	計	長
部	部	部	部	部	計	材	工	設	課	計	長
部	部	部	部	部	計	材	工	設	課	計	長
部	部	部	部	部	計	材	工	設	課	計	長
部	部	部	部	部	計	材	工	設	課	計	長

附記

右の外、事務所長として一般技官一人を必要とする。

合		部			
計	計	無線			工
		設	材	誅	
計		計料事			
一八					
七〇	三一	九	二		六
四六	三	一			一
一八〇	六九	一八	二		一五
五三三	一三七	二七	二	三	二二
八四七	二三〇	三五	六	五	四三

参考一
一九四七年三月二十五日

聯合國最高司令官に代り
ジョン・ビー・クーリー

日本帝國政府に対する覚書
(中央渉外局經由)

國際電氣通信株式会社及日本電信電話
工事株式会社清算の件

- 一、一九四七年二月十九日附聯合國最高司令官より日本帝國政府宛國際電氣通信株式会社及從屬会社に関する覚書参照
- 二、日本帝國政府は左の通り実行すべし
 - イ、一九三九年四月十一日國際電氣通信株式会社特別法第八三号、一九四〇年三月二十六日改正法律第一〇号及一九四〇年三月二十九日改正法律第五八号及右に関する一切の勅令及規則を廃止すること。

- ロ、出來得る限り速かに國際電氣通信株式会社及日本電信電話工事株式会社の通信財産の實際的運用を引受くること。
- ハ、前項所載の通信財産に対する持株会社整理委員会の評價完了したる上同財産を右委員会より買収すること、右の評価は一九四六年十月三十日勅令第五〇〇号を以て公布の一九四六年十月十一日企業再建整備法に定められたる標準及手続に従ひ行ふべし、本項記載の勅令は前項所載運用の引受を遅延せしめざるものとす。
- ニ、國際電氣通信会社及日本電信電話工事会社が現在実施しつつある通信業務を行ふに必要なる両会社の職員の雇用方を申出づること、此の申出を受諾せる職員は同様の階級及種類の地位に移し、右会社に於ける勤務中同職員が受けつつあるものと同一の先任特典を其の儘に留保して公正なる待遇を受くるが如くすること。
- ホ、本覚書の日より六十日以内に左記書類を八時~~至~~十一時用紙に英語を以てタイプせるもの五通聯合國最高司令部に提出すること。

(一) 現在日本電話設備会社の所有又は運用又は所有運用する電話電信に關する一切の通信施設を日本帝國政府に於て所有運用を引き受くるに付ての計畫

(二) 郵便、ラヂオ、電話及電信通信の分野に於て建物工事を請負はすに付現在逓信省が使用せる方法、手續を詳記せる陳述書

三、本党書の條項を履行するに付聯合國最高司令部の關係職員と日本帝國政府の当該吏員との間に直接通信を許可す。

参考二

国際電気通信株式会社に関する説明

一、会社の成立

対外無線通信を目的として大正十四年日本無線電信株式会社が設立せられ、専ら無線電信の建設保守を行い、運用は逓信省がこれに当つていたが、電気通信技術の長足の進歩発達に伴い、無線電話が商用化せられるに及び、昭和七年、別に国際電話株式会社を興し、その提供する設備を利用して対外無線電話業務を開始した。

このように、無線電信は日本無線電信株式会社、無線電話は国際電話株式会社と、夫々別の会社により建設保守されていたのであるが、その後の国際情勢の變化は、対外電気通信を総合的に計画することと、その強力な統制を要求したので、両会社を合併するために、第七十帝國議会の協賛を経て、従來の日本無線電信株式会社を改めて、国際電気通信株式会社法を制定し、昭和十三年三月、現在の国際電気通信株式会社が成立した。

その後、会社の財政的基礎を鞏固にし、飛躍的拡充計画が容易に実施できる如く会社法が改められ、その第一歩として政府の通信ケイブル施設が現物出資され、昭和十五年七月その実現をみた。

二、会社の事業目的

会社の事業目的は、これを主目的と副目的に分けることができる。主目的は、我國対外電気通信の設備及びその附属設備をなし、これを政府（逓信省）の用に供することである。換言すれば、対外電気通信（有線無線）の設備を建設保守して逓信省に運用させるのが目的である。

副目的は、電気通信設備の建設保守の請負、電気通信用品の製造販賣、関係事業に対する投資等であるが、これらの事業をなすに当つては総て政府の命令又は認可を要する。

三、資本金並びに主要株主

資本金 八千五百八十万円（拂込六千三百五十五万六千円）

主要株主

政

府

八十五万八千株

株式会社日本貯蓄銀行

四万四千二百十四株

日本生命保険株式会社

三万六千八百三十五株

日本電信電話工事株式会社

三万九千四百七十五株

四会社の施設概要

有線施設

1、ケーブル

東京大阪間無裝荷搬送ケーブル

五四対二條

大阪松山間同

二八対二條

福岡釜山間同

一四対二條

2、中継所

二六箇所

3、現在運用回線数

電信

二六七回線

電話

八六五回線

無線施設

1、送受信所

送信所

小山、名崎、八俣、依佐美、河内

受信所

福岡、小室、小野

2、機械設備

送信機

電信用六七台、電話用二三台、計九〇台

受信機

電信用五一台、電話用二八台、計七九台

3、現在運用回線数

対米

電信三回線、電話三回線

対歐

電信四回線

対東亞

電信四回線

その他

進駐軍専用

電信送信機四台、電話送受信機各一台

氣象台専用

電信送信機一台

参考三

日本電信電話工事株式会社に関する説明

一、会社の成立

昭和九年、通信事業特別会計制度の実施を機として、事業の各部門に亘つて根本的に改善研究が行われることとなり、通信施設建設についても、審議を重ねた結果、工事の合理化、経済化を図る方法として昭和十年以降の新設工事の一部を試みに指定製造会社に請負わせ、その利害得失を実績について研究することとなり、市外電話長距離ケーブル工事の三区間と、自動局内装置工事の三局を夫々製造会社に請負わせ施行した。

当時、政府の電信電話拡張計画は、経済界の活況や國際的地位の激變等、内外の新狀勢に対応する施設を行うため四億二千万円に上る劃期的な大拡張計画を樹立し、第七十回帝國議會の協賛を経た。一方、さきに試験した請負工事の実績も良好なる結果を収めたので、政府はこの大拡張計画を遂行するため、民間の電気通信事業者に呼びかけ、建設工事については、寧ろ大半を請負として大いに民間

間の協力に期待する意のあることを明かにした。

ここにおいて、これら内外の狀勢に鑑み、電気通信関係業者の協力を待て、電気通信設備の建設と機器の販賣を担当する有力な民間企業会社の設立計画が具体化し、昭和十二年四月、日本電信電話工事株式会社誕生をみたのである。

二、会社の事業目的

会社は、通信省の電気通信施設の拡張改良や復旧工事を担当するため、製造会社が主な出資者となつて設立した請負会社で、年度や規則に拘束されない敏捷な工事材料の調達によつて、地域的に自由な機動力を発揮し、丁度全國をその管轄区域とした通信省の機動工務局のような性格をもつた特殊会社である。

通信省が請負工事とする工事の限界は、主として左記のような獨立した工事を目標にしている。

- 一、電信電話長距離ケーブル施設及び中継所の装置
- 二、主要都市電信電話局内装置、市内電話ケーブル施設及び電話加入

者宅内装置

三、無線電信、無線電話の施設

四、有線放送施設

三、資本金並びに主要株主

資本金 二千万円（拂込金一千万円）

主要株主

國際電氣通信株式会社、株式会社日立製作所、富士通信機製造
 株式会社、沖電氣株式会社、東京芝浦電氣株式会社、安立電氣
 株式会社、住友電氣工業株式会社、古河電氣工業株式会社、藤
 倉電線株式会社、日本通信工業株式会社、東洋通信機株式会社、
 大日本電線株式会社、東京電線株式会社、他四十九名

四、会社の工事状況（昭和二十一年度）

本省契約工事 一八四、四七四、一六円

通信局契約工事 七四、九八九、六二八円

合計 二五九、四六七、〇四四円

一、電波行政の運営に要する増員

逓信事務官 (二級)	七人
逓信技官 (二級)	二人
逓信事務官 (三級)	三十七人
逓信技官 (三級)	十六人

理由

文化國家の建設上、電波の利用は常に先導的的使命を擔うべきものである點にかんがみ、電波技術の急速且つ飛躍的發達を推進するとともに、電波施設運営の圓滑化を圖つて、その活用に完璧を期する必要があるので、その要員として前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内訳

區別	現在配置			改正配置			差引増減員		
	事務官	技官	計	事務官	技官	計	事務官	技官	計
一般無線管理	7	1	8	7	1	8	0	0	0
周波數割當	1	1	2	1	1	2	0	0	0
連合軍等の連絡折衝	1	1	2	1	1	2	0	0	0
陸上及び實験用施設の許否監督	1	1	2	1	1	2	0	0	0
無線装置工事業者の認定	1	1	2	1	1	2	0	0	0
船舶施設の許否監督及び局所開發	1	1	2	1	1	2	0	0	0
無線施設検査	1	1	2	1	1	2	0	0	0
計	20	7	27	20	7	27	0	0	0

區別	現在配置			改正配置			差引増減員		
	事務官	技官	計	事務官	技官	計	事務官	技官	計
無線通信士資格檢定	1	1	2	1	1	2	0	0	0
無線機器取扱	1	1	2	1	1	2	0	0	0
放送無線電話管理	4	1	5	4	1	5	0	0	0
放送事業監督	3	1	4	3	1	4	0	0	0
放送技術監督	1	1	2	1	1	2	0	0	0
外國情報受信	3	1	4	3	1	4	0	0	0
聽取無線電報許可廢止異動	8	1	9	8	1	9	0	0	0
同機操縦	6	1	7	6	1	7	0	0	0
同機操縦維持	6	1	7	6	1	7	0	0	0
同機操縦維持	6	1	7	6	1	7	0	0	0
同機操縦維持	6	1	7	6	1	7	0	0	0
同機操縦維持	6	1	7	6	1	7	0	0	0
計	38	11	49	38	11	49	0	0	0

29

合 計	超短波測定 施設	短波測定施 設	無線技術調 査	標準電波發 射	周波數標準	電波觀測
三						一
四一	四	二	一六	一	四	一
一一二	五	二	四	二	二	五二
一八三	二〇	二〇	四六	七	一四	一一
三四八	二九	二四	六六	一〇	二〇	九五
一九						一
四三	四	五	一三	一	三	三
一四九	六	七	二	一	一	八九
一九九	二	三	三	六	一	六一
四一〇	三	四	四九	八	一六	一五三
七						
二		三	△三		△一	一
三七	一	五	△三	△一	△二	三七
一六	三	一	△二	△一	△二	二〇
六二	四	一〇	△一七	△二	△四	五八

電波施設の維持に要する増員

逓信技官(二級) 一人
 逓信事務官(三級) 二人
 逓信技官(三級) 十五人

理由

昭和二十一年度末において竣工した電波測定施設及び昭和二十二年七月から運営すべき電波観測施設を維持するため、前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

要員算出内訳

電波測定施設維持要員

區別	保守選用	休暇要員	庶務	合計	査定
二級技官	一	人		一人	一人
三級事務官	八	一	一	九	七
三級技官	九	一	一	一一	九
計					

註 測定施設工程(大平測定所擴充)

短波電界強度測定機 二基
 電磁オツシログラフ 二台
 ブラウン管オツシログラフ 二台

中央電波觀測所施設維持要員

計	三級技官	三級事務官	區別	
			觀測	施設
八	八			
二	二			
一				
一				
一	一			
二	一			
九	八	一		

註 觀測施設工程（中央電波觀測所擴充）

- 精密周波數測定機 二台
- 水晶校正裝置 一台
- 非常電源裝置 一台

大平電波測定所要員配置調書

区別	現在配置		電波行政		施設維持		合計	
	算出	管理	算出	管理	算出	管理	算出	管理
二級事務官	2	1	3	1	1	1	6	4
二級技官	1	1	4	3	1	1	7	5
三級事務官	1	1	3	3	1	1	6	4
三級技官	10	1	3	3	7	1	11	5
事務員	2	1	2	3	2	1	5	5
技術員	3	1	4	4	1	1	8	6
管理要員	2	3	5	5	1	1	9	7
計	22	11	25	20	14	6	49	37

註 1、管理要員は算出人員合計の五分である。

2、大平電波測定所は千葉縣銚子市高神に六分室を有する。

中央電波観測所要員配置調書

区別	現在配置					電波改正					施設維持					合計				
	算出	管理	計	算出	管理	計	算出	管理	計	算出	管理	計	算出	管理	計	算出	管理	計		
二級事務官	1																			
二級技官	1																			
三級事務官	50																			
三級技官	41																			
事務員	11																			
技術員	22																			
管理要員	126																			
計	126	5	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131		

註 1、管理要員は算出人員合計の五分である。
 2、中央電波観測所は埼玉縣岩槻界神奈川縣三浦郡初声村に分室を有する。

一、監察機能の強化刷新に要する増員

逓信事務官（二級） 二十二名

逓信技官（二級） 九名

理由

現下の逓信事業の實情は各事業を通じて犯罪その他の悪質事故が頻發しつつあるのみでなく、事務の澁滞も亦甚しく、事業の信用は地に墜ちた感があり、これを急速且つ強力に矯正して國民の信頼を挽回しなければならぬところ、現在の監察機能は頗る弱体であつてその實效を期することは不可能であるから、この際、逓信事業の運行を正常な秩序に回復せしめる緊急措置として、業務監察機能を強化刷新するため前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内訳

部名	分掌事項	事務官 一級 三級	技官 二級 三級	雇員計
第一部	一、所管行政の考査一般に関すること。 二、所管事業の監察に關すること。第二部及び第三部の主管に屬するものを除く。 三、所管事業に屬する法律命令違反事項の處理に關すること。(同前) 四、他部に屬しないこと。	1 10	6 6	3 9 10 25
第二部	一、電氣通信事業の監察に關すること。 二、電氣通信事業に屬する法律命令違反事項の處理に關すること。 三、郵便爲替、郵便貯金、簡易	1 6	2 2 1	1 3 11 27

部名	分掌事項	事務官 二級 三級	技官 二級 三級	雇員計
第三部	一、生命保険及び郵便年金事業の監察に關すること。 二、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金事業に屬する法律命令違反事項の處理に關すること。 三、逓信相談所に關すること。	1 9	5 5	1 4 7 18
合計		3 23	13 11	28 70

附記

アラビヤ數字は現在配置人員の再掲である。

二級官増員理由

監察事務は、その対象に對して眞實を把握し、大局的見地から合理的判断をもつて措置することを要するものであつて、そのためには、監察員たる者は、事業知識に優れてゐるのみでなく、一般社會情勢にも通じて公正な批判力を有するものでなければならぬが、更にその立場を權威づけるためにも、現在のようにならぬが、更にその當らせてゐることは適當でなく、練達有能な二級官をして監察業務を擔當せしめ、三級官は單にその補助に當らしめることがむしろ當然の態勢でもあるので、これに伴つて二級官の配置を必要とするものである。

参考

昭和二十一年度逓信事業犯罪概況
一、犯罪人員及び被害金額

區別	人員	割合	被害金額	割合
郵内者	一〇三六	五四%	一三五、一九二	七三%
郵外者	四〇六	二一%	二六六、九五三	一四%
不明者	四八八	二五%	二四〇、八九六	一三%
合計	一九三〇		一八五、八九五	

三 部 内 犯 罪 者 事 業 別 人 員 及 び 被 害 金 額

區 別	人 員	割 合	被 害 金 額	割 合
郵 便	五九九	五九%	八五八〇七七	六%
電 信	二五	二%	二四〇五八六	二%
電 話	四八	五%	四五〇三六五	三%
爲 替 貯 金	二九五	二八%	一一、五七三、二三一	八六%
保 險 年 金	四四	四%	二四八五二〇	二%
其 他	二五	二%	一四九五一三	一%
合 計	一、〇三六		一三、五一九、二九二	

三 部 内 犯 罪 者 犯 罪 種 目 別 内 譯

區 別	人 員	割 合
郵 便 物 隱 匿 破 棄	二六	二%
小 包 窃 取 又 は 拔 取	四一三	四〇%
郵 便 物 在 裡 金 券 窃 取	一一五	一一%
爲 替 偽 造	二七	三%
料 金 横 領	一〇	一%
業 務 上 收 賄	四七	五%
預 金 偽 造	一〇三	一〇%
金 融 累 急 措 置 令 違 反	一〇六	一〇%
資 金 過 超 金 横 領	五二	五%
保 險 料 又 は 年 金 對 金 横 領	三八	四%
貯 金 不 正 確 申 告	八	一%
其 他	八一	八%
合 計	一、〇三六	

區別	人員	割合
長(特定局)	三〇	三%
事務官	一五	〇%
技官	一九	二%
通信手	一〇	一%
遞信手	四四	四%
事務員	一七	一%
工務員	一一	一%
工員	一	〇%
集配員	二九	二%
技術員	六一	九%
合計	一〇三六	

四部内犯罪者官職別内譯

三
電
氣
試
驗
所
官
制

電氣試験所官制定員増員調査

事項	官制定員				計
	一等	二等	三等	計	
電氣科学技術の研究	三				三
國際電氣通信株式会社の接收	一六	四七	二四	一三五	四九
電氣計器檢定業務等の施行	二	二	三	二二八	四九
電氣通信機器輸出品の検査	六	二	五	二八	三
計	六	六七	五一	一九四	三一八

一、電氣科學技術の研究に要する増員

逓信事務官（二級）	三人
逓信技官（二級）	十九人
逓信事務官（三級）	十六人
逓信技官（三級）	十一人

理由

電氣試験所は、我國における電氣に關する唯一の綜合研究機關として、現在、その基礎的研究は勿論、電氣通信、電力、電氣用品、電子管、電氣材料その他あらゆる分野に亘つての緊急な問題につき、全智能を動員結集して研究の強力な遂行を圖つてゐるのである。且つ又、從來、相當の研究員、研究設備並びに研究經費を擁して活潑な動きをなしてきた各種の民間研究機關が、資金その他の關係で舊來のような活動が望み難い現状において、電氣科學技術の研究は、今後は専ら電氣試験所の如き國家研究機關によつてその目的を達成するの外ないので、從

つて同所の擴充が緊急に要望せられてゐるのである。

電氣試験所においては、かかる新事態に對處し、既定の研究に徹底的検討を加えて再整備を圖る外、現下最も急速解決を要する新課題について研究機能の擴充を圖らうとするものであつて、そのための要員として前掲の増員を必要とするものである。その配置内訳は次のとおりである。

研究項目別要員配置内訳

區別	一技級官				二技級官				三事務級官				三技級官				計
	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	
電氣の基礎に関する研究	1				1	2	3	4	1	1			1	1	2	3	4
(一)電氣單本位維持の研究																	
(二)電氣に関する基礎科學の研究																	
(三)電氣測定に関する研究																	
電氣材料に関する研究																	
(一)電氣絶縁材料に関する研究																	
(二)磁性材料に関する研究																	
(三)電氣化學に関する研究																	
(四)電氣部品に関する研究																	
真空管に関する研究																	
(一)現用通信管に関する研究																	
(二)超短波真空管に関する研究																	
計	1				1	2	3	4	1	1			1	1	2	3	4
	1				1	2	3	4	1	1			1	1	2	3	4

區別	一技級官				二技級官				三事務級官				三技級官				計
	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	
(一)真空管に関する基礎研究																	
有線通信に関する研究																	
(一)印刷機電報に関する研究																	
(二)自動電信交換に関する研究																	
(三)搬送多線通信に関する研究																	
(四)ケーブルに関する研究																	
(五)通話標準及電報に関する研究																	
(六)長距離通信用送受機に関する研究																	
無線通信に関する研究																	
(一)無線通信に関する研究																	
(二)高周波送受機に関する研究																	
(三)移動用無線の研究																	
電波その他の應用に関する研究																	
計																	

- (一) 長距離送電に関する研究
- (二) 電力機器に関する研究
- (三) 電燈及電熱利用に関する研究
- (四) 電氣計測及制御に関する研究
- (五) 農業電氣開発による食糧増産の研究
- (六) 電氣探鉱及選鉱による国内資源開發の研究
- (七) 放電による肥料の研究
- (八) 風力發電の研究
- (九) テレビジョンの基礎的研究
- (一〇) テレビジョン原理の研究
- (一一) テレビジョン用真空管の研究

試作業務	電氣的統計機の研究	テレビジョン用真空管の研究	テレビジョン原理の研究	テレビジョンの基礎的研究	風力發電の研究	放電による肥料の研究	電氣探鉱及選鉱による国内資源開發の研究	農業電氣開發による食糧増産の研究	電氣計測及制御に関する研究	電燈及電熱利用に関する研究	電力機器に関する研究	長距離送電に関する研究
2	2			2								
3	4			4								
5	6			6								

區別	一級技官	二級技官	三級技官	計
庶務會計	1	5	26	32
企業調査			11	11
用品事務		1	18	19
電氣計器檢定業務	1		17	18
合計	4	6	62	72

附記

一、アラビヤ數字は新規配置人員の再掲である。

二、電氣試験所業務

庶務課、調整課、試験部、業務部、基礎部、材料部、電子部、通信部、電力部、試作工場、七出張所

二級事務官配置理由

電氣試験所の機能を遺憾なく發揮するためには、研究並びに試験業務の擴充強化と相俟つて、その事務的分野の強化が絶対に必要である。即ち研究並びに試験業務の實施に並行して、所内の庶務、會計、物品、厚生、勞務等各種事務を圓滑に遂行せしめねばならぬが、従來のような陣容では到底その目的を達し難いので、同所庶務課及び調整課を擴充強化して、あらたに庶務課、會計課、厚生課及び企畫課の四課からなる總務部を設置し、各課長に智識経験豊富な二級事務官を配置する必要があるのである。

電氣試験所總務部分課表

總務部				部
企畫課	厚生課	會計課	庶務課	課
研究試験業務の調査、企畫及綜合調整、研究成果の實用化、特許實用新案の實施、研究調査報告の編纂頒布、電氣技術の周知、利用奨励等	職員の給與、勞務、厚生福利、養成保健及共済事務等	歳入、歳出、豫算、決算、物品調達、物資受給計畫、營繕工事、歳入徴收官、支出官及出納官吏事務、國有財産の管理事務等	人事、文書、關係諸法規の制定改廢、公益法人の監督事務等	分掌事務

參與設置理由

電氣試験所における研究の成果を挙げるため、学界、官廳及び民間に
おける権威者を參與に委嘱し、以て同所の使命の遂行に寄與させようと
するものである。

一、國際電氣通信株式会社の接收に伴う増員

通信事務官（二級）	二人
通信技官（二級）	二十四人
通信事務官（三級）	四十七人
通信技官（三級）	百五十五人

理由

連合軍最高司令部の指示に基き、國際電氣通信株式会社を解散し、従来同社の取扱つてきた業務は通信省において承継することとなつたのに伴つて、その技術研究所の事務を電氣試験所に引継ぐため前掲の増員を必要とする。その内訳は次のとおりである。

合	部管空眞				第	第	第	第	区
	計	受信管課	送信管課	庶務課					
		(開子) (開子) (開子)	(大型) (大型) (大型)	(備務) (備務) (備務)	十	九	八	七	
		(空流) (空流) (空流)	(生立) (生立) (生立)	(庶務) (庶務) (庶務)	同	同	同	同	
計		(眞) (眞) (眞)	(眞) (眞) (眞)	(眞) (眞) (眞)					
二	一								二級官
二	二	二	二		一	一	一	二	三級官
四	一			一					技官
七	一								技官
一	三	三	三						技官
五	三	三	三						技官
七	一	一	一						層員
七	一	一	一						層員
一	一	一	一						計

第	第	第	第	第	第	調	試	庶	研	区
六	五	四	三	二	一			庶務課	研究	
同	同	同	同	同	研	査	作	(庶務、生活、會計需)	所	
					究	室	室		長	
										要員配
										内訳
										二級官
										三級官
										技官
										技官
										層員計

一、電氣計器檢定業務等の施行に要する増員。

逓信事務官（二級）

一人

逓信技官（二級）

三人

逓信事務官（三級）

二人

理由

電氣計器檢定その他の試験業務は、我國産業の復興に伴つてその申請件数は急激に増加する見込であるから、その檢定施設を整備するとともに、機器の品位の向上、規格の統一、製作技術の改善等についての調査研究を行つて、製品の量的、質的向上を圖る要があるので、その要員として前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

計	企 業 調 査	庶 務 會 計	無線 方位 測定 機試 験業 務	エツ クス 線檢 定業 務	電氣 用品 試験 業務	電氣 用品 取締 業務	現 地 試 験 承 認	監 督 事 務 （公益 法人 駐在）	電氣計器檢定業務		別	要員配置 内譯
									電氣計器檢定	電氣計器檢定		
—									—	—		一技 級官
1		1										二事 級官
—		—										二技 級官
3	1				1					1		二技 級官
—	—			—	—	—	—	—	—	九	—	二技 級官
2		2										三事 級官
—	—	四							五	七	—	二事 級官
三	八	二	—	—	三	二	—	二	八	一	二	三技 級官
6	1	3			1					—	—	計
七	四	五	—	—	四	四	—	—	一	三	—	一五 三
三									四	五		

附記

アラビヤ数字は新規配置人員の再掲である。

一、電氣計器檢定業務等所要人員調査

區別	電氣計器檢定業務	電氣計器檢定業務 (別紙の册)	現地試験業務	型式承認業務	電氣用品取締業務	電氣用品試験業務	エツクス線検定業務	無線方位測定機試験業務	庶務	企畫調査	合計
及取 び 簡 便 数	—	—	四 三 五 箇	三 四 件	一 九 〇 〇 件	七 七 〇 〇 件	三 〇 三 九 箇	五 〇 三 九 箇	—	—	—
一 技 級 官	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二 技 級 官	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三 技 級 官	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一 級 官	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二 級 官	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三 級 官	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	四 三 五 箇	三 四 件	一 九 〇 〇 件	七 七 〇 〇 件	三 〇 三 九 箇	五 〇 三 九 箇	—	—	—

電算計器檢定業務所要人員算出内様

電算計器檢定局所	一般申請の分	申請の分	見込箇數	一級官	二級官	三級官	事務官	四級官	技	官	計
東京	190000	900000	2200000	1		1				3	7
名古屋出張所	100000		1000000			2				2	6
大阪出張所	300000	3100000	3900000			1				3	6
廣島出張所	300000		3000000			1				2	4
福岡出張所	170000	200000	2100000			1				2	4
福岡出張所	170000		1700000			1				2	4
札幌出張所	170000		1700000			1				2	4
合計	590000	600000	7000000	1		9				18	35

参
考

電氣計器檢定申請見込総数

年 度 別	官營の分 (一般申請のもの) 個	民營の分 (民營申請のもの) 個	計
昭和二十二年	三九六,〇〇〇	六七〇,〇〇〇	一,〇六六,〇〇〇
昭和二十三年	六三〇,〇〇〇	六二〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇
昭和二十四年	七一三,〇〇〇	六八八,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇

一、電氣通信機器輸出品の検査に要する増員

逓信技官(二級) 五人

逓信事務官(三級) 二人

逓信技官(三級) 二十八人

理由

電氣通信機器は食糧、原材料その他の輸入見返品として我國重要輸出品の一つであるが、現状においては相當の粗悪品があり、その輸出に當つては特に嚴重な検査を必要とするところであるが、これらの機器は高度の技術製品であるため、電氣試験所以外ではその検査を行ひ得ない状況であるので、同所における検査要員として前掲の増員を必要とするものである。

電氣通信機器輸出品検査業務に要する所要人員算出内訳

品名	同上内訳	個数	技官二級	技官三級	備考
電話機交換機類 三局	電話機類	一五〇〇〇個			
	スイッチ類	一五〇〇〇個			
	ボード類	一五〇〇個			
電信機類 二〇組	印刷電信機類	六〇個			
	装置類	四〇個			
携帯搬送装置		一〇〇組			
裸線搬送装置		五〇〇個			
無装荷ケーブル用搬送装置		一〇〇個			

品名	同上内訳	個数	技官二級	技官三級	備考
通信用電線 一五〇軒	一四對機差ケーブル	二二軒			
	三〇對市内ケーブル	二五軒			
	五〇對市内ケーブル	二〇軒			
	三〇對市内ケーブル	二〇軒			
各種線類 一〇〇噸	覆銅線	三〇噸			
		三〇噸			
		一六 ^m / _m 20 ^m / _m 26 ^m / _m			
送信機 一—二KW級		五〇組			
受信機 100—1000KW級		五〇〇〇個			
移動用無線装置		五〇〇〇個			

通信用真空管類 受信真空管類	電池類	發動發電機類	一〇 KVA級	一五 KVA級	一五 KVA級	整流装置	合計
	10000 AH 10000 AH 10000 AH	10000 AH	10000 AH	10000 AH	10000 AH	10000 AH	10000 AH
30001 50001 70001		10000	10000	10000	10000	10000	10000

参考

電氣通信機器輸出申請見込個數調

種別	品名	單位	數量
有線機械	電話器交換機類	局	三
	電信機類	組	二〇
	攜帶搬送裝置	組	一〇〇
	裸線搬送裝置	組	五〇
	無裝荷ケ一装ブル	組	一〇
	無線	機	一〇
	送信機	機	一〇
	受信用無線裝置	機	一〇〇
	移動用無線裝置	機	五〇
	送信真空管類	個	五〇〇〇
線材	受信真空管類(ラジクオ用)	個	五〇〇〇
	各種線類	噸	一〇〇
	發動發電機	台	二〇
	電動發電機	台	二〇
	五〇 KVA 級	台	一〇
	一五 KVA 級	台	五〇
	整流裝置	組	三〇〇
	電池類	個	一〇〇〇
	測定器類	個	一〇〇〇
	計器類	個	一〇〇〇
その他	計器類	個	一〇〇〇
	測定器類	個	一〇〇〇
	電池類	個	一〇〇〇
	整流裝置	組	三〇〇
	電動發電機	台	二〇
	發動發電機	台	二〇
	各種線類	噸	一〇〇
	受信真空管類(ラジクオ用)	個	五〇〇〇
	各種線類	噸	一〇〇
	計器類	個	一〇〇〇

逓信局官制

逓信局官制定員増減員調書

事項	事務官		技官		計
	二級	三級	二級	三級	
日本電信電話株式会社の接收	二	三七	三〇	一五〇	二一九
電波行政の運営	九	五二	一	一九	八〇
電波施設の維持	一	六一		五四	一一七
監察機能の強化刷新	一一八	△五七	三三	四	一〇八
計	一四〇	九三	六四	二二七	五二四

一、日本電信電話工事株式会社の接收に伴う増員

逓信事務官（二級） 二人

逓信技官（二級） 三十人

逓信事務官（三級） 三十七人

逓信技官（三級） 百五十人

理由

逓合軍最高司令部の指示に基き、日本電信電話工事株式会社を解散し、従来同社の取扱つてきた業務は逓信省において承継することとなつたのに伴つて、前掲の増員を必要とする。その内訳は次のとおりである。

区	松	熊	仙	札	谷
別	計	計	計	計	計
事務官	1	1	1	1	1
技官	1	1	1	1	1
三級技官	1	1	1	1	1
四級技官	1	1	1	1	1
職員	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1
備					
考					

区	長	名	金	大	廣
別	野	古	屋	坂	島
事務官	1	1	1	1	1
技官	1	1	1	1	1
三級技官	1	1	1	1	1
四級技官	1	1	1	1	1
職員	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1
備					
考					

要員配置内訳

従来の東京支社は本省
 機材の吸収し、東京以外
 の各地支社及び出張所
 は各通信局に吸収する
 ものである。

電波行政の運営に要する増員

逓信事務官（二級）	九人
同（三級）	五十二人
逓信技官（三級）	十九人

理由

文化國家の建設上、電波の利用は常に先導的的使命を擔うべきものである點にかんがみ、電波技術の急速且つ飛躍的發達を推進するとともに、電波施設運営の圓滑化を圖つて、その活用に完璧を期する必要があるので、その要員として前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

區別	現在配置			改正配置			差引増減員		
	一級	二級	三級	一級	二級	三級	一級	二級	三級
一般無線管理	15	25	113	27	22	108	12	3	5
連合軍等の連絡折衝			96	10		108	10		
陸上及び陸の許否監督	5	6	11	5	5	10	1	1	
無線装置工事業者の認定	3	3	6	3	3	3	1		
船舶施設の許否監督及び局所開廢	6	6	39	6	5	20	2	1	1
無線施設検査	1	7	26	3	10	21	2	3	1
無線機器取扱			25			21			
計			249			265			16

區別	現在配置			改正配置			差引増減員		
	一級	二級	三級	一級	二級	三級	一級	二級	三級
放送無線電話管理	22	16	297	18	18	269	4	2	28
放送事業監督	13	12	21	10	10	20	3	2	1
放送取締	9		64	2		60	7		4
放送技術監督			19			10			9
外國情報受信			33			22			11
無線電機取替			112			100			12
無線電機維持			22			22			
電波観測			23			100			77
計			383			355			28

合	射	標準電波發
計		
三九		
四三		
四八四		一
二三五		五
八〇一		六
四八		
四三		
五三六		一
二五四		四
八八一		五
九		
五		
一九		△二
八〇		△一

一、電波施設の維持に要する増員

逓信事務官 (二級)	一人
逓信技官 (二級)	一人
逓信事務官 (三級)	六十一人
逓信技官 (三級)	五十四人

理由

昭和二十一年度末において竣工した標準電波施設及び昭和二十二年七月から運営すべき電波観測施設を維持するため、前掲の増員を必要とする。その算出内譯は次のとおりである。

要員算出内譯
一、標準電波施設維持要員

區別	運用保守	庶務	合計	査定
三級事務官	一人	一人	二人	一人
三級技官	四		四	一

註 標準電波施設工程 (檢見川送信所擴充)

五キロワット短波送信装置 一式

参考

電波観測施設概要

受信機	精密周波数测定機	方向探知機	同(自動車)	電界強度測定機	送受信装置	非常電波装置	區別	台数
—	—	—	—	—	—	—	大阪	1
—	—	—	—	—	—	—	福岡	1
—	—	—	—	—	—	—	札幌	1
—	—	—	—	—	—	—	仙台	1
—	—	—	—	—	—	—	鳥取	1
—	—	—	—	—	—	—	輪島	1
—	—	—	—	—	—	—	鹿児島	1
—	—	—	—	—	—	—	根室	1
—	—	—	—	—	—	—	計	8
—	—	—	—	—	—	—	備考	—

電波観測要員

區別	二級事務官	二級技官	三級事務官	三級技官	計	監視及受信機	周波数测定機	方位测定機	電界強度测定機	統計	庶務人員	要員	査定
大阪	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	—	—	—	—	88	—	—	—	—	—	—	—	—
札幌	—	—	—	—	71	—	—	—	—	—	—	—	—
仙台	—	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取	—	—	—	—	101	—	—	—	—	—	—	—	—
輪島	—	—	—	—	28	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島	—	—	—	—	42	—	—	—	—	—	—	—	—
根室	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	479	—	—	—	—	—	—	—	—

一、監察機能の強化刷新に要する増減員

- 逓信事務官（二級）増員 百二十八人
- 逓信技官（二級）増員 三十三人
- 逓信事務官（三級）減員 五十七人
- 逓信技官（三級）増員 四人

理由

現下の逓信事業の實情は各事業を通じて犯罪その他の悪質事故が頻發しつつあるのみでなく、事務の澁滞も亦甚しく、事業の信用は地に墜ちた感があり、これを急速且つ強力に矯正して國民の信頼を挽回しななければならぬところ、現在の監察機能は頗る弱体であつてその實效を期することは不可能であるから、この際、逓信事業の運行を正當な秩序に回復せしめる緊急措置として、業務監察機能を強化刷新するため前掲の増減員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

計	現在配置		改正配置		差引増減員	
	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官
東京	115	1	113	6	2	5
長野	5	1	5	1	0	0
名古屋	8	2	7	4	1	2
金澤	4	1	5	1	1	1
大阪	14	3	19	5	5	2
廣島	9	3	14	4	5	1
松山	6	1	9	2	3	2
熊本	1	1	18	5	17	1
仙台	8	1	15	4	7	1
札幌	8	1	10	3	2	1
計	188	14	236	31	48	17

甲

昭和
7.21

大臣

政務次官

次官

法令書派委員

事務審査委員

案申請

内閣総理大臣

大臣

二二二四

昭和二十二年七月十日

80

文 64
22.7.11

通信省官制の改正について

通信省官制の一部を改正する必要があるから、別紙政令案を具して

閣議を求めらる。

逓信省官制の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

一九〇九年十一月二日

内閣総理大臣

逓
信
院

逓信省官制の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「電氣通信」を「電氣通信」に改める。

第十三條の二 電氣通信監は、一級の逓信事務官又は逓信技官を以て、これに充てる。逓信大臣の命を承けて、電務局及び工務局において掌る事務を監督し、並びに他の局部において掌る電氣通信に關する事務の連絡調整に關する事項を掌理する。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

逓 信 大 臣

内閣總理大臣

逓 信 院

理由

電気通信事業の急速なる整備復旧に関する諸施策を強力に推進するため、逓信省に電気通信監を置く必要があるからである。

逓
信
院

参照

逓信省官制抄録

第六條 電務局においては、電氣通信及びこれに附帶する業務に關する事務を掌る。

第七條 工務局においては、電氣通信施設の建設及び保存に關する事務を掌る。

第十三條 逓信省に左の職員を置く。

電氣通信監

營繕部長

逓信事務官又は逓信技官

專任八人

逓信事務官

逓 信 院

專任一人

專任百二十一人

專任六千九百三十七人

逓信技官

專任八人

專任二百二十二

專任九百二十八人

營繕部長

前項の職員の外、逓信省に逓信手を置く。三級官の待遇とする。

第十三條の二 電氣通信監は、一級の逓信事務官又は逓信技官を以て、これに充てる。逓信大臣の命を承けて、電務局及び工務局に

おいて掌る事務を監督し、並びに他の局部において掌る電氣通信

に關する事務の連絡調整に關する事項を整理する。

附則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

遞
信
院

庚午

甲

内閣總理大臣

逕 呈 大 臣

案 申 請

主計局長

大 長

[Handwritten signature]

大藏省

法 律 審 判 委 員 會

服 務 高 等

通 信 大 臣

政 務 次 官

次 官

秘 第 三 二 二 號

昭和二年一月二十八日

G. H. Q

885

87

通信講習所官制等の改正について

通信講習所官制及び郵便講習所官制の一部を改正するの必要があるから、別紙政令案及び理由書を具して閣議を求めらる。

逓信講習所官制等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御饗

年 月 日

内閣総理大臣

逓
信
院

政令第 号

第一條 逓信講習所官制の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「専任七百七十八人」を「専任五百四十八人」に、「専任百三十六人」を「専任二百六十九人」に、「専任十六人」を「専任十八人」に改める。

第二條 無線電信講習所官制の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「専任五十九人」を「専任三十一人」に、「専任十四人」を「専任十四人」に改め、同條第二項中「所長ハ」の下に「一級又ハ」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

逓 信 院

逓 信 大 臣

内閣総理大臣

理由

通信講習所及び無線電信講習所における教員及び事務職員の充実に
を凶々ため、通信講習所官制及び無線電信講習所官制の一部を改正
する必要があるからである。

通信院

參照

逓信講習所官制抄録

第三條 逓信講習所ニ配ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長

逓信教官

專任一人

一級

二百五人

專任七十七人

二級

五百四十八人

專任四百八十八人

三級

逓信事務官

十六人

專任十人

二級

二百三十九人

專任百三十八人

三級

逓信技官

逓信院

專任一人

二級

十八人

專任十人

三級

所長ハ二級ノ逓信教官ヲ置テ之ニ充ツ但シ高等逓信講習所ノ所長ハ一級ノ逓信教官ヲ以テ之ニ充ツ

参照

無線電信講習所官制抄録

第三條 無線電信講習所ニ連ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長

通信教官

専任 一人 一級

専任 六十五人 二級

専任 二十四人 三級

専任 五十九人 三級

通信事務官 四人 二級

専任 十一人 二級

専任 十四人 三級

通信技官 一人 二級

専任 十人 二級

専任 五人 三級

所長ハ一級又ハ二級ノ通信教官ヲ以テ之ニ充ツ

通信院

昭和二十二年十一月

逓信、官制等改正理由書

逓
信
省

目次

一、官制定員増減一覽表

二、通信講習所官制

三、無線電信講習所官制

丁 數

一

三

一八

一、官制定員増減一覽表

官前定員増減一覽表
 △印字機員を示す。以下同じ。

逓信事務所

事務官 (二級)	一	〇	三	一	五
同 (三級)	一	〇	三	一	五
技官 (二級)	一	〇	三	一	五
同 (三級)	一	〇	三	一	五
教官 (二級)	一	〇	三	一	五
同 (三級)	一	〇	三	一	五
計	三	一	六	二	八

無線電信事務所

事務官 (二級)	一	〇	三	一	五
同 (三級)	一	〇	三	一	五
技官 (二級)	一	〇	三	一	五
同 (三級)	一	〇	三	一	五
教官 (二級)	一	〇	三	一	五
同 (三級)	一	〇	三	一	五
計	三	一	六	二	八

合計

事務官 (二級)	一	〇	三	一	五
同 (三級)	一	〇	三	一	五
技官 (二級)	一	〇	三	一	五
同 (三級)	一	〇	三	一	五
教官 (二級)	一	〇	三	一	五
同 (三級)	一	〇	三	一	五
計	三	一	六	二	八

三 遊 信 講 習 所 官 制

逓信講習所官制定員増員調査

計	逓信講習所の養成期間延長等		逓信講習所の事務機能強化		計	
	事務官	技官	技官	教員	事務官	技官
	二級	三級	二級	三級	二級	三級
	15	103	1	2	118	120
	15	103	1	2	118	120
	15	103	1	2	118	120

一、通信講習所の養成期間延長等に伴う増員

通信教官（二級） 百二十八人

同（三級） 六十二人

理由

通信講習所の機帯を拡充強化し、高等通信講習所及び普通通信講習所とも養成期間を一箇年延長したので、その学年進行に伴う要員とともに、普通字科の充実及び研修部並びに研修科の設置に伴う要員として前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

區別	養成定員	総数	出人員	同上内訳	備考
高等	1415	11	78	11	高等養成所は本邦が 六部、専修部及び研修部 合計を一級官とする 高等養成所は本邦が 六部、専修部及び研修部 合計を一級官とする 高等養成所は本邦が 六部、専修部及び研修部 合計を一級官とする 高等養成所は本邦が 六部、専修部及び研修部 合計を一級官とする
郵務科	1100	6	13	7	
電信科	1100	3	6	7	
電新科	1100	2	1	5	
無線通信科	1000	2	6	7	
技藝各科	570	1	5	1	
印刷部行政		2	4	1	
技藝科		2	4	1	
専修部教育	500	2	3	1	
国際通信科	500	2	3	1	
東京	1800	5	17	11	
本所高等部	1200	1	6	6	
普通部	800	2	1	5	
高和	500	1	2	2	
石和	300	2	4	5	
民分寺	300	7	7	5	
千葉	200	7	7	5	
研修科	150	9	8	8	
本所高等部	100	3	3	3	
普通部	100	3	3	3	
新設	150	3	3	3	
所修	150	3	3	3	

職別	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海
陸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
海	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
海	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
海	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
海	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

職別	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海	陸	海
陸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
海	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
海	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
海	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
海	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

原本不明瞭

参考一

昭和二十二年年度養成人員調査書

高等通信										區別
郵務科	電信科	電報科	無線通信科	技術各科	行政科	教育科	高等部	普通部	計	區別
七〇	四〇	七〇	三五	一九〇	五〇	五〇	一〇〇	一〇〇	七〇	郵務科
二一〇	一五〇	二一〇	一〇五	五七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七一五	電信科
二一〇	一五〇	二一〇	一〇五	五七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七一五	電報科
二一〇	一五〇	二一〇	一〇五	五七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七一五	無線通信科
二一〇	一五〇	二一〇	一〇五	五七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七一五	技術各科
二一〇	一五〇	二一〇	一〇五	五七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七一五	行政科
二一〇	一五〇	二一〇	一〇五	五七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七一五	教育科
二一〇	一五〇	二一〇	一〇五	五七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七一五	高等部
二一〇	一五〇	二一〇	一〇五	五七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七一五	普通部
二一〇	一五〇	二一〇	一〇五	五七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七一五	計
二一〇	一五〇	二一〇	一〇五	五七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七一五	再教育

普通通信						區別
郵務科	電信科	電報科	技術科	高等部	普通部	區別
一三〇	八六〇	三九〇	六二〇	九八〇	四八四〇	郵務科
一三〇	八六〇	三九〇	六二〇	九八〇	四八四〇	電信科
一三〇	八六〇	三九〇	六二〇	九八〇	四八四〇	電報科
一三〇	八六〇	三九〇	六二〇	九八〇	四八四〇	無線通信科
一三〇	八六〇	三九〇	六二〇	九八〇	四八四〇	技術科
一三〇	八六〇	三九〇	六二〇	九八〇	四八四〇	高等部
一三〇	八六〇	三九〇	六二〇	九八〇	四八四〇	普通部
一三〇	八六〇	三九〇	六二〇	九八〇	四八四〇	計
一三〇	八六〇	三九〇	六二〇	九八〇	四八四〇	再教育

通信講習所部科の概要

(一) 高等通信講習所

区別	養成期間	入学資格	養成対象	備考
本 郵務科 電信科 電話科 無線通信科 線路技術科 機械技術科 傳送技術科 無線技術科 国際通信科 教育部	三年 三年	中卒程度	管理要員 業務関係 技術関係	業務関係 技術関係 対外通信要員としての補修教育 教官としての専門教育

区別	養成期間	入学資格	養成対象	備考
行政科 技術科 臨時特別科	一年	大学卒程度	高級幹部	業務関係 見習士全員 高文 高専 其他 選抜 臨時必要の場合に開設

普通通信講習所

区別	養成期間	入学資格	養成対象	備考
普通通信科	二年	國高卒程度	事務員級 工務員級	現業員としての総合教育
高等郵務科	一年	甲類 普通部 卒	中堅現業員	
電信科				
等部	一年	乙類 中 卒		
電話科				
部	三年	丙類 専修部 電話 科卒	築配員 電話事務員	特務職員としての事業教育
専業科				
部	三年	國高卒程度	現業幹部	男女幹部に対する再教育
技術科				
部	六月			
部	三月			

臨時特別科	区別	養成期間	入学資格	養成対象	備考
					臨時必要の場合に開設

教育機関設置状況

本所名	支所名	分室名	計
高等通信	高崎、石和	吉祥寺 国立、千葉	二
東京	新潟		二
名古屋	静岡、鈴鹿		三
金沢			一
大阪	京都	枚岡、淀、東淀川、兵庫	六
広島	山口	田布施、厚狹、嘉川、四辻	六
四国			一
熊本	長崎、福岡、大分、天草、筑後	熊石原	七
仙台	大湊		二
札幌	八雲、釧路	旭川、北見、函館	六
計			四一

一、通信講習所の事務機能の強化に要する増員

通信事務官（二級）	十五人
通信技官（二級）	一人
通信事務官（三級）	百三人
通信技官（三級）	二人

理由

昭和二十年度から通信講習所の制度を根本的に改正して、通信講習所官制を制定し、独立の官廳として、一般養成事務の外、支出官事務、職員生徒の厚生事務及び対外折衝を講習所に専行せしめることとしたのであるが、当時戦争激化中のため極度の予算的制肘を受けて、これに必要な要員を配置することができず、僅少の教官が事務要員を兼ねるような状態であつたため、事務、教授面ともに支障を生ずることが甚しかつたのであるが、終戦後、日本再建のために教育の重要性が高唱され、通信講習所においても、高等、普通ともに養成期間を一箇年延長することとしたため、これに伴う事務も激増し、対外折衝も愈々

重要となつてきたので、その機能を強化して事務遂行に遺憾のないようにするため、前掲の増員を必要とする。その配置内訳は次のとおりである。

東	本	石	石	分	千	長	本	新	名	本	醫
所	所	和	寺	藥	野	所	海	岸	古	所	所
六八〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

區	別	養成定員	標準	算出人員	同上	內	備	考
郵務	科	一〇〇〇						
電信	科	一〇〇〇						
電話	科	一〇〇〇	附記 依る	一四				
無線通信	科	一〇〇〇						
技術各科	科	一〇〇〇						
研究進行科	科	一〇〇〇						
技術科	科	一〇〇〇						
專修部教科	科	一〇〇〇						
國際通信科	科	一〇〇〇						

區	別	委成定員	標準	昇出人員	同上	二級官	三級官	備考
仙臺	石	六八五		九	一	八		
岩手	石	一〇〇		二		二		
秋田	石	二〇〇		三		三		
山形	石	二〇〇		三		三		
福島	石	二〇〇		三		三		
茨城	石	二〇〇		三		三		
栃木	石	二〇〇		三		三		
群馬	石	二〇〇		三		三		
埼玉	石	二〇〇		三		三		
千葉	石	二〇〇		三		三		
東京	石	二〇〇		三		三		
神奈川	石	二〇〇		三		三		
山梨	石	二〇〇		三		三		
長野	石	二〇〇		三		三		
岐阜	石	二〇〇		三		三		
愛知	石	二〇〇		三		三		
三重	石	二〇〇		三		三		
滋賀	石	二〇〇		三		三		
京都	石	二〇〇		三		三		
大阪	石	二〇〇		三		三		
兵庫	石	二〇〇		三		三		
奈良	石	二〇〇		三		三		
和歌山	石	二〇〇		三		三		
徳島	石	二〇〇		三		三		
香川	石	二〇〇		三		三		
高松	石	二〇〇		三		三		
愛媛	石	二〇〇		三		三		
高知	石	二〇〇		三		三		
福岡	石	二〇〇		三		三		
佐賀	石	二〇〇		三		三		
熊本	石	二〇〇		三		三		
大分	石	二〇〇		三		三		
宮崎	石	二〇〇		三		三		
鹿児島	石	二〇〇		三		三		
沖縄	石	二〇〇		三		三		

厚田	山本	兵衛	東洋	松本	京都	大阪	東京	本所	大阪	本所	金澤	美濃
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

計	電報科専修係員									
	函	北	旭	釧	八	本	札	大	本	所
一五八八	八五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	七〇	一五	三〇	三〇
二五三	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一
一五九	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一

附記	算出標準	
	現在配置	人員
一	一三	一三
二	一八	一八
三	一五	一五
四	一〇	一〇

算出標準

一 各本支所毎に生徒數一〇〇名に付委員二名とし一〇〇名以上一〇〇〇名迄毎に一名を附すものとする

二 電報科専修係員として三府四二縣及び北海道二府の主要電報科専修係員を
 應居に夫々事務官一名を配置するものとする

三 二級及び三級教員並びに同相當官全員につき五名の事務官を配置するものとする

無線電信講習所官制

112

無線電信講習所官制定員増減員調書

計	無線通信士の養成	事項	
		事務官	技官
三	三	二級	二級
七	七	三級	三級
一	一	二級	二級
一	一	三級	三級
一	一	一級	一級
四一	四一	二級	二級
△三五	△三五	三級	三級
一九	一九	計	計

一、無線通信士の養成に伴う増減員

通信教官(一級)増員	一人
通信事務官(二級)増員	三人
通信技官(二級)増員	一人
通信教官(二級)増員	四十一人
通信事務官(三級)増員	七人
通信技官(三級)増員	一人
通信教官(三級)減員	三十五人

理由

文化日本建設のため重要な役割を担当し、今後量質ともに高度の進歩
 発達を予想せられる無線通信並びに電波工業部門に従事すべき、通信及
 び技術一体の優秀な無線要員の養成を行う必要があるため、これに伴つ
 て前掲の増減員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

所要人員算出内訳

一、総括

区別	統計	同級教官	二級教官	同事務官	同技官	三級教官	同事務官	同技官	同計
統計	八九	二六	二四	二二	一四	一	五	四	一一一
統轄	六五	二	二	二	二	二	二	二	一一一
所屬	二四	二	二	二	二	二	二	二	一一一
業務	二	二	二	二	二	二	二	二	一一一
庶務	一	一	一	一	一	一	一	一	一一一
その他	一	一	一	一	一	一	一	一	一一一
計	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
現在	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
要増減	九	九	九	九	九	九	九	九	九

二、教務

区別	統計	同級教官	二級教官	同事務官	同技官	同計
統計	一七〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
統轄	一七〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
所屬	一七〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
業務	一七〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
庶務	一七〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
その他	一七〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
計	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇
現在	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇
要増減	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇

三、庶務その他

区	別		算出率	算出人員	合計	在定	同		
	基本	算出					一級技官	二級技官	三級技官
二級官以上及び二級官相当者	七八	人	五	四	七	人	四	一	人
養成生徒数	一九〇〇		〇一五	三					
三級官及び三級官相当者	三一		五	二	四七	二			
養成生徒数	一九〇〇		二三五	四五	四七	二			
計					五四	二六	四	一	二一

附記 右の外、中央無線電信講習所に於ける医務職員として二級技官一人並びに中央、大阪、熊本及び神台各無線電信講習所における機器の保守、実験等の要員として三級技官四人を要する。

中央無線電信講習所長に一般教官配置理由

無線電信講習所は、將來益々高度の発達を予想せられ、且つ、我國通信並びに工業面において重要な地位を占めるべき無線通信及び電波工業部門に従事する要員の養成機関であるが、特に中央無線電信講習所においては、本年度より専攻科生の養成を行うので、同所の教官及び生徒は、専門学校以上の実質を具備するものであり、且つ同所は他の無線電信講習所に対して、推進的、指導的立場にある関係もあるから、同所長には特に一級の通信教官を配置し、以て優秀なる無線通信士養成の最高責任者として、その職責の遂行に当つて遺憾のないことを期せんとするものである。

参考

昭和二十二年度無線電信講習所生徒養成計画

計	特 科	本 科	専 攻 科	科 所 別
九五〇		三〇〇	六五〇	中 央
二五〇		二五〇		大 阪
二〇〇		二〇〇		防 府
三五〇		三五〇		熊 本
一五〇	五〇	一〇〇		仙 台
一九〇〇	五〇	一二〇〇	六五〇	計

一月二十七日。C.C.S. 提出。消去。未承認。件。
承認後。処理。云々。

甲

密 第一四 號

昭和二十三年一月二十七日立案
昭和 年 月 日 達 津 校 合

服務

大臣

職務大臣

次官

了

案

案 申請

管主 秘書課長

法令審議委員会

内閣総理大臣

逓信大臣

逓信省官制の改正について

G.H.Q.
信

128

逓信省官制の一部を改正する必要があるから、別紙法律案及び理由書を具して、閣議を求めらる。

逓信省官制の一部を次のように改正する。

第二條中「逆則に掲げるものの外、」の下に「従業員の養成及び」を加える。

第三條中「總務局」を「経理局」に改める。

第四條中「總務局」を「経理局」に改め、第一号及び第三号を削り、第二号を第一号とし、第四号を第二号とし、同條に次の一号を加える。

三 所管事業の周知宣傳に關すること。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

理由

会計事務を的確に行い、通信事業を効率的に運営するため、会計事務所掌部局を刷新強化することを目的として総務局を解体し、新たに経理局を設置するため通信省官制の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参照

逓信省官制抄録

第二條 大臣官房に於ては、通則に於けるもの外、従業員の養成及

び所官行政の考査一般に關する事項を掌る。

第三條 逓信省に左の八局を置く。

総務局
逓信局

労働局

郵務局

電務局

工務局

電波局

貯金局

資材局

第四條 総務局に於ては、左の事項を掌る。
經理局

一 所官行政の連絡調整に關すること。

二 採算、決算並びに會計及びその監査に關すること。

三 従業員の養成に關すること。

四 所官行政に關する税則に關すること。

三 所管事務の周知宣傳に關すること。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年一月

迎信管官制中改正理由書

迎

信

管

124

現在逓信省総務局においては、予算、決算、計理、会計監査等の会計関係事務の外、所管行政の連絡調整、従業員の養成及び渉外に關する事務を主管してゐるか、現下の通信事業の現狀に鑑み、会計関係事務の遂行に裕段の整備充實を計る必要が痛感せられ、特に昭和二十二年度より六期を見た通信事業特別会計制度の改正の趣旨に沿つて、所管の各事業の企業的經營の徹底を期するためには、会計監査の強化を計るとともに、原價計算、事業別の收支分計を行ふ等事業經營の強化を以て合理的科学的会計管理を必要とするものである。

従つて、これによつて明らかなる通信事業とその財政的管理を的確に行ひ、会計事務を効率的に遂行するためには、会計機關を刷新強化する必要があるので、ここに總務局を併合し、総務局を新設せんとするものである。これと共に、会計事業と緊密な關係を有する統計事務及び事業の財政的好轉のために重大な影響を有する周知宣傳事務も併せて総務局において掌理し、従來の總務局主管の所管行政の連絡調整、従業員の養成及び渉外の手務は、大臣官房に移すものである。

経理局新設に伴う分課改正の要領

一、総務課を併合する。

1. 庶務及び総務を会計課へ移す。

2. 連絡調整事務を大臣官房文書課へ移す。

3. 周知事務を拡大し周知宣傳課を新設する。

二、監査課を強化整備する。

1. 監査課は会計監査事務のみ専管する。

2. 決算、事業別分計、会計法規事務を以て会計課を新設する。

3. 経理税計事務を基底として税計課を新設する。

三、教養課を大臣官房へ移す。

四、渉外室を大臣官房へ移す。

これによつて分課の改廢は次のとおりである。

廃止するもの

総務課

新設するもの

会計課

税計課

周知宣傳課

郵務局分課分事表

課名	分	事	務
總務課	一、所管行政の連絡調整に關すること。 二、所管行政に關する統計に關すること。 三、通信事業の周知宣傳に關すること。 四、本省廳舎、官舎及び附屬建物の管理に關すること。 五、本省所屬の船車の保管及び供給に關すること。 六、本省の廳中取締及び廳務に關すること。 七、局中他課に屬しないこと。		
主計課	一、歳入及び歳出の予算に關すること。 二、本局主管に屬する予算の経理に關すること。 三、通信官署（特定郵便局及び電信電話取扱所を除く。）の渡切経費の支給に關すること。 四、本局主管に屬する収入、支出及び現金の出納に關すること。		

課名	分	事	務
監査課	五、雇員（他の主管に屬するものを除く。）の定員、定率、服務及び給與に關すること。 一、歳入及び歳出の決算に關すること。 二、通信事業特別会計所屬の資本の計算に關すること。 三、通信事業特別会計所屬の支拂元の訂理に關すること。 四、國際電氣通信株式会社の株式の管理に關すること。 五、会計に關する規定に關すること。 六、会計の監査に關すること。 七、通信事業特別会計の調査に關すること。 八、本局主管に屬する経理統計に關すること。		
教養課	一、職員に關する教育及び養成に關すること。		
渉外室	一、渉外事務に關すること。		

経理局分課分掌表

課名	分掌	事務
会計課	<ul style="list-style-type: none"> 一、歳入及び歳出の決算に關すること。 二、歳入及び歳出の調定に關すること。 三、収入、支出及び資産の事業別分計に關すること。 四、通信事業特別会計制度の調査に關すること。 五、会計に關する規定に關すること。 六、本省所管の原簿に關すること。 七、本省の廳中取締及び廢務に關すること。 八、局中他課に屬しないこと。 	
主計課	<ul style="list-style-type: none"> 一、歳入及び歳出の予算の繰成に關すること。 二、歳入及び歳出の予算の実行計画に關すること。 三、資金に關すること。 	

課名	分掌	事務
監査課	<ul style="list-style-type: none"> 一、会計に關する監査に關すること。 二、小切手及び國庫金振替書の認証に關すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 四、本局主管に屬する予算の経理に關すること。 五、契約等の計画及びその令達に關すること。 六、支拂計画の設定及びその令達に關すること。 七、本局主管に屬する収入、支出及び現金の出納に關すること。 八、軍票の受拂處理に關すること。 九、通信官署の職員（他の主管に屬するものを除く。）の定員、定率及び服務に關すること。
統計課	<ul style="list-style-type: none"> 一、通信事業に關する統計の企画に關すること。 二、通信事業の運営に關する統計の保存に關すること。 三、会計に關する統計に關すること。 四、各事業の原價及び料金の合理化の研究に關すること。 	
周知宣傳課	<ul style="list-style-type: none"> 一、通信事業の周知宣傳に關すること。 	

甲



第 二 九 五 號

昭和二十二年一月十一日立案

昭和二十二年一月十八日檢査
内 山 尾 田

管主 秘書課長 手

服務官 山本

政務次官

合 法令審議委員會

大官

主計局長
案 次長 申 之 邦 長

通 信 大 臣

内閣總理大臣

131
781
22.11.11

逓信省官制等の改正について

逓信省官制、簡易保険局官制、逓信局官制及び逓信官署官制中改正を要するものがあるから、別紙政令案及び理由書を具して閣議を求めらる。

副 申

本件は、本年度予算成立事項中、さきにより一部成立をみたものに引続き、特に緊急を要するものを実施せんとするものである。

逓信省官制等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十二年十一月五日

内閣総理大臣

第一條 逓信省官制の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「専任二百十六人」を「専任二百七十三人」に、
「専任七千四百五十九人」を「専任七千六百二十一人」に、「専任四百三十人」を「専任四百五十二人」に、「専任二千二百六十五人」を「専任二千三百十五人」に改める。

第二條 商務保険局官制の一部を次のように改正する。

第三條中「専任三十九人」を「専任六十二人」に、「専任三千八百五十八人」を「専任三千四百四十八人」に、「専任十七人」を「専任二十九人」に、「専任三十三人」を「専任六十二人」に改める。

第三條 逓信局官制の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「専任三百十六人」を「専任三百五十二人」に、「専任三千八百七人」を「専任四千五百四人」に、「専任三百九十七人」を「専任三百八十九人」に、「専任千九百八十二人」を「専任千九百八十一人」に改める。

第四條 逓信省官制の一部を次のように改正する。

第六條 削除

第七條第一項中「専任二百九十六人」を「専任三百六十二人」に、

「専任四萬八千四十人」を「専任九萬六千九百七十九人」に、「専任二百九人」を「専任三百六十七人」に、「専任五千五百二十三人」を「専任一萬千七十四人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

逋 信 大 臣

内 閣 総 理 大 臣

理由

施設の増強及び取扱数量の膨脹に伴い通信事業の管理及び運営に要する人員が増加したこと、通信事業の機能を強化するため、貯金支局、簡易保険支局及び通信官署の三級官局隊長の一部を二級官に組み替へ、又通信官署の三級官待遇官吏及び雇員の一部を三級官に組み替へること、並びに電信及び電話の取扱所の制度を廃止したこと等に伴つて、通信省官制、簡易保険局官制、通信局官制及び通信官署官制の一部を改正する必要があるからである。

参照

逓信省官制抄録

第十三條 逓信省に左の職員を置く。

逓信事務官又は逓信技官

専任八人

一級

逓信事務官

専任一人

一級

二百七十三人

二級

専任七百七十四人

三級

逓信技官

専任十三人

一級

四百五十二人

二級

専任二千三百十五人

三級

逓信部長

前項の職員の外、逓信省に逓信手を置く。三級官の待遇とする。

参照

簡易保険局官制抄録

第三條、簡易保険局に左の職員を置く。

局長

通信事務官

専任一人

六十二人
専任三十九人

三千四百四十八人
専任三千八百五十八人

通信技官

一級

二級

三級

二十九人
専任十七人

六十二人
専任三十三人

二級

三級

参照

逓信局官制抄録

第四條 逓信局ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

局長

逓信事務官

専任八人

三百五十二人

専任五百一十人

四千五百四人

専任三千八百七人

逓信技官

一級

二級

三級

専任一人

三百八十九人

専任五百九十七人

千九百八十一人

専任千九百八十二人

一級

二級

三級

前項ノ職員ノ外逓信局ニ逓信手ヲ置ク三級官ノ待遇トス

局長ハ一級又ハ二級ノ逓信事務官ヲ以テ之ニ充ツ

参照

通信官署官制抄録

第六條 削除 通信大臣ハ必要ナル各地ニ電信又ハ電話ノ取扱所ヲ設クルヲ

トヲ待

第七條 通信官署ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

通信事務官

三百六十二人

専任二百九十六人

二級

専任四萬八千四百七十九人

三級

通信技官

三百六十七人

専任二百九人

二級

専任一萬七千七百三十八人

三級

特定郵便局長

前項ノ職員ノ外通信官署ニ通信手ヲ置ク三級官ノ待遇トス

昭和二十二年十月

逓信省官航等改正理由書

逓

信

省

目次

丁 頁

一、官制定員増減一覽表

一

二、遊信局官制

三

三、簡易休憩局官制

二五

四、遊信局官制

三二

五、通信官署官制

五三

一、官制定員増減一覽表

官制定員増減一覽表

△印は減員を示す。以下同じ。

区別	通信省					増減人員
	事務官(二級)	同(三級)	技官(二級)	同(三級)	計	
簡易休養局	事務官(二級)	同(三級)	技官(二級)	同(三級)	計	
	△				△	
計	二二	五〇	二九一			
	二一〇	一一二	二九	三四六	六九七	

区別	通信局					増減人員
	事務官(二級)	同(三級)	技官(二級)	同(三級)	計	
通信官署	事務官(二級)	同(三級)	技官(二級) <td>同(三級)</td> <td>計</td> <td></td>	同(三級)	計	
	△				△	
計	六六	四八九三九	一五八	五五五一	五四七一四	
	一八二	四九三八八	一八四	五六二九	五五三八三	

二、逓信省官制

逓信省官制定員増減員調書

事 項	事務官		技官		計
	二級	三級	二級	三級	
逓信事業の管理	二四	一九五	二二	五〇	二九一
貯金支局の三級員隊長を二級 官に組替	三三 △	三三			一
計	五七	一六二	二二	五〇	二九一

一、逓信事業の管理に要する増員

逓信事務官 (二級)	二十四人
逓信技官 (二級)	二十二名
逓信事務官 (三級)	百九十五人
逓信技官 (三級)	五十人

理由

逓信事業の管理運営のために、逓信省において必要とする職員を充
 実して、業務の遂行に支障のないことを期するため前掲の増員を必要
 とする。その配置内訳は次のとおりである。

總務課										官房		區
課	課	計	應	周	企	庶	課	課	察	計	職	別
附長			舍係	知係	画係	務係	附長		課		訊室	
		1					1			1		事務官
												二級官
												官
		10	4		3	3				4	2	事務官
												三級官
												技官
												官
		11	4		3	3	1			5	2	計

官房文書課										官房秘書課					區
編纂係	收受執行係	文書係	課	課	計	適格審査室	服務係	第二職員係	第一職員係	庶務係	課	別			
												事務官			
												二級官			
												官			
												事務官			
												三級官			
												技官			
												官			
												計			

現在配置人員調書

局										区		
計	涉			教			養					
	外			課			課					
	計	業	庶	室	主	計	教	業	管	課	課	別
	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	
	係	係	附	查	係	係	係	係	附	長		
3												事
一												二
二												級
												官
												官
29												事
一												三
四												級
七												官
												官
一												計
四												
32												
一												
七												
二												

務										主			
監					計								
查					課								
課					課								
計	原	總	審	法	第	第	課	課	計	出	計	計	予
簿	算	算	查	規	二	一	附	長	納	理	理	理	算
係	係	係	係	係	係	係	係	係	係	係	係	係	係
2							1	1					
14	2	1	3	1	3	4			5		1	3	1
四									四		一	一	一
五									〇		〇	〇	〇
16	2	1	3	1	3	4	1	1	5		1	3	1
四									四		一	一	一
五									〇		〇	〇	〇

務										別
規					業					別
画					務					別
課					課					別
企	計	服	局	計	計	調	監	業	庶	別
画	課	務	所	課	課	査	督	務	務	別
係	長	係	係	係	係	係	係	係	係	別
										二
										一
										官
										官
										三
1	6	2	2	2	7	2	2	2	1	三
1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	三
										技
										官
										計
1	6	2	2	2	7	2	2	2	1	計
1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	計

局										
東京通信病院										
計	計	藥	試	醫	養	會	庶	事	計	計
附	長	局	室	科	科	係	係	係	長	所
長	係	係	係	係	係	係	係	係	係	係
										二
										一
										官
										官
										三
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
										技
										官
										計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

電										區	
電											
信										別	
計											
課	課	計	電 信 通 信 司 全 部	無 線 係	回 線 係	規 畫 係	調 査 係	業 務 係	課 長	計 管 理 係	二 級 官
附 長											
1		1				1				1	
—	—	—				—	—	—	—	—	三 級 官
		11	4	1	1		3	2		4	
		2	4	7	7	8	9	9		16	
1		12	4	1	1		4	2		5	計
—	—	18	5	7	7	9	10	10	—	32	

局											
通											
送											
課											
外											
計											
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課
庶務	庶務	庶務	庶務	庶務	庶務	庶務	庶務	庶務	庶務	庶務	庶務
係	附長	班	班	班	班	班	班	班	班	班	班
1		3	2	1		1					
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		19	3	1		1				2	1
10		8	3	1		1				1	1
		22	5	2		2				2	1
—	—	100	3	1		1				1	1
		103	3	1		1				1	1

工								区		
市							計	別		
内										
課				課						
自	電	交	總	計	調	勞	人	庶	課	課
動	力	換	括		理	務	事	務		
係	係	係	係		係	係	係	係	附	長
				1		1				5
										1
										1
										27
										2
										35
										計

局							務					
外							電					
信							話					
課							課					
計	臨時	料	業	監	課	計	市	市	服	料	業	給
調查	金	務	理			市	市	務	金	務	括	
部	係	係	係	長		外	內	係	係	係	係	
2	2					1						
						1	1					
4		2	1	1		8	2		1	1	2	2
6	2	2	1	1		12	1	2	1	1	3	2

建設課										東京分室	別
傳送係	養成係	調査係	課附	計	搬送係	検査係	線路係	施設係	課附		
			1								事務官
		1	1							1	技官
9	2	6	3	5	1	1	1	1	1	8	官
				1							事務官
		5	5				5			11	技官
5	2	2	1				1			11	官
17	9			1						28	計
5	2	2	1				1			11	
11	10			1						22	

市外課													
超短波回線係	超短波工事係	工事係	無線係	課附	計	電信係	回線係	搬送係	線路係	課附	計	線路係	手動係
					1	2	1	1				2	1
1	1	2	2	2	1	4	4	3	3	1	1	1	1
					2				2			2	
		4			5			5			5		
1					5	2		1			3		
3	4	6	4		17	4	8	6	6		29	5	4
1				1	7	1	2	1	3		7	1	
6	3	8	0	2	19	8	1	9	1		28	9	5

貯										区		
業務課					庶務課					別		
計	第三業務係	第二業務係	第一業務係	渉外係	監査係	課長	計	保健係	勞務係		服務係	人事係
1		1					1		1			
三		一					三		一			
6			4	2			8	1	5		2	2
三	三	七	六	八			三	六	六	七	七	一
7		1	4	2			9	1	4		2	2
三	三	七	六	九			三	六	七	八	七	一

局										波	
計	中央電波監視所	大井実験所	大平測定所	機器係	建設係	電波係	資料係	課長	計	発射係	標準係
一											
一											
四	一	二	四	二	八	二	四	一	一	五	一
一	一	一	一	一	一				三	五	一
一	八	六	二	二	二	六	八	四		二	六
三	四	一	二	二	三	八	一	一	三	二	八

局										区	別	
課					課							
整					計					事務官	技官	
金	調	需	計	庶	課	課	計	出	調			管
屬	查	給	理	務	課	課	納	度	繕	係		
係	係	係	係	係	附	長	係	係	係	係		
			1				4				二	一
											二	一
3	2	1	3	2			45	12	2	4	三	二
七	七	七	八	八			二六八	三	九	三	三	三
											二	
3	2	1	3				49	12	2	4	三	二
九	七	七	八	九			一八〇	五	九	三	五	計

金													
獎					整								
勵					備								
課					課								
計	予	課	計	地	周	獎	課	計	第	第	第	管	課
理	算	長	方	知	勵	係	長	第	二	一	整	理	長
係	係	係	係	係	係	係	係	三	整	整	備	係	係
								2			1		1
3	3		4		2	2		15	4	4	3	4	
六	一〇		二〇	六	七	七		二〇	三	七	七	〇	
3	3		4		2	2		17	4	4	4	4	1
六	一		二	七	七	七		三	九	七	八	〇	

材										区			
需 品 課					機 材 課					別			
自 轉 章 係	切 手 係	印 刷 係	被 服 係	用 紙 係	紙 括 係	課 附 長	計	無 線 係	搬 送 係	電 力 係	電 話 係	一 級	二 級
							1				1	1	1
							3				1		
2	3	2	2	1			1					3	1
六	八	三	七	一	一		六		二			三	二
	1						5	2	1			六	二
		三					二	六	六	三	六	官	官
2	2	1	2	3	1		7	2	1	1		計	計
六	八	八	七	一	一		三	六	六	七	七		

資											
線 材 課					計 建 化 新						
機 材 係	課 附 長	課 附 長	計 查 係	線 材 係	電 纜 係	用 品 係	課 附 長	課 附 長	計 建 材 係	化 學 係	新 系 係
									1		
									三		
1									14		3
四		六		二	四				三	二	七
2		5		1	2	2			2	1	1
六		三		四	六	七	八		一	四	六
3		5		1	2	2			17	1	1
一	一	一	三	四	九	七	三	一	六	七	八

工 作 課										區 別
計	課 長	庶 務 係	工 作 係	資 材 係	東 京 工 場	大 阪 工 場	佐 賀 工 場	計	部 長	
									1	二級
										技官
										官
1	2			1					8	三級
										技官
1				2	1	2			3	官
										官
2	3			2	2	2		1	11	計
										計

配 給 課				車 輛 課				計	用品研究係
第二倉庫係	第一倉庫係	檢 査 係	輸 送 係	計	車 輛 工 場	修 繕 係	購 買 係		
2	3	1	2						10
1	9	6	8						1
2	3	3	3						11
1	1	1	1						1

所 長	部							計	區 別
	計			施					
	計	管 籍 工 作 所	設 備 係	積 算 係	計 画 係	施 工 係	課 長		
1								1	二級 事務官
—	3	2	1	1				1	技官
—	—	—	—	—	—	—	—	—	官
7	1			1					三級 事務官
—	—	—	—	—	—	—	—	—	技官
5	3		1		2			2	官
—	—	—	—	—	—	—	—	—	計
16	6	1	1	1	1	2		3	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	0	1	2	0	8	—	—	—	

第二設計係	第一設計係	課長	管					計	局 通信資材調査部		
			管		財						
			計	管	契 約 係	計 理 係	庶 務 係			課 附 長	
			1		1			2	1		
			—		—			—	—		
1								3	2	1	1
—	—	—						—	—	—	—
			6	2	1	3		38	3		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2								24	5	2	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3			7	2	1	4		67	9	3	1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

安 保										区 別
支 所								施 設 課		
新 潟	仙 台	青 森	小 樽	釧 路	大 阪	東 京	計	補 給 係	建 築 係	別
										二 級 技 官
										三 級 技 官
										技 官
										計

空 航										
空 課					航 課					
土 木 係	無 線 係	課 長	計 劃 係	調 査 係	教 育 係	渉 外 係	航 空 路 係	課 長	計 劃 係	庶 務 係

附記

アラビヤ數字は増員所要人員の再攝である。

合	計	別
計		事務官
24		一級
10	4	技官
22	12	事務官
11	11	三級
195	11	技官
11	11	官
50	11	計
9	11	
29	11	
11	11	

部	標	計	大	高	岩	米
通	識	計	大	高	岩	米
信	所	計	大	高	岩	米
所	所	計	大	高	岩	米
羅	計	大	高	岩	米	
針	兒	島	本	島	屋	古
所	島	本	島	屋	阪	岡
						京
						分
						松
						國
						子

貯金支局の三級官課長を二級官に組替に伴う増減員

逓信事務官(二級)	増員	三十三人
同(三級)	減員	三十三人

理由

戦災によつて焼失した貯金支局は、全國二十八局のうち十六局に及び、従つて、貯金支局における原簿、計算事務の整備復舊の困難なことは豫想以上のものがあつて、現在、全力を擧げてその處理に當つてゐる次第であるが、他面、各支局は多數の職員を使用しており、その勞務管理、厚生、人事、會計、物品事務等、局務の圓滑なる運行のためには、支局における基幹職員として、局長を補佐し、所掌の業務の直接の責任者たる課長の責務は頗る重大であつて、手腕、力量の卓越した有能者をこれに配置する必要のあることが痛感せられてゐるのである。しかるところ、現在貯金支局の課長には殆んど總て三級官を充てており、事務運行上遺憾の點が尠くないので、主要貯金支局における

庶務課長、厚生課長及び貯金課長には、關係業務に精通した練達堪能な二級事務官を配置することとし、そのため前掲の組替増減員を必要とするものである。その配置内譯は次のとおりである。

組替配置調書

局別	定員	同上中	庶務課長	厚生課長	貯金課長	計
横濱	九一二	六八八	—	—	—	三
甲府	六三七	四八一	—	—	—	一
長野	一、二五五	九二六	—	—	—	三
金澤	七八五	四九二	—	—	—	三
名古屋	二、三四三	一、六一一	—	—	—	一
大阪	一、五八四	九七三	—	—	—	二
京都	一、〇一三	六六八	—	—	—	三
神戸	一、〇四九	八〇二	—	—	—	三
広島	七一八	四二三	—	—	—	二
徳島	九〇二	五九〇	—	—	—	三
福岡	九三九	六〇〇	—	—	—	三

局別	定員	同上中	庶務課長	厚生課長	貯金課長	計
熊本	一、二四五	五六三	—	—	—	三
仙台	一、五八九	一、一六七	—	—	—	三
計			一	一	一	三

附記

組替標準は左記に依る。
 庶務課長は定員七〇〇人以上の支局
 厚生課長は定員六〇〇人以上の支局
 貯金課長は貯金課定員四五〇人以上の支局

三簡易保險局官制

簡易保険局官制定員増減員調書

計	事務官	技官	職員		計
			二級	三級	
二二	△	一	二	二	二二
△	△	一	△	△	△
四一〇	四〇五	一八	二三	二	四一〇
一二		一一	一		一二
二九		一〇	△	二〇	二九
△	△		一		△
三四六	四〇五	三九		二〇	三四六

職員の健康管理
簡易保険支局の三級官
課長を二級官に組替
簡易生命保険被保険者
の巡廻相談事務を逓信
局から移管
豫算の減少

要員配置内譯

區別	東 京	岐 阜	京 都	善 通 寺	福 岡	仙 台	北 海 道	計
×線關係	二	二	二	二	二	二	一	一三
調劑關係	一	一	一	一	一	一	一	七
計	三	三	三	三	三	三	二	二〇

一、職員の健康管理に要する増員
 逓信技官（三級）
 二十人

理由

戦後國民体力の低下は一般に著しいものがあるが、簡易保険支局職員についてみるも、特に結核性諸病の罹病率は漸次上昇の傾向を示し、長期缺勤者の漸増は事務の運営に重大な影響を及ぼしているので、各支局に×線並びに調劑關係要員を配置して職員の健康管理に遺憾のないようにするため、前掲の増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

一、簡易保険支局の三級官課長を二級官に組替に伴う増減員

逓信事務官（二級）増員 二十三人

逓信技官（二級）増員 一人

逓信事務官（三級）減員 二十三人

逓信技官（三級）減員 一人

理由

郵便局及び保険契約者の戦災に伴う關係書類の焼失によつて、簡易保険支局における事務の整備復舊は頗る複雑困難となつてゐるので、目下全力を擧げてその處理に當つてゐる次第であるが、他面各支局は多數の職員を使用しており、その勞務管理、厚生、健康管理の事務については萬全を期する必要がある、従つて、簡易保険支局における基幹職員として局長を補佐し、所掌の業務の直接の責任者たる課長の責務は頗る重大であるので、これらの課長には、すべて達識、有能な二級官を配置して事務の圓滑な運行を圖ることとし、よつて前掲のとおり

り組替増減員を必要とするものである。その配置内譯は次のとおりである。

参考

保險支局課別定員配置調書

課別	東京	岐阜	京都	善通寺	福岡	仙台	北海道	計
庶務課	二〇六	八九	二一〇	八〇	一四八	一五五	七七	九六五
厚生課	五三	三八	五〇	三一	三七	三九	三〇	二七八
醫務課	三七	二六	三七	二三	三三	三五	二三	二一四
第一契約課	二二七	二二四	二二六	二一七	二一三	二二〇	二〇九	一、五三六
第二契約課	二三七	二二四	二二三	二一七	二〇六	二一三	二〇九	八七九
第一支拂課	二一六	二二八	二一七	二三〇	二〇八	二〇五	二二五	一、五二九
第二支拂課	二一四		二〇八		二一一	二一四		八四七
第三支拂課	二〇九		二〇四					四一三
貸付課	二〇八		二〇七			二〇四		四一五
年金課			二〇三					四〇七
計	一、六〇七	六〇五	一、七八五	五八一	一、〇五六	一、二八五	五六四	七、四八三

要員配置内譯

區別	事務官	技官	人員計	配置箇所
東京	三		三	厚生課長、第三支拂課長、貸付課長
岐阜	二		二	厚生課長、契約課長
京都	四		四	厚生課長、第二契約課長、第三支拂課長、貸付課長
善通寺	三		三	厚生課長、契約課長、支拂課長
福岡	四		四	厚生課長、第一契約課長、第二契約課長、第二支拂課長
仙台	四		四	厚生課長、第二契約課長、第一支拂課長、第二支拂課長
北海道	三		三	厚生課長、契約課長、支拂課長、醫務課長
計	二三	一	二四	

一、簡易生命保険被保険者の巡回相談事務を逓信局から移管に伴う増員

逓信技官(二級) 十一人
 逓信事務官(三級) 十八人
 逓信技官(三級) 十人

理由

從來逓信局において運営されていた簡易生命保険被保険者の巡回相談事務は、醫療施設その他の關係で、逓信局においては事實上運営困難であるので、簡易保険支局において司掌することとし、これに伴つて、その要員である前掲の人員の組替増員を必要とする。その配置内譯は次のとおりである。

要員配置内譯

區別	三級官及び同待遇官	三級官及び同待遇官	三級官及び同待遇官	三級官及び同待遇官	三級官及び同待遇官	三級官及び同待遇官	計
東京	二	四	二	二	三	四	一八
京都	二	三	二	二	三	四	一六
福岡	二	三	二	二	三	四	一四
仙台	二	三	二	二	三	四	一四
筑前	一	三	一	一	二	三	一二
善通寺	一	一	一	一	二	二	八
北海道	一	一	一	一	二	二	八
計	一七	二八	一七	一七	二六	二八	九〇

一、豫算の減少に伴う減員

逓信事務官（三級）

四百五人

理由

昭和二十二年度豫算の減少に伴つて、前掲のとおり減員を必要とする。

改
通
信
局
官
制

174

逓信局官制定員増減員調書

計	事務官			計
	二級	三級	技	
逓信事業の管理	三六	七一五	三	九七六三
簡易生命保険被保険者の巡廻 相談事務を簡易保険局へ移管	△一八△	一一△	一〇△	三九
計	三六	六九七△	八△	一七二四

一、通信事業の管理に要する増員

通信事務官（二級）	三十六人
通信技官（二級）	三人
通信事務官（三級）	七百十五人
通信技官（三級）	九人

理由

通信事業の管理運営のために、通信局において必要とする職員を充
 実して、業務の遂行に支障のないことを冀するため前掲の増員を必要
 とする。その配置内訳は次のとおりである。

局長						局			区
總務部						通計	臨時	渉外	別
管	厚	勞	會	部	監	計	信	調	室
計	生	務	計	察	秘		務	査	
課	課	課	課	課	課		所	部	
2		1	1		1	2			
四						三			
1	1								
						三	三		
30	3	10	9	17		118	7	4	
六	六	一	一	二		八	一	一	
五	六	七	四	八	五	七	六	九	
						三			
一	一					八	五		
42	4	10	10	18		120	7	4	
八	一	二	二	二		二	四	一	
五	八	三	五	九	一	四	三	〇	

信														
資材部						工務部								
調	通	工	配	工	用	調	部	計	工	土	無	傳	交	市
査	信	作	給	材	品	整	長		事	木	線	送	換	外
部	資	課	課	課	課	課			課	課	課	機	機	線
材	材	課	課	課	課	課			課	課	課	械	械	路
1					1									
三														
									一	二	三	二	二	二
七	一	一	一	二	一	一			一	二	三	二	二	二
21	4		5	3	5	4			2					
一									三	四	三			
三	七	五	一	一	九	〇								
									一	二	三	二	一	二
七	八	二	一	〇	一	六			一	二	三	二	一	二
22	4		5	3	6	4			2					
二									二	三	二	一	二	二
一	九	三	七	五	三	七			七	九	七	八	九	二

信										区	
涉	資材部								工務部	後	
	計	通	工	配	工	甲	部	計			
外	計	通	工	配	工	甲	部	計	工	無	後
室	計	通	工	配	工	甲	部	計	工	無	後
	計	通	工	配	工	甲	部	計	工	無	後
	2		1		1		1				
	三										
	1			1							
	三	一	一					三	一	一	
	2	23	5	2	7	3	8	9	1	2	
	四	三七	四	二	二	三	四	一	九	三	二
	5	5									
	三	三	七	九	五	八	四	四	九	九	二
	2	31	8	2	8	4	9	10	1	2	
	四	七	一	一	一	一	一	七	一	一	一
	四	六	二	二	一	四	九	一	四	一	三

通野業												
貯蓄部					業務部							
線	調	庶	部	計	業	獎	部	計	電			
路	査	務	長	計	務	勵	長	計	話			
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課			
		1		2	1	1		2	1			1
		一		三	一	一		六	一			一
	2	4		12	5	7		25	6	4	10	5
	二	二		四	七	一		八	一	三	二	一
	一	九						八	二	四	二	
	2	5		14	6	8		27	7	4	10	6
	一	三		四	七	一		一	二	三	一	一
	三	三		一	四	七	一	一	二	三	一	一

区		古								別	
屋		貯書部				業務部				事務官	
部	計	長	長	長	長	長	長	長	長	技官	事務官
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	2	2	3	9	3	2	3	1			
7	2	2	3	9	3	2	3	1			
7	2	2	3	9	3	2	3	1			

局								計	
總務部				秘書				計	
官	保	厚	計	監	察	長	課	計	計
課	課	課	課	課	課	課	課	1	10
1			1					10	
4			1					18	2
2			1					125	2
18	3	6	9	3				125	2
8	7	8	18	8				125	2
5								109	3
19	3	7	9	3				142	2
19	3	7	9	3				142	2

金		局				区
總務部	秘書室	計	通	通	臨	涉
勞務課	庶務課		信	信	時	外
計	計		診	病	調	計
課	課		療	室	室	室
1	1	2				1
—	—	—	—	—	—	—
		三三	三	二		三
7	15	7	55		2	2
10	—	—	—	—	—	—
		一〇〇	—	—	—	—
8	15	8	57		2	2
11	—	—	—	—	—	—
11	—	—	—	—	—	—
		計	計		計	計

信						遷						
資材部						工務部						
調	工	配	工	用	調	工	土	無	機	線	調	庶
信	作	給	材	品	整	計	木	線	械	路	查	務
部	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課
						1						
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	3	3	3	4	2	—	—	—	—	—	—	2
五	三	一	八	六	六	—	—	—	—	—	—	—
八	—	六	九	四	二	八	九	一	四	四	二	—
2	3	3	4	4	2	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

信 区										
外 室	資 材 部					工 務 部				別
	計	課	課	課	課	計	課	課	課	
1			1		1				1	一級事務官
										技官
										官
1	14	2	4	1	7	7	2		1	三級事務官
										技官
										官
1	19	6	4	1	8	8	2		1	計

通 沢										
部 長	貯 蓄 部			業 務 部					計	厚 生 課
	課	課	課	計	課	課	課	課		
2	1	1		3	1		1	1	3	1
13	5	8		19	6		8	5	31	9
15	6	9		22	7		9	6	34	10

区 別										
貯蓄部					業務部					
庶務課長	計	部長	課長	課長	計	部長	課長	課長	課長	課長
1	4	1	1	1	7	2	1	1	1	1
					3	3				
2	16	3	5	8	11	5	2	6		
10	15	0	7	4	17	9	3	8	3	3
					2	1	1	1	1	1
2	16	3	5	8	11	5	2	6		
11	15	1	7	4	11	7	3	5	5	5
1	9	1	3	4	1	3	3	5	5	5

大 局										
總務部							秘書		計	
部長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長
1										10
4										7
										1
										1
										1
37	2	3	10	22					4	94
17	1	1	3	7					4	27
0	1	1	0	4					7	7
										4
										4
38	2	3	11	22					4	109
11	1	1	3	7					4	34
0	1	1	0	4					7	1

廣		局					區			
監	秘	通	通	電	臨	涉	計	調	工	別
察	計	信	信	波	時	外	計	通	作	
長	課	源	病	機	空	室	計	信	課	
		所	院	所	部	室	計	資	於	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	一級
		2								事務官
		10	11							技官
2	95			6	3	16	3			三級
9	11	1	10	2	2	7	3			事務官
			2	3						技官
2	27			6	3	17	3			計
1	1	2	2	5	1	8	2			

信		通											
資	材	工											
部		務											
配	工	用	器	部	計	工	土	無	傳	交	市	市	調
給	材	品	臺	長		事	木	線	送	換	外	內	查
課	課	課	課			課	課	課	機	機	線	線	課
	1												
4	2	4	3		2								
3	1	3	1		3								
9	10	6	3		12								
4	2	5	3		2								
4	2	4	2		12								

山		松							区			
業務部	電信電波課	郵務課	服務課	計	管	保	厚	勞	會	部	監察課	秘書課
				1				1				
				四								
				二								
2				11			2	3	6		1	
三〇	一九	一一		四九	二	五	八	〇	二		六	一六
七	二			一六	一	三	二					
2				12			2	4	6		1	
三九	二二	一一		七二	一	四	九	一	二		七	一七
計												

計	通	通	臨	涉	資	信							
						診	病	調	外	計	通	工	配
所	院	部	室	部	材	材	課	課	課	課	課	課	課
2					1								1
二					二								一
三〇	三	九			五	一							
48			5	2	9	5				2			2
三八四	一一	二	五	五	四九	五				一	三	七	五六
一五一					三八	七				一〇	六	九	四二
50			3	2	10	3				2			3
五八六	一四	一四	六	五	九四	一				一四	二〇	一七	二〇九

局				價				区
通	通	臨	涉	資材部				別
信	信	時		部				
診	病	室	外	工	記	工	用	部
療	院	部	室	作	給	材	品	整
所	院	部	室	部	課	課	課	長
1				1				一級 事務官 技官
三				一 一 一				
四				一				三級 事務官 技官
六				一				
2 1 6 2				1 1 2				計
三 三 三 三				三 一 八 二 一 六				
二				三 三 六 一 〇 五 六 四 二				
2 1 7 2				1 1 2 2				
九 〇 三 三				六 九 一 一 四 九 一 六 九 一				

通									
工務部					貯蓄部				
計	工	無	機	線	調	庶	部	計	電
課	車	線	械	路	査	務	課	務	話
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課
-					-				
-					-				
1					1 3 2 1 4 2				
-					四 三 一 二 六 五 七 四				
四					二 一 二 七				
1					1 3 2 1 4 2				
六					四 二 七 一 六 一 九 一 七				

本											区
通			貯蓄部					榮勸部			別
線路課	調査課	庶務課	計	貯蓄課	奨励課	部長	計	電波課	電話課	電信課	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	事務官
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	技官
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	事務官
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	技官
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計
10	11	12	1	13	14	15	16	17	18	19	

熊										
郵服部		官保厚			労会部		監秘		計	
務課	課長	官給課	保健課	厚生課	労務課	会務課	部長	課	課	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	事務官
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	技官
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	事務官
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	技官
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計
3	1	23	1	3	8	11	2	29	10	
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	

局										区	
監秘	計	福岡出張所			逓信	逓信	電波	臨時	臨時	臨時	別
察	査	計	所	所	院	所	部	部	部		
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課		
	2									事務官	
—	—	二五	三	—	—	—	—	—	—	一級	
	四									技官	
2	66	3	3						5	事務官	
八	二	五六六	三三	二	一〇	一六	五	二	八	二級	
	二									技官	
—	—	二二	二	二		一	五	三〇		官	
2	68	3	3						5	計	
一〇	二	八五九	三八	二六	一一	一	二	二五	五	九	

信										
渉	資材	部	工配	工材	用品	部	計	工	土	無
外	部	部	課	課	課	課	課	課	課	課
室	部	課	課	課	課	課	課	課	課	課
1										
—	—									
2	11	4	3	2	2	2				
六	二	七	三	一	九	〇	八	二	六	三
2	12	4	3	3	2	2				
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

通										区
工務部					貯蓄部					別
計	工務課長	無線課長	機械課長	線路課長	調査課長	庶務課長	計	係長	貯蓄課長	奨励課長
1							4			
2					2		7	2	2	3
1	1	1		1	1		6	1	2	2
3	1	1	1	1	1		7	2	2	3
2	1	1	1	1	1		6	1	2	3

官										仙	
樂務部					総務部					別	
計	電波課長	電話課長	電信課長	郵務課長	庶務課長	計	官長	保長	厚生課長	労務課長	會計課長
						1				1	
6	2	1	3			16	1	1	5	9	
1	1	1	1	1		7	1	1	3	3	
1	1	1	1	1		7	1	1	3	3	
6	2	1	3			17	1	1	6	9	
1	1	1	1	1		7	1	1	3	3	

札										区	
業務部					總務部					監	
電	電	郵	服	部	官	保	庫	安	女	部	察
課	課	課	課	長	課	課	課	課	課	長	課
				1							
2	1	2		16	2	6	0				
一	一	二	一	六	一	一	二				八
八	二	四	三	四	三	四	六				
2	1	2		17	2	7	8				
二	一	二	一	八	一	一	二				計
一	三	七	四	一	五	七	〇				一〇

局										信		
秘					資							
通	通	臨	渉		資							
訂	信	時	外		材							
香	診	信	診	外	計	通	工	配	工	用	調	部
課	療	病	奎	計	部	作	給	材	品	整	課	長
2				1							1	
一	二			二								
一	二	八		三								
1	47		3	2	9	5		2		2	2	
一	三	一			四	三		一		一	一	六
九	五	二	三	四	六	五		二	三	三	五	六
一	三			三		六	九	五	九	四	二	
1	49		3	2	10	5		2		3	2	
二	三	一	一		八	三		一	一	一	二	九
〇	六	七	五	六	四	八		三	三	〇	九	一

局										信				区
通	通	電	臨	涉					資					
信	信	波	時						材					
診	病	測	查	外					部					
療	院	所	部	室	計	調	工	配	工	用	調	部		
所	院	所	部	室	計	查	作	給	材	品	整	長	別	
						資	課	課	課	課	課	課		
						材								
					1					1			一	
													二	
													三	
													四	
													五	
													六	
													七	
													八	
													九	
													十	
													計	

通												
工務部					貯蓄部							
計	工	無	機	線	課	庶	部	計	業	獎	部	電
課	事	線	械	路	查	務	長	課	務	勵	長	波
	課	課	課	課	課	課	課		課	課	課	課
一								一	三	一	一	七
												二
												三
												四
												五
												六
												七
												八
												九
												十
												計

附記

アラビヤ数字は増員所要人員の再掲である。

合	
計	
計	
56	2
二二二	二二
3	
三三六	四四
716	38
四四二九	三三四
9	
七六四	一四三
765	40
六七四一	五二二

一、簡易生命保険被保険者の巡回相談事務を簡易保険局へ移管に伴う減員

 逓信技官（二級） 十一人

 逓信事務官（三級） 十八人

 逓信技官（三級） 十人

理 由

簡易生命保険被保険者の巡回相談事務を簡易保険局へ移管するに伴つて、前掲のとおり減員を必要とする。

194

五
通
信
官
署
官
制

195

通信官署官制定員増減員調査

事項	事務官		技官		計
	二級	三級	二級	三級	
通信事業の運営	九	二〇一〇	一八	二〇二八	
電信事業設備増設	二四	一、八一九	六	一、八三四	
電話事業設備増設	一〇	六、八九七	六八	二、〇一二	
電信電話事業設備の維持	七	一、七三三	九八五	一、二三三	
持		一三一	一、一四二	一、三一八	
連合軍関係電信電話施設の維持	二	四九	三八	四八〇	
通信官署の機能強化		四二、八七四	三三	四、八一〇	
通信官署の三級官昇格を二級官に組替	一四	△ 一四	二、九三六	一	
計	六六	四八、九三九	一五八	五、五五一	五四七、一四

一、通信事業の運営に要する増員

通信事務官（三級） 二千十人

通信技官（三級） 十八人

理由

通信事業の運営のために、郵便局、電信局及び電話局において必要とする職員を充実にして、業務の運行に支障のないことを期するため前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

所要人員内訳

区別	郵便	電信	電話	爲替貯金	保険	年金	計
事務官	一七二〇	九三七一	五四六〇	一、九七三	四八六五	三二七	四九〇九六
技官	三三	一八	七二九				七八〇
計	一七五三	九三八九	六、一八九	一、九七三	四八六五	三二七	四九八七六
官制	一六二八九	九〇〇八	五、二四九	一、五五八	四、六七七	三〇五	四七〇八六
技官	三三	一八	七一一				七六二
計	一六三二二	九〇二六	五、九六〇	一、五五八	四、六七七	三〇五	四七八四八
差務官	八二一	三六三	二一一	四一五	一八八	一一	二、〇一〇
技官			一八				一八
計	八二一	三六三	二二九	四一五	一八八	一一	二、〇二八

一 總括 (その一) 郵便關係

區別	算出人員		A 充定員	B 充定員	C 充定員	D 充定員
	普通局	特定局				
一級事務官	2	0	0	0	0	0
二級事務官	284	0	108	0	0	0
二級技官	4	0	0	0	0	0
三級事務官	16387	9429	15110	16289	11821	0
三級技官	420	0	33	33	33	0
計	17497	9429	17443	18012	12917	0

二 總括 (その二)

區別	普通郵便						合計
	局長要員	通常郵便取扱	小包郵便取扱	速達郵便取扱	郵便業務	衡時修物	
一級官	2	0	0	0	0	0	2
二級官	348	81	22	7	22	0	480
三級官	1	8353	3318	2913	2803	0	15408
事務員	1	5533	1843	1033	2322	33	10783
特務員	1	9154	3713	830	2152	1	15852
小使	1	333	82	12	221	3	672
給仕	1	221	57	1	22	11	312
計	550	13375	6292	3843	5420	1002	28482

計	特 定 局	
	同 (送)	集 配 (集配)
	1123311	1107039
	113311	1108131
11011240011311191	113311	1106109
	113311	1107181
	113311	1109191
11271329011		1107171
	113311	1109191
11011240011311191		1107171
	113311	1109191
11011240011311191		1107171
	113311	1109191
11011240011311191		1107171
	113311	1109191
11011240011311191		1107171
	113311	1109191
11011240011311191		1107171
	113311	1109191

小包郵便取扱要員

區別	現業基本人員		現業管理合計	同上官職別	
	取扱数標準	算出休暇要員計		官級二	官級三 其他特務 の吏員 備員
現業吏員 (一級官)	六五二八人	職三〇〇 人に付一人	一人	二人	一人
同 (其他)	二一六八一	一四五三一人	一人	一人	一人
集配員 (郵便集配)	六六七九	八二	八〇人	一人	一人
同 (送送)	三六八一	二五八二一人	一人	一人	一人
同 (郵便)	三六八一	二五八二一人	一人	一人	一人
小使 吏員	三六八一	二五八二一人	一人	一人	一人
給仕	二二二二	吏員五五人 に付一人	五七	一人	一人
計			五七	五七	五七

區別	現業基本人員		現業管理合計	同上官職別	
	取扱数標準	算出休暇要員計		官級二	官級三 其他特務 の吏員 備員
特更員 (集配員)	一六六〇〇	二二二一人	一人	一人	一人
同 (郵便集配)	八三三三	二二二一人	一人	一人	一人
同 (送送)	一六六〇〇	二二二一人	一人	一人	一人
計			三人	三人	三人

五速達郵便取扱要員

計	普通				現業吏員 (二級官)	職員 に付一人	現業 基本人員	現業 管理 合計	官級二 官級三 の吏員 特務 備人	同上 官職 別
	給仕	小使	集配 (配達)	その他						
計	579	579	1711	2181	100	5	2181	100	7	2188
	579	579	1711	2181	100	5	2181	100	7	2188
	579	579	1711	2181	100	5	2181	100	7	2188
	579	579	1711	2181	100	5	2181	100	7	2188
	579	579	1711	2181	100	5	2181	100	7	2188
	579	579	1711	2181	100	5	2181	100	7	2188
	579	579	1711	2181	100	5	2181	100	7	2188
	579	579	1711	2181	100	5	2181	100	7	2188
	579	579	1711	2181	100	5	2181	100	7	2188
	579	579	1711	2181	100	5	2181	100	7	2188

計	特定				現業 管理 合計	官級二 官級三 の吏員 特務 備人	同上 官職 別
	集配 (配達)	引受	配達	その他			
計	1240	2290	1240	2290	1240	2290	3530
	1240	2290	1240	2290	1240	2290	3530
	1240	2290	1240	2290	1240	2290	3530
	1240	2290	1240	2290	1240	2290	3530
	1240	2290	1240	2290	1240	2290	3530
	1240	2290	1240	2290	1240	2290	3530
	1240	2290	1240	2290	1240	2290	3530
	1240	2290	1240	2290	1240	2290	3530
	1240	2290	1240	2290	1240	2290	3530

八 管 道 運 送 係 業 務 維 持 要 員

員 伊 鐵 再 來 道 送 送	局		通	普	區 別
	給 計	小 使	集 配 員	同 吏 (二級官) (其の他)	
	2954		2380	2381	基 本 人 員
	230			230	送 送 係 業 務 室
	230	230	230	230	計
	230	230	230	230	休 暇 要 員
	230	230	230	230	計
	230		230	230	現 業 管 理 要 員
	230	230	230	230	合 計
	230		230	230	同 上 官 職 別
	230		230	230	官 級 二
	230		230	230	官 級 三
	230		230	230	其 の 他 特 務 員
	230		230	230	備 人

(一) 衡器修復要員

計	東 京	名 古 屋	長 野	大 阪	金 沢	廣 島	松 山	熊 本	仙 臺	札 幌
普通局	132	58	25	99	16	53	22	69	43	50
集配局	233	51	35	88	11	64	33	76	74	53
無集配局	120	83	50	32	24	82	40	110	83	51
合計	385	192	110	219	51	199	95	255	200	154
標準					1ヶ年	200局				
所要人員	12	4	1	4	1	8	4	1	8	5

計	給 小 什 使 (其他)	同 (其他) (三級官 員)	區 別	
			基本人員	計
		40	衡器修復 人員	40
		48	通信地圖 人員	48
20	2	8	計	30
11	3	1	休暇 人員	15
10	3	9	計	22
3	3	1	現業 管理人員	7
10	3	9	合計	22
	1	1	同上 二級官 人員	2
	1	1	同上 三級官 人員	2
	1	1	同上 其他 吏員	2

衡器修復及通信地圖調製要員

口通信地圖調製要員

遞信局別	普通	特	定	局	合計	標準	所要人員
東京	一九	三三	二一	二一	三三	同	二一
名古屋	五六	一六	二八	二八			
長野	二五	二四	一八	一八	二五	同	二五
大坂	九五	一八	九三	九三			
金沢	一五	一六	一五	一五	一五	同	一五
廣島	四六	一四	二二	二二			
松山	二一	一六	一八	一八	二一	同	二一
熊平	六七	一八	二四	二四			
仙台	四一	一〇	二二	二二	四一	同	四一
札幌	三二	一三	二二	二二			
計	五	一	二	二	三	同	三
	一	一	一	一	三	同	三
	四	三	一	一	九	同	九
	二	二	一	一	六	同	六
	三	三	一	一	八	同	八
	五	三	一	一	九	同	九
	四	三	一	一	九	同	九
	四	三	一	一	九	同	九
	五	三	一	一	九	同	九

63

205

一、總括 電信關係

區別	算出人員		計	定人員	官制人員	成差人員	引所人員
	普通局	特定期局					
一級事務官	=		=				
二級事務官	10R	9530	10R	K1	K1		
三級事務官	16462	9530	24922	20091	20091		4000
三級技官	23		23	12	12		
計	16596	9530	26126	9530	9079		323

二、普通局要員

區別	現業要員		計	管理要員	合計
	有線要員	機械受配			
一級技官					
二級技官	10R		10R		10R
三級技官	16462	16462	32924	26462	59386
三級技官	23		23		23
計	16596	16462	33058	26462	59520

(一) 有線要員
(二) 機械運用要員

區	別	數量	換座	算率	換座	算率	管一	要座	要員	同	上	內	譯
電	話	12,218	1	12,218	1	12,218	12,218	12,218	12,218	12,218	12,218	12,218	12,218
音	單	5,710	1	5,710	1	5,710	5,710	5,710	5,710	5,710	5,710	5,710	5,710
音	二重	2,111	1	2,111	1	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111
音	四重	1,111	1	1,111	1	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
自	動	8,211	1	8,211	1	8,211	8,211	8,211	8,211	8,211	8,211	8,211	8,211
印	刷	2,111	1	2,111	1	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111
模	寫	2,111	1	2,111	1	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111
氣	送	4,111	1	4,111	1	4,111	4,111	4,111	4,111	4,111	4,111	4,111	4,111
寫	真	4,111	1	4,111	1	4,111	4,111	4,111	4,111	4,111	4,111	4,111	4,111
計	定												

給	雜	計	務	仕	手
12,211	10,210	12,211	10,210	12,211	10,210
12,211	10,210	12,211	10,210	12,211	10,210
12,211	10,210	12,211	10,210	12,211	10,210
12,211	10,210	12,211	10,210	12,211	10,210
12,211	10,210	12,211	10,210	12,211	10,210
12,211	10,210	12,211	10,210	12,211	10,210
12,211	10,210	12,211	10,210	12,211	10,210
12,211	10,210	12,211	10,210	12,211	10,210
12,211	10,210	12,211	10,210	12,211	10,210
12,211	10,210	12,211	10,210	12,211	10,210

(回) 受付配達要員

區別	通數	能率	要員	同	上	内	譯
運信及配達	250210	250	1110	1770	1110	1110	4110
運信	111000	110	1110	1770	1110	1110	4110
配運							
計			1110	1770	1110	1110	4110
定			1110	1770	1110	1110	4110

(二) 無線要員

區別	一局(座)當要員	局(座)數	所要人員
一、國際無線電信施設	1人	1座	1人
送信	4	1座	4人
受信	4	1座	4人
宰領	2	1座	2人
檢査	2	1座	2人
擔務	1	1座	1人
料金計算	1	1座	1人
運信	1	1座	1人
三、海岸局施設	2	1座	2人
(一) 銚子及長崎	1	1座	1人
局長	1	1座	1人
波長	1	1座	1人
計	15	8座	15人

區別	事務官 官事務員 計	局(座) 當要員 計	局(座) 數	所 要 人 員	
				事務官 官事務員 計	局(座) 當要員 計
(一) 大局及放送等	一〇人	一	二	二五〇	二五〇
(二) 中局	七	一	三	二二	二二
(三) 小局 (含島嶼)	〇	一	八	五九	五九
四 船舶無線施設	〇	〇	四	一六	一六
合 計	一七	三	一五	三三九	三三九

67

三國內無線電信施設	擔務					〇	擔務					
	庶務會計	檢査	中波聽守	中波	長波		局長	庶務會計	檢査	短波聽守	短波	中波聽守
	一	一	三	四	四	一	一	一	三	四	三	四
	一	一	三	四	四	一	一	一	三	四	三	四

管理要員

現業要員算出率要員	事務官(六割)	雇員(四割)
3,325人	級一 級二 級三 計	
割0%	一人 二人 一人 八八六 九七七	六八四 人
1,331人		

附記

一、二級官は運用要員三〇〇人に付一人を配置する。
二、一級官は東京及大阪兩中央電信局長である。

三、特定局要員

區別數量算出率要員	同	上	内	譯
區別數量算出率要員	事務官	事務員	事務官(集)	集配員
受付檢査	1,058人	5,403人	1人	1,018人
電報機	1,181人	6,971人	1,625人	
電報機	1,042人			
音響單信機	1,316人			
音響二重機	二機			
配基本人員	八三六六		九七八	八七九八
配基本人員	八三六六			
小計	三三,二〇八	三三,三〇六	一九九七一	九七八
小計	三三,二〇八	三三,三〇六	一九九七一	九七八
休暇要員	三,六〇〇	六,六五七	一九九七一	九七八
休暇要員	三,六〇〇	六,六五七	一九九七一	九七八
管理要員	三,三二五	六,〇六八	一,〇三三	八七九八
管理要員	三,三二五	六,〇六八	一,〇三三	八七九八
計	三三,二〇八	四〇,五〇四	二四,二五三	二四,二五三
計	三三,二〇八	四〇,五〇四	二四,二五三	二四,二五三

一、總括
電話關係

區別	算出人員		人查	員定	人成官	員立制	人所差	員要引
	普通	特定期						
一級事務官	二			一		三九		二二
二級事務官	10K			三九		三九		二二
二級技官	111			五		五		二二
三級事務官	17,110			四,四〇〇		四,四〇〇		二二
三級技官	1,100			七二六		七二六		二二
計	一八,七二〇			六,二八二		六,二八二		二二

二、普通局要員

區別	管理要員		現業要員	其の他	計	備考
	事務官	人員				
一級事務官	二		一人		三人	
二級事務官	10K		一人		10K	
三級事務官	1,292		一人		1,291 10	
技官		10			111	
二級技官		1,100			1,100	
三級技官		1,170			1,170	
俯屬		五,170			五,170	
計		八,572		五,703	七,033	

備考
 雑務手 二二三人
 給仕 一,四八一人

(一) 管理要員

現業要員	基準数	2,307人
	量算出率要員	2,117人
官配	専任	2人
	兼任	107人
管内	吏(六)	1,692人
	技(二)	105人
課	官級	1,900人
	計	1,770人
雇員		(四割)

附記

一、二級官は現業要員三〇〇人に付一人を算出し専務官、技官各五割を配置する。
 二、一級官は東京、大阪兩中央電話局長である。

(二) 現業要員

區	事務官				別主	事	一般事務	交換業務	國際電話	市外通話 遠通管理	計	休暇要員台	計		
	三	二	三	二											
雇	員	級	級	官	級	級	官	級	級	官	級	級	官	級	
計	2,117	10,624	10,624	10,624	人	11,110	人	9,689	人	17	1	人	11,101	1	人
	2,307	1,192	3,877	3,877	人	3,312	人	4,844	人	25	6	1	3,999	6	1
	2,307	1,192	3,877	3,877	人	3,312	人	4,844	人	25	6	1	3,999	6	1
	2,307	1,192	3,877	3,877	人	3,312	人	4,844	人	25	6	1	3,999	6	1
	2,307	1,192	3,877	3,877	人	3,312	人	4,844	人	25	6	1	3,999	6	1
	2,307	1,192	3,877	3,877	人	3,312	人	4,844	人	25	6	1	3,999	6	1

主 事

區 別	電 話 局	自 動 式	共 電 式	電 話 分 局	自 動 式	共 電 式	其 他 の 局	自 動 式	共 電 式	磁 石 式	加 入 者
區 別	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局
電 算	一六	一六	二一	二一	五三	四	三九九	二二	七八	二九九	
出 率	一層	一層	一層	一層	一層	一層	一層	一層	一層	一層	
要 員	九六	九六	一三〇	一三〇	二二二	二二	八八	三三四	五九八		
備 考											

區 別	目 式	手 動 式	市 外 線	計
區 別	式	式	線	計
電 算	四八三八	二二一七	六六五	
出 率	加入	加入	加入	
要 員	四七	一七九	五五二	二二六
備 考				

電算内課
事務官一〇六
技官一〇六
人

2-1 一般事務

區	別數	量算	出	率要	員	事務官	同上	內詳	員	備	考
加入、料金	者三六三九八	三〇加入	付一九	三三	人						
加入	者三六三九八	三〇加入	付一九	三三	人						
不加入	者三六三九八	三〇加入	付一九	三三	人						
度數料金	定七二七二	二〇加入	付一九	三三	人						
計											
查定											

3 交換事務

區	別數	量算	出	率要	員	事務官	同上	內詳	員	備	考
自動交換	局	局	付四一人	二〇〇	人						
複局	局	局	付四一人	二〇〇	人						
單局	局	局	付一八人	一〇〇	人						
手動交換	局	局	付一八人	一〇〇	人						
加入	者二二二二	二四加入	付一人	八八	人						
公共電話	九七〇	八加入	付一人	三三	人						
市外	線六三三	八加入	付一人	三三	人						
計											
查定											

局名	東京	横濱	静岡	長野	新潟	仙臺	青森	札幌	函館	旭川
交換席數	330	200	100	200	200	100	100	100	100	100
技(二級)	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
官(事務官)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技(三級)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
官(事務官)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技(三級)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
官(女子)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
局所	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
交換席數	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技(二級)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
官(事務官)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技(三級)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
官(女子)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技(二級)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
官(事務官)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技(三級)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

5. 市外通話疏通管理要員

計	料	有	交	受	統	區	
						別	當
金	無	線	付	案	括	通	要
計	線	運	換	內	括	話	路
算	絡	換	換	換	換	路	數
						人員	員
						人員	員
						人員	員
						人員	員
						人員	員
						人員	員
						人員	員
						人員	員
						人員	員
						人員	員

4. 國際無線電話

計	熊本	門司	福岡	高松	下關	岡山	廣島	神戶	京都	金澤	名古屋	大阪	帯廣
計	一六三六	四三〇	三六	五七	四〇	六六	四〇	一一	一〇	五	一〇〇	三〇〇	三〇〇
	五		一								一	一	
	三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一八	四	六	四	七	四	五	一	一	一	一	一	一
	六八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一七	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	三三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	一四	八	三	〇	八	六	六	六	六	六	六	六	六
	五		一										
	四	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	八一	一	二	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	八二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

附記

事務官及技官（三級）は交換座席二〇席に付一人女子事務官は一〇席に付一人とし男子の配置割合は事務官、技官各五割とす。尙中心局の最低人員は男子三級官一人女子三級官二名とす。

三特定局要員

加入、料金	加入者交換	交換事務開始	通話事務開始	休暇要員	管理要員	合計
加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入
二二七二七	二二六七〇	六八九	一一二二	二二五二五	二二六二八	二二六二八
二五〇加入に付一人	二二加入に付一人	一局に付〇五人	一局に付〇七人	六人に付一人	〇割	〇割
八六九人	六八五三人	三三〇六人	六三三七人	三七五三人	一〇二三人	二二五八一人
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

爲替貯金關係

一、總括

區別	員出		計	人定		官成	員立制	人所差	
	普通	局		局	員			員要引	
二級事務官	四二		四二	三七		三七		四一五	
三級事務官	五二八九		一九五一九	一一、九七三		一一、五五八		四一五	
計	五三三一		一九五六一	一二、〇一〇		一一、五九五		四一五	

二、普通局要員

區別	一ヶ月取扱數	能率	員出人員	員定	員立制
普通貯金	七〇二一、三三八	一、九四一	三六二七	一、八〇九	一、八〇八
定額貯金	九二五一、五三三	三、五三二	二、六一九	一、三一〇	一、三〇九
積立貯金	四二七五、七九三	二、五五七	一、六七二	八三六	八三六
振替貯金	二、五七七、五七七	一、九四二	一、三二七	六六四	六六三
郵便爲替	一、三六二、五〇〇	一、三三三	一、〇〇七	五〇四	五〇三
國債保管	七、四二五	一、九三〇	三七	一九	一八
債券保管	二〇六、五二五	一、九三〇	一〇七	五四	五三
國庫金取扱	七二、三三七	四、三五八	一六六	八三	八三
恩給事務	二九、八三四	一、四九二	二〇	一〇	一〇
計			一〇、五七二	五、二八九	五、二八三

附記

右の外、監督要員として吏員二五〇人につき二級官一人を必要とする。

三、特定期要員

區別	一ヶ月取扱数	能率	昇出人員	同三級以上の昇格
普通貯金	三九七八七五七九	一、八一四	二、一九三三	八七七三
定額貯金	三、九六三、八三一	三、三〇六	一、一九九	四八〇
積立貯金	六、八六三、二〇一	一、九八六	三、四五六	一、三八二
貯蓄貯金	一〇、三一一、〇六七	一、八一四	六、六八四	三、二七四
郵便貯金	三、一七九、一六六	一、二五一	二、五四一	一、〇一六
國債保管	一六六、六五八	一、八三一	九一	三六
債券保管	四八七、〇四七	一、八三一	二六六	一〇六
國庫金 取捨	六五五、四六四	二、〇八七	三一四	一二六
恩給事務	一一九、二三四	一、二九六	九二	三七
計			三、六五七六	一、四、二三四
				二、一、三四六

保 險 年 金 関 係

一、總 括

区 別	算 出 人 員		查 定 人 員		官 制 成 立 人 員		差 引 所 要 人 員	
	保 險 年 金 計	保 險 年 金 計	保 險 年 金 計	保 險 年 金 計	保 險 年 金 計	保 險 年 金 計	保 險 年 金 計	保 險 年 金 計
一 般 事 務 官	57	3	37	2	37	3	188	13
三 級 事 務 官	1113	319	1145	39	1145	39	188	13
計	1170	322	1182	41	1182	42	188	26

三、保険事務要員（普通局員）

事務種目	取扱数	能率	算出人員	同上官職別内譯
				一級官 三級官 雇員
申込書綴告書作成	二九七、五〇〇	二七〇	一、一〇二	
保険料受入日締算	九七、七五〇	一、二五〇	二三八	
申込決定	二九七、五〇〇	一、〇〇〇	二九八	
保険料徴収	四七、四四五五八	二、一〇〇	二、五九三	
保険金請求	五〇、八六七	三〇〇	一七〇	
保険金拂渡	五〇、八六七	一、二五〇	四一	
失効解約	三六、一〇七	五〇〇	七二	
復活	八、五六五	五〇〇	一七	
還付金諸掛請求	六四、七二八	二、〇〇〇	三二	
異動整理	四一、六七五	七五〇	五五〇	
貸付	三、七一四	一五〇	一五	

事務種目	取扱数	能率	算出人員	同上官職別内譯
				一級官 三級官 雇員
領收帳簿收原簿再	一、〇八七、三七八	一、〇〇〇	五、四四四	
満期拂請求	四四、二九九四	三〇〇	一、四三三	
事故整理	四二、九九四	一、二五〇	三四	
事務官（二級）	(算出人員二、八四九人の 五〇〇人に付一人)		二、五八五	
小計			五七	
監視員	四七、四七、二二二	八、〇〇〇	二、八四九	
合計			七九〇八	
送理委員	(算出人員六七〇人の 五分)		三、三五四	
總計			三、九七五三	

備考 一、小計の官職別配置割合は二級官を除いたものの三割を三級官七割を雇員とする。
二、管理委員の官職別配置割合は八割を三級官二割を雇員とする。

三、年金事務要員（普通局吏員）

事務種目	取扱数	能率	算出人員	同上の割合	再算出人員	官職別内訳
準込報告書作成	四三三三	二七〇	一六			一級官三級官 雇
掛金受入日締計	四三三三	一二五〇	三			
掛込決定	四三三三	一〇〇〇	四			
掛金受入	二一六二八四	二、一〇〇	一〇三			
年金請求	八八四七九	三〇〇	二九五			
年金拂渡	八八四七九	一、二五〇	七一			
解約及拂済	一三六七	五〇〇	三			
返還金拂渡諸佛	二一七五	二、〇〇〇	一			
異動整理	一八〇三	七五〇	二			

事務種目	取扱数	能率	算出人員	同上の割合	再算出人員	官職別内訳
貸付	一二五	二五〇	一			一級官三級官 雇
事故整理	(算出人員四九九人の一割)		五〇			
合計	八〇〇八三五	六〇〇〇	五四九	二七五	八二四	二八〇 五四四
監視員	(職内人員一、九七五人)	一九七人	一三三	六七	二〇〇	二〇〇
監視員	(二級官に対するもので、一〇八四人に對する五〇〇人の割合とする)		六〇		六〇	四八 一二
總計			一〇八六		一〇八六	二二二 二八七 五五六

備考 官職別配属割合は三級官〇三四雇員〇六六の割合とし監視委員に對しては三級官〇八雇員〇二の割合とする。

一、電信事業設備増設に伴う増員

逓信事務官（二級） 九人

同（三級） 千八百十九人

逓信技官（三級） 六人

理由

昭和二十一年度において増設した電信事業設備の、運用要員として前掲の増員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

一、要員算出内訳
（一）總括

區別	算出人員		査定人員	
	普通局	特定局	普通局	特定局
事務官	一人	一人	一人	一人
二級	一四	一四	九	九
三級	一八七	一八七	一七九	一七九
事務配	二四八七	二四八七	二四一七	二四一七
技官（三級）	九	九	六	六
計	一九一〇	一九一〇	一九〇一	一九〇一

區別	普通局要員		小計	休暇附與	管理要員	其他	合計
	有線要員	無線要員					
事務官	人		人				
二級					一四		一四
三級	一七三〇	三〇七	二〇三七	三四〇	一一〇		二四八七
技官(三級)		八	八	一			九
雇員	一、四五七	二六	一、八三	二四七	八二	二四〇	二、〇五二
計	三、一八七	三、四一	六、五九八	五八八	二〇六	二四〇	四、五六二

附記

管理要員は現業要員の五分で、配置内譯は事務官六割、雇員四割とし、吏員三〇〇人につき一人の二級官を配置する。

有線施設

區別	座數	座席換算率	換算座席數	一席當要員	算出人員	同上	
						事務官	雇員
電話機	六四二	一	六四二	人			
音響單信機	四二	一	四二	人			
音響二重機	三六	△	三六	人			
印刷電信機	一三〇		一三〇	人			
和歐文印刷電信機	八		八	人			
計			一、二一八	一、二一八	一、一八八	一、一八八	七四七
査定					一、一八八	一、一八八	七四七

合	擔務	四 海 洋 通 信 網 增 設	區 別	
			事務官 技 官 履 員 計	座 數
一	四	三	人	座
一	四	三	人	座
一	四	三	人	座
三〇七		一五	人	座
八			人	座
二六三四一		一五	人	座

小 局	中 局	大 局	三 國 內 無 線 通 信 施 設	二 對 外 無 線 寫 真 電 信	擔 務					一 對 外 無 線 電 信 再 開	區 別			
					運 賃	料 金 計 算	檢 査	字 號	受 信		送 信	事務官 技 官 履 員 計	座 數	
四	七	〇			一	二	二	四	四	一	三	人	座	
												八	人	
													二	人
四	七	〇	八	一	二	二	四	四	四	一	五	人	座	
一	一	七	三								一	三	座	
四	四	三	二								一	六	座	
四	四	三	〇	三							一	六	座	
												八	人	
													二	人
四	四	三	〇	三	一	二	二	四	四	一	五	人	座	

2 無線施設

自特定局要員

區	別	數	量	算	出	率	要	員	同		上	内	譯
									事務官	事務員			
電信機械													
電話機		一二七座											
電信事務開始		一、一六七局											
電報配達事務開始		五五四局											
小計													
休暇附與													
管理要員		一、六二四人											
合計													
査定													

三二級事務官配置内譯

區	別	配置人員	備	考
電信局長		四人	熊本、岡山、松山、金澤	
電信局庶務課長		二人	東京中央、大阪中央	
電信局通信課長		三人	神戸中央、廣島、下關	
計		六人		

説明

電信局を設置し局長に二級官の配置を必要とする理由
 電信業務の正常運行を急速に實現するため、電信現業の管理機能を強化することが先決条件である。よつて現在郵便局に所屬してゐる電信取扱局中電信回線の集中局であつて、地方電信業務の運行上重要な地位を占めてゐる熊本、岡山、松山及び金澤の各郵便局の電信業務を郵便局から分離して、新たに單獨電信局を設置し、局長には専門的知識を有し且つ十分な指導力を有する二級官を配置する必

要があるものである。

主要電信局の課長に二級官の配置を必要とする理由

電信業務の正常運行を促進して電信サービスを急速に改善するためには、主要電信局の業務成績の向上を図ることが絶対必要である。然るに局務運行の責任者である局長は連合軍その他部外各方面と事務連絡に忙殺されている間に、基幹職員である庶務課長・通信課長には関係業務に精通した練達堪能な二級官を配置し局長を強力に補佐して局務運行に遺憾をからしめる必要があるものである。

参考一

昭和二十一年度電信設備増設数

區別	数量	備考
一、電信事務開始 電話設備利用	一、一六七局	電信事務開始 電報配達事務開始
二、電信機械	七六九座	一、一六七 五五四
電 話 機 械	七六九座	
音響單信機	四二	
音響二重機	△ 三六	
印刷電信機	二四〇	
和歐文用印刷電信機	八	
三、無線電信施設	一 方面	
(一)對外無線電信再開		大阪イタリ、ベールト、サイゴン、バンコック、 バンドン、ボンベイ、マニラ、台北 東京アルゼンチン、リオデジャネイロ、上海、京城

區別	数量	備考
(一)對外無線寫真電信	一	福岡一那覇
(二)國內無線通信施設	二一	東京一サンフランシスコ
大 局	三	東京(三臺)
中 局	七	新潟、金澤、長野、高知、米子、鹿兒島、廣島
小 局	一一	留萌、小田原(二臺)、洲本、喜小牧、北見、高田、 上田、松本、松江、下關
四、海岸局中短波施設	三	若狹、潮岬、下津井

参考二

新設電信局概要

局名	同線數	報取日扱平均通電數	定員
熊本	七五	一六一九一	五〇八
岡山	八四	一四七五八	六一九
松山	七三	一三一四九	五三八
金澤	六七	一〇二九〇	五一〇

一、電話事業設備増設に伴う増員

- 逓信事務官（二級） 二十四人
- 逓信技官（二級） 二十三人
- 逓信専務官（三級） 千八百九十七人
- 逓信技官（三級） 六十八人

理由

昭和二十一年度において増設した電話事業設備の、運用要員として前掲の増員を必要とする。その算出内訳等は次のとおりである。

一、要員算出内訳

計	技		事務官		區別
	三級	二級	三級	二級	
三、七三六	一〇四	三六	二、五四九	三七人	普通局
三、六九			三、六九人		指定局
三、〇九五	一〇四	三六	二、九一八	三七人	計
一、七七二	六八	二三	一、六五七	二四人	普通局
二、四〇			二、四〇人		指定局
二、〇一二	六八	二三	一、八九七	二四人	計

(四) 現業要員

區別	事務官		技官		雇員		計
	二級	三級	二級	三級	三級	四級	
主事	158						158
一般事務		544		307			851
交換事務		1,081		432			5,405
國際無線電		21					30
送電局		155		80			2,027
計	20	1,959	20	89	466	1,720	8,471
休暇要員		327		15	777	287	1,406
合計	20	2,286	20	104	5,440	2,007	9,877

1 主 事 (三級事務官)

區別	數量		算出率	人員
	分局設置	分局變更		
分局設置	7	2		21
分局變更				2
交換方式變更				3
共電より自動		3		3
單式より自動		1		2
磁石より共電		3		3
加入者				3
手動式	307	89		26
自動式	583	90		15
市外電話線	670	0		56
計				58

2 一般事務

區別	數量	算出率	要員	事務官	內譯
加入、料金加入者	八九一七九人	一五〇加入に付一人	五九五		
度數料金關定	七八一九〇	二〇〇加入に付一人	三九一	七一人	三〇七人
料金收納	八九一七九	二五〇〇加入に付一人	三六		
計			一、〇二二	七一人	三〇七人
査定			八五一	五四四	三〇七

3 交換事務

區別	數量	算出率	要員	事務官	內譯
自動交換局	八局	一局に付四一人	三二八		
分	三	一局に付一八人	五四		
單					
手動交換局	二九八加入	二四加入に付一人	一、二四二		
加入者	四七	八所に付一人	五九		
公共電話	〇	一八所に付一人	三、七二二		
市外線	六七〇〇		五、四〇三	一、〇八一	四、三二四
計					

區別	座數	一座當要員	要員	事務官	技官	雇員	嚙託
交換事務	三座	六人	一人	一人	九人		
有無線連絡事務		三人	三人	三人			
料金計算		一人	三人	二人	九人		
計		一〇	三〇	二一	九		

4 國際無線電話

區別	數量	算出率	要員	事務官	技官	雇員	嚙託
局長	四局	一局に付一人	四人	二人			
主事	四局	一局に付四人	十六人	八人			
通譯	一局に付二人		二人				八人
加入料金	加入者 一六〇〇人	一五〇加入に付一人	一〇人			三人	
交換	局	一局に付四人	四人				三人
基本人員			一四〇人	四〇人	二〇人	三〇人	一四〇人
計			一四〇人	四〇人	二〇人	三〇人	一四〇人

5 連合軍電話局

區別	別	數	量	算	出	率	要	員	同	
									上	内
一般事務									事務官	雇員
加入、料金		一九八二	加入	二五〇	加入に付一人	七六	五〇七	八	(二割)	(八割)
通話事務開始		六〇〇	加入	一局に付〇.七人		四二〇				
料金收納		一九八二	加入	二、五〇〇	加入に付一人	八				
交換事務		二〇〇	局	一局に付〇.三人		六九九				
交換事務開始		三〇〇	加入	八加入に付一人		一〇〇				
公衆電話		一九六九	加入	二二加入に付一人		八三三				
加入者		一、七五〇	加入	六加入に付一人		二五一				
休要員		一、七五〇	加入	八加入に付一人		八八				
管理要員		一、七五〇	加入	八加入に付一人		八八				
計							一、八四五		三六九	一、四七六

特定局要員

三、二級官配置内譯

區別	別	事務官	技官	人員	備	考
加入課長	八			東京大森、東京豊高、東京芝、東京牛込、東京赤坂、東京下谷、大阪戎、廣島中央		
監査課長			三		横濱中央、廣島中央、福岡中央	
養成課長			二		東京中央、大阪中央	
交換課長			八		東京大森、東京豊高、東京芝、東京牛込、東京赤坂、東京下谷、大阪戎、廣島中央(市海交換課長)	
計	二四	二三				

説明

電話局を設置し局長に二級官の配置を必要とする理由

電話施設を急速に復舊整備し、これが運用能率の増進を圖るため、電話現業の管理機構を強化する必要があるので、現在郵便局に所屬している電話官署中設備數及び従事員數等相當多く、且つ産業經濟上重要な地域にあるものを郵便局機構から分離して新たに單獨電話局を設置し、局長には電話業務に専門的知識を有し、且つ部下に對し十分な指導力を有する二級官を配置する必要があるものである。

主要電話局課長に二級官の配置を考慮する理由

電話業務の正常運行を促進して電話サービスの改善を圖るためには、電話施設の復舊整備が喫緊の要である。しかるに局務運行の責任者である局長は連合軍その他部外各方面との連絡事務に忙殺されて到底業務に専念するを得ない現状であるので、基幹職員である加入課長、監査課長、養成課長、交換課長等には關係業務に精通した練達堪能な二級官を配置し、以て局務運行に遺憾なからしめる必要があるものである。

参考 一

昭和二十一年度電話設備増設數

區	別	數	備	考
一、電話加入者	(1) 複式局	一〇七〇〇〇		
	手動式	四三九〇〇	外に手動より自動へ(改式) 六取東四〇〇〇	
(2) 單式局	自動式	一、九〇〇	外に手動より自動へ(改式) 〇〇〇	
	手動式	四一、〇〇〇	外に手動より自動へ(改式) 〇〇〇	
(3) 内度發射制	自動式	六九五〇	外に手動より自動へ(改式) 五二〇〇	
	手動式	三三七〇〇	外に手動より自動へ(改式) 五二〇〇	

(石神井六〇〇 岡谷一五〇〇 長野三〇〇〇)
 複局地へ編入(自動) 萩盛△四〇〇〇
 管定局手動より改定三五八九
 度發射制施行二四一〇〇

區別	數量	備考
(自)單 自動式	二二〇	
手動式	二〇〇	
自動式	三〇	
(特)定局	二〇	
手動式	二〇	
四公衆電話所	五〇	
(復)局	三〇〇	
(單)局	一七〇	
(特)定局	三〇	
五通話事務開始	六〇〇	
六交換事務開始	二〇〇	
七市外線増設	七五〇〇	
	二二五〇〇	

區別	數量	備考
(特)定局	二二六〇〇	
手動式	二三五〇〇	
自動式	一〇〇	
三市内専用電話	一〇〇〇	
(復)局	四八〇	
手動式	二〇	
自動式	四六〇	
(單)局	五二〇	
手動式	四〇〇	
自動式	一二〇	
三簡易電話所	五〇〇	
(復)局	二五〇	
手動式	三〇	

同上中	二〇〇
運用	二三〇
數量	二六〇
	二〇〇
	六〇

外に手動より自動へ編入横濱金澤△二四〇
 手動より自動へ改定△三五八九

區別	數	備	考
磁石より共電 磁石より小共電	三〇	秋田、藤井、盛岡	
一〇度敷制施行	三	布施、吹田、東住吉	
自動式	三		
手動式	六	藤井、堺、熊本、長崎、盛岡、新潟	
一、國際無線電話開設	區間 三	東京ロンドン、東京上海、東京京城	
二、搬送施設	三		
(1)無裝着			
中繼局	三		
鐵塔端局設備	一、八六二		
鐵塔中繼器	三、二六四	同上中	一八〇
無線端局設備	四七〇	會社線	三〇〇 四五
管線中繼器	四一五		四〇

區別	數	備	考
(1)一般通話用	六七〇〇		
省會社線	六五〇〇		
省會社線	三〇〇〇		
(2)專用線	八〇〇〇		
省會社線	五〇〇〇		
省會社線	三〇〇〇		
八分局開始	七局	東京羽田、東京城東、大阪築港、大阪阿部野、名古屋西、名古屋南、廣島西	
九改	三七		
(1)複層	一	大阪東	
共電より自動			
(2)單層	二	岡谷、長野	
共電より自動			
單式より自動	一	石神井	

96
162

區	別	數	量	備	考
(何) 加 人 者	家族住宅用	一〇〇〇〇		田、立川、太田和、岐阜、大津、加古川、苦屋、板	
	兵 舍 用	六〇〇〇			
(イ) 超短波多重通信施設	無線端局	八			
	有無線連絡局	八			

何 標	端局裝置	中繼器	一三、超短波多重通信施設	(イ) 無線端局	(何) 無線中繼所	(イ) 有無線連絡局	一四、連合軍專用電話	(イ) 電話局設置	家族住宅用	兵 舍 用	四〇局	二五	一五	(家族住宅用)	新設三、增設七	新設四、增設六	新設五、增設七	一通話路六、三通話路一〇八、大通話路二四	三通話路三、六、大通話路三
	一三八組	六		一二	一〇	一二		四〇局	二五	一五	(家族住宅用)	禮幌、千歳、八戸、神町、太田、入間川、朝霞、横濱、鎌倉、賀、太田和、岐阜、京都、大津、奈良、大阪、西宮、神戸、姫路、加古川、岡山、八幡、苦屋、板付、佐世保、熊本	新設三、增設七	新設四、增設六	新設五、增設七	一通話路六、三通話路一〇八、大通話路二四	三通話路三、六、大通話路三		
														禮幌、千歳、八戸、神町、太田、入間川、朝霞、横濱、鎌倉、賀、太田和、岐阜、京都、大津、奈良、大阪、西宮、神戸、姫路、加古川、岡山、八幡、苦屋、板付、佐世保、熊本					

参考二

新設電話局概要

局名	加入人数	市外線数	定員	備
旭川	二五三四	六二	一三八	
青森	二一七八	七三	一二五	
佐世	二六〇〇	六〇	一四九	
高知	二五二三	五七	一八一	
八幡	二二四〇	六五	一六六	
久留	二二三九	九二	一五二	
小倉	二七七四	一二五	一四六	
徳島	二七一四	六一	一六八	
高松	二七六〇	九〇	一六九	
吳井	二五九一	六八	一一〇	
福井	三五八二	一二四	二九四	
姫路	二六五六	一一〇	二〇一	
彦根	二九〇三	八八	九一	
影影	六〇八五	二〇二	一一五	

局名	加入人数	市外線数	定員	備
東京	二二、一六四	同線	一九〇	市外交換事務は取扱わない。
横須賀	二、二四三	五五	一四九	
宇都宮	二、四五〇	五七	一〇一	
甲府	二、六七三	六三	一一二	
長野	二、二一六	八三	一六八	
松本	二、〇二九	六二	一六一	
豊橋	二、九七四	七〇	一一一	
一宮	二、〇九三	八九	一八八	
富山	二、八九七	六七	一三九	
大坂	三、九九五〇		三〇〇	市外交換事務は取扱わない。
堺	四、二二六	一一五	一七〇	
尼崎	二、九四八	一六	一五七	

一、電信電話事業設備の維持に要する増員

逓信事務官（二級） 十人

逓信技官（二級） 六十四人

逓信事務官（三級） 百七十三人

逓信技官（三級） 九百八十五人

理由

電信電話事業設備の維持のために、電気逓信工率局において必要とする職員を充実して、業務の遂行に支障のないことを期するため前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

要員算出内訳

一、總括

區別	電信關係		電話關係		合計	官制差引	所要人員	査定人員
	現業要員	管理要員	現業要員	管理要員				
二級事務官	一一	一一	五九	五九	七〇	四	六六	一〇
二級技官	七八	二	一〇	一五	二〇三	一〇四	九八	六四
三級事務官		二一六	一一七	一一七	二三四	七二七	六二六	一七三
三級技官	二五四五	三八	一九八	二八九六	六四七九	四一八六	二二九三	九八五
計	二六二三	二六七	一三八四	二一九四	八〇八四	五〇一一	三〇七三	一三三二

二、管理要員

區別	數量	算出率	算出人員	配		置		内		計
				三級官	三級官	計	三級官	三級官		
電信關係	八九〇三	五分	四四五	一一	一一	二二	二二	三三	三三	六七
電話關係	四六一一四	五分	二二〇六	五九	一一七	一七六	一七六	二三八	二三八	六七
計	五五〇一七		二六六一	七〇	一二八	一九五	一九五	二六五	二六五	一三三

附記

事務要員、技術要員とも、算出人員の六割を三級官、四割を雇員とし、三級官算出人員の五分を二級官とする。

三、電信施設保守要員

1、總括

區別	有線	無線	計
二級技官	三三	四五	七八
三級技官	一、五九八	九四七	二、五四五
職員	三、九一九	二、三六一	六、二八〇
計	五、五五〇	三、三三三	八、九〇三

2、有線電價施設

區別	數量	算出率	算出人員	同上 內 譯	備考
三級技官	九八二八一點	一〇〇點につき	一、五一〇	同上	
試驗	九八二八一點	一〇〇點につき	九八三	一、五一〇	
修繕取付	九六七七六	四〇〇點につき	二四二	九八三	
ケーブル巨長	九九二	一〇〇點につき	九九	二四二	
市外線(巨長)	二九三四七	二〇〇點につき	一二二	九九	
一裸線(延長)	三三、三四七	三〇〇點につき	六四	一二二	
機	一三二、二三	四四點につき	三三五九	六四	
小巨線	三〇、三三九	七九點につき	三八四	三三五九	
計			四八六九	一、五一〇	
二級技官			三三	同上	
休暇要員			六四八	八八	
合計			五五五〇	三三一、五九八	
				三九一九	

三級官算出人員の三分三厘

計	區別		電	話	機	送	受
	二級技官	三級技官					
四一、六〇一	三八八七五	二六七〇	五六				
三九九二	三一八二	四七	四七				
五二一	二四七	二六五	九				
四六一一四	四三、三〇四	三六九八	一一二				

四、電話施設保守要員
1. 線

1-1
1-2

合 計	休 暇 要 員	小 計	札	仙	熊	松	廣	大	金	名	長	東	區 別
			幌	台	本	山	島	阪	澤	古 屋	野	京	
四 五	四 五	五	五	一	八	一	五	〇		二	四	九	技 二 級
九 四 七	八 五 二	八	八	四	一	四	二	九	二	一	三	四	官 三 級
二 三 六 一	三 三 七	三 〇	一	一	三	一	五	二	四	一	九	九	雇 員
三 三 五 三	三 九 六 四	二 七 五	一	四	六	八	〇	七	六	二	一	四	計

3. 無線電俱施設

2、電話施設（搬送、超短波施設を除く。）
イ、省 線

區 別	數 量	算出率	算出人員	工專局 要員	同上内譯 二級官三級官 層員	備 考	
							加入者數(開通) (未開通)
二級 技 官	五八〇七八五	一三〇〇〇人 につき	一九四	五六	五六	開通の六割	
加入者數(開通) (未開通)	四七四四八五	九六〇〇人 につき	二〇				
市外線條延長	九五七四七四	九六〇〇人 につき	一〇〇				
同 級 技 官	九一	一五局につき	二七				
自 動 交 換	二二八三二四	三九〇人につき	三三九	二五一九	二五一九		
三 級 技 官	四五一四七一	三九〇人につき	一三三				
加入者數	三一九三七七	三九〇人につき	四九				
開 通	一五五二〇八	三九〇人につき	二七			開通の六割	
未 開 通							

區 別	數 量	算出率	算出人員	工專局 要員	同上内譯 二級官三級官 層員	備 考		
							宅内装 置	自動式
宅内装 置	一八八九〇六	三三人につき	三三九			開通の四割		
自動式	三三九一四七	三三人につき	六六三			開通の四分		
手動式	四四〇七六	八人につき	二五二			開通の四分		
度 數 計	一七二八七	三人につき	一五五					
度 數 計 用 電 池	三〇八三七七	一人につき	九五					
市 外 線 條 長	四七八七三七	一〇六人につき	二二六					
自 動 交 換	九一	二局につき	一八					
市 外 線 條 延 長	九五七四七四	二八〇人につき	七四八					
コ ー ル イ ン テ ー タ ー	四	一局につき	四					

合	休	小	雇	三	二	區	會社線
計	暇	計	員	級	級	別	
要	要			技	技	數	
員	員			官	官	量	
			四 三 一 〇	八 〇 二 〇	三 〇 二 〇		
			三 六 〇 人	三 〇 〇 人	三 〇 〇 人		
一 八	二	一 六	一 二	四	二		
四		四		四		三級官	同上
一 四	二	一 二	一 二			雇員	同上

合	休	小
計	暇	計
要	要	
員	員	
四 一 五 八 三	五 六 九 九	三 三 八 八 四
五 六		三 六
三 六 六 六	一 四 七	三 三 一 九
三 八 八 六 一	三 三 五 四	三 三 三 〇 九

3 搬送施設
イ、管線

1-4
1-5

區別	數量	算出標準	算出人員	同上内譯	備考
無裝荷	局	一局に付	150	150	
中繼局數	67	100回線に付	150	150	
搬送端局裝置	27		150	150	
搬送中繼器	398		150	150	
音聲端局裝置	71		150	150	
音聲中繼器	20		150	150	
四線式端局裝置	1		150	150	
四線式中繼器	85		150	150	
二線式中繼器	101		150	150	
搬送放送裝置	1	一組に付	150	150	
音聲放送裝置	1	一組に付	150	150	

區別	數量	算出標準	算出人員	同上内譯	備考
一通話路端局裝置	3	一組に付	150	150	
三通話路	11		150	150	
三通話路中繼器	11		150	150	
六通話路端局裝置	7		150	150	
六通話路中繼器	10		150	150	
裸線放送端局裝置	1		150	150	
小計			150	150	
二級技官			150	150	
休職要員			150	150	
合計			150	150	三級技官の 六分六厘

口、會社線

區別	數量	算出標準		算出人員	同上内譯		備考
		基準	三級官		二級官	三級官	
六通話路 端局裝置	六〇〇 同線	一〇〇	七〇	一六一	四二	一一九	
三通話路 端局裝置	一一一 同	七〇	二九九	三〇	八	二二	
音聲端局裝置	三三三 同	三七一	〇、四	四六	一二	三四	
二線式中繼器	七八 同	二、五	六、二	七	二	五	
搬送放送裝置	二組 一組につき	四一	九六	二七	八	一九	
小計		〇、六三	〇、七八	二〇〇	二	四五、五五	
再算出				二七		七二、九九	
二級技官				二			
休暇要員				二九		三	
合計				二三一		四八、八一	三級技官の六分 六區の六割三分

夕超短波多重通信施設

區別	數量	算出標準		算出人員	同上内譯		
		二級官	三級官		二級官	三級官	
無線端局 新設	二九	一	九〇	一八九	九	九〇	
無線中繼所 新設	一〇	七九	九	三四		一八〇	
無線中繼所 増設	一〇	七九	九	二〇		九〇	
有無線連絡局 新設	三九	一四	一五	一八〇	九	一八〇	
有無線連絡局 増設	三九	一四	一五	二〇	九	一六〇	
小計		四七一	三二二	五二一	九	二六五	
休暇要員				五〇		一五	
合計				五二一		二六五	

二級官配置内訳

區別人員 配置内訳

事務官	一〇
東京無線庶務	東京發送庶務
名古屋會計	名古屋厚生
神戸厚生	小倉庶務
	京都庶務
	神戶庶務
	厚生

(有線電信、市内電話及び搬送電話關係)

八王子線路	横浜	土浦	和線路	千葉	機枝
水戸線路	甲府	線路	長岡	線路	松本
岡谷線路	浜松	機枝	名古屋	土木	津
岐阜線路	金沢	線路	富山	機枝	福井
大阪土木	福知山	線路	神戸	土木	奈良
大津線路	和歌山	機枝	廣島	土木	吳
鳥取線路	松江	線路	廣島	搬送工事	徳島
高松線路	松山	機枝	長崎	電信機枝	佐世保

區別人員 配置内訳

久留米線路	大分	線路	佐賀	線路	宮崎	線路
鹿兒島機枝	福岡	搬送工事	福岡	線路	盛岡	線路
青森機枝	山形	線路	秋田	線路	札幌	機枝
小樽線路	旭川	線路	函館	機枝	稚内	局長
北見局長	帯廣	局長	釧路	局長		

(無線電信關係)

東京無線岩槻受信所	同	白井送信所
大阪無線深井送信所	同	明石受信所
廣島無線燒山送信所	福岡無線新宮送信所	
同	古野送信所	愛野送信所
仙台無線高砂送信所	同	
(超短波關係)		
東京無線岩槻中繼所	同	八丈島中繼所
廣島無線廣島中繼所	福岡無線大根地中繼所	

165
17

説明

二級事務官配置理由

戦災電気通信施設の急速復旧、警察専用通信網の整備拡充、国土復興上必要とする電気通信施設の整備拡充並びに劣弱化せる電気通信設備の保全確保等の遂行を期するため、工務関係事務は益々激増し、特にその現業機関たる電気通信工事局委員の緊急なる充実を図らなければ到底所期業務の貫徹は期し得ないが、わけても庶務会計事務委員に關しては、その陣容の脆弱なる現状打開のため遠年予算要求をなしてきたが、その都度新規増員の抑制を受けて実施をみるに至らず、相当責任者を以て処理すべき事項をも取て下級職員に委ね、辛じて運行している状態である。従つて円滑なる事業運営を期するためには、関係課長委員として達識なる二級事務官の配置を必要とするものである。

166
18

二級技官配置理由

一、電信関係

(1) 有線電信

終戦後電信通信の利用は逐次増加しつつあるが、空襲による電信施設の被害は極めて大きく、三十局に及ぶ焼失電信局の復興さえいまだ未完成の状態であり、加うるに軍偏重の保守と資材の補充難とにより精密なる電信機械を極度に衰損せしめつつあり、電信通信は停止の一步前というも過言ではない現状である。従つてその円滑なる運営を期するためには、速かに斬新なる高級技術の導入と相俟つて保守の強化を図ることにより、電信通信を軌道にのせなければならぬ。これがためには、現場企画業務を担当する工事局課長委員として、技術卓越し達識なる二級技官の配置を必要とするものである。

(2) 無線電信

1-8
167
1-9

現在無線通信による電報疎通は莫大な数に上つてゐるが、無線機器の保守状況は戦時中の酷使と要員の不足のため極度に低下して今日に及んでゐる。しかるに連合軍の進駐以來、無線通信は連合軍の意向に基いて國際的技術水準を強制せられ、周波数の確度の厳正、電波の品質の向上並びに無線機器の標準規格の嚴守等に対しては屢々指摘せられてゐる。無線局所の機器に対する觀念は、從來に比して格段の質的要素を包含すべきことが要求せられてきてゐる。かかる技術的水準の高度な機器の保守を完璧ならしめるには、無線電氣通信工事局送受信所長要員として、技術卓越し学識經驗豊富な二級技官の配置を必要とするものである。

三、電話關係

(1) 市内電話

最近における我國の市内電話施設は、戦争末期の空襲に因る被害、永年に亘る資材入手難のため板金の消耗甚しく、加うるに軍施設偏

重に伴う施設混乱等のため著しくその機能を停止してゐる状態であり、これを再建して連合軍の指示に基き科学的な保守態勢を確立し、通信機能の使命を達するには、現場機關主脳部に技術優秀な二級技官を配置して強力なる責任態勢をとり、計画的組織的の保守を行う必要がある。従つて工事局課長要員として是非とも専門的知識の優れた業務練達な二級技官の配置を必要とするものである。

(2) 搬送電話

永年に亘る軍偏重の乱脈なる機器の酷使と資材難のため、戦後、搬送電話装置の危機が叫ばれるに至り、現在長距離回線安定化のため全面的復旧に全力を傾倒しつつあるが、その強力なる施設保守と相俟つて、回路技術に一層の向上を図らなければ到底円滑なる運営は期し得ない現状にある。従つて中継所技術の向上とその保守指導のためには、現場業務を担当する工事局課長要員として技術練達にして餘蘊なる二級技官の配置を必要とするものである。

1188
11

(3) 超短波

無線通信に新分野を開拓する超短波は技術的にいまだ未完成の部門があり、これを実用化した超短波多重通信施設の機器装置の保守運用については、逐次究明される最高技術によるのは勿論のこと、回線の良否は中間にある中継所の保守運用の如何によつて左右されるから、各中継所で保守の万全を期するとともに、端局より、回線の状況に應じ、各中継所に適時適切なる技術的指導を與え、各中継所技術者の技術の向上と、適切統制ある運用によつて安定せる通話回線の確保を期する必要がある。よつて既設端局中継所長要員として二級技官の配置を必要とするものである。

参考

二級事務官配置局定員調書

区別	定員	備考
東京無線	九〇五	
東京撥送	五九八	
横浜	九一三	
名古屋	一、一二六	昭和二十一年度工事費 二八六八〇、三六九円
京都	七五八	
神戸	九一一	
小倉	五〇三	

一、電信電話事業設備増設に伴う維持に要する増員

- 逓信事務官(二級) 七人
- 逓信技官(二級) 三十八人
- 逓信事務官(三級) 百三十一人
- 逓信技官(三級) 千百四十二人

理由

昭和二十一年度において増設した電信電話施設を維持する要員として、前掲の増員を必要とする。その算出内譯等は次のとおりである。

要員算出内譯

一、総括

區別	電信		電話		合計
	管理要員	現業要員	管理要員	現業要員	
二級事務官	二		五		七
二級技官		一二	一	二五	三八
三級事務官	三一		一〇〇		一三一
三級技官	五	五四九	一八	五七〇	一一二二
計	三八	五六一	一二四	五九五	一三三二

三、管理要員

區別	數量	算出率	算出人員		配置		内譯	
			事務要員(八割五分)	技術要員(一割五分)	二級官三級官	二級官三級官		
電信關係	1122	五分	64	22	31	55	5	4
電話關係	4130		104	70	100	175	1	18
計	5252		171	92	131	230	6	27

附記

事務要員、技術要員とも、算出人員の六割を三級官、四割を雇員とし、三級官算出人員の五分を二級官とする。

三、電信施設保守要員

人總括

區別	有線	無線	計	
			査	定
二級技官	14	4	18	12
三級技官	676	168	844	549
雇員	806	289	1,095	711
計	1,496	461	1,957	1,272

112
171
113

2. 有線電信施設

區別	數量	算出率	算出人員	同上 二級官 三級官 員	備考
三級技官 試驗	五、三九五 點	一〇〇點につき 一人	五一四	五一四	
修繕取付 線路延長	四、八九四 九〇九〇 點	一〇〇點につき 一人 三六〇軒につき 一人	一三三 三	一三三 三	
履機 板員	三、〇七二 三 點	四四點につき 一人	六九一	六九一	
小計			一、三三〇	六三九	
二級技官			一四	一四	
休暇員			一五二	三七	
合計			一、四九六	六七六	三級官算出人員 の二分一厘

113
172
114

仙	熊	松	廣	區
警察無線	國內無線	國內無線	國內無線	別
海洋無線	國內無線	警察無線	警察無線	二級
台	本	山	島	三級
				職員
				計
一七	一三	一三	一五	
四二	三七	四九	四八	
二六	一七	一九	二五	
四〇	三五	三〇	四二	

大	名	長	東	區
國內無線	國內無線	國內無線	國內無線	別
阪	古屋	野	京	二級
				三級
				職員
				計
一三	一三	一六	三三	
二五	一三	一六	三一	
四六	一三	一六	五八	
二九	二二	一四	九一	

無線電信施設

合 計	休 暇 要 員	札		國內無線 電	國內無線
		海洋無線	國內無線		
四	四	一	一	一七	一七
一六八	九	一五九	一五	二七	二七
二八九	四二	二四七	二七	四六	四四
四六一	五一	四一〇	四三	三	三

説明

一、海洋無線通信

海洋航行の船舶の安全並びに乗組員及び船客の人命保護にあたるため、船舶局と海岸局との間に行われる無線通信である。

二、警察無線通信

国民生活の治安を確保するため内務省と各道府縣廳間の相互連絡に用いられる無線通信であつて、その運営は内務省側において當り、

機器の保守のみを當省において行うものである。

三、國內無線通信

前記以外の陸上固定局間に行われる無線通信である。

四 電話施設保守要員

（總括）

計	雇員	三級技官	二級技官	區別			計	査定
				電話關係 （搬送を除く）	搬送關係	無線關係 （超短波）		
三六五四	三四六〇	一八八	六	二八	五	三九	二五	
二二三六	一七六五	四四三				八七七	五七〇	
四六四	二一三	二四六				五四三八	三五三五	
六三五四						六三五四	四一三〇	

2. 電話施設（搬送、起短波施設を除く。）
イ、省線

區別	數量	算出率	算出人員	同上中工學局 要人員	同上 二級官	同上 三級官	内譯 人員
二級技官	109,600人	1/3,000人	36	11	6	6	
加入者數	101,800人	1/3,000人	34	10	6	6	
市外線係延長	101,800人	1/3,000人	34	10	6	6	
自動交換	101,800人	1/3,000人	34	10	6	6	
三級技官	43,930人	3/90人	491	236	199	199	
加入者數	43,930人	3/90人	491	236	199	199	
市外線係延長	43,930人	3/90人	491	236	199	199	
自動交換	43,930人	3/90人	491	236	199	199	
加入者數	65,670人	3/40人	164	80	80	80	
市外線係延長	101,800人	1/2,800人	36	35	35	35	
自動交換	101,800人	1/2,800人	36	35	35	35	
自動式	59,070人	2/3人	177	88	88	88	296

區別	數量	算出率	算出人員	同上中工學局 要人員	同上 二級官	同上 三級官	内譯 人員
手動式	20,830	1/8人	167				
度數計	78,190	3/10人	244				
度數計用電池	78,190	3/10人	244				
市外線係延長	51,400	1/4人	128				
市外線係延長	51,400	1/4人	128				
小計	51,400	1/4人	128	311	254	254	254
休暇要員			51,110	10	10	10	10
合計			3,449	3,449	3,449	3,449	3,449

區別	數量	算出率	人算	出	同上	内	譯
二級技官	三、二〇〇	三〇、二〇〇	一	—	—	—	—
三級技官	二、三〇〇	三〇、一〇〇	一	—	—	—	—
長	—	—	—	—	—	—	—
員	二、一〇〇	三六〇	三	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—
休職要員	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

口、會社線

3. 省線

146
177
119

區別	數量	算出標準	算出人員	同上	內譯	備考
無裝荷	局	1000	1000	同上	同上	
中繼局數	1000	1000	440	同上	同上	
搬送端局裝置	1000	1000	440	同上	同上	
搬送中繼器	1000	1000	440	同上	同上	
音聲端局裝置	1000	1000	440	同上	同上	
音聲中繼器	1000	1000	440	同上	同上	
裸線	1000	1000	440	同上	同上	
一通話路端局裝置	1000	1000	440	同上	同上	
三通話路端局裝置	1000	1000	440	同上	同上	
三通話路中繼器	1000	1000	440	同上	同上	
六通話路端局裝置	1000	1000	440	同上	同上	

區別	數量	算出標準	算出人員	同上	內譯	備考
六通話路中繼器	1000	1000	440	同上	同上	
小計	1000	1000	440	同上	同上	
二級技官	1000	1000	440	同上	同上	
休暇要員	1000	1000	440	同上	同上	
合計	1000	1000	440	同上	同上	

三級技官の六分大厘

區別	無線端局		無線中繼所		有線連絡局		小計	休業要員計	合計
	新設	増設	新設	増設	新設	増設			
數量	五	七	四	六	五	七			
二級官	一								
三級官	一〇	九	九	七	四	三			
人員	一〇	八	九	五	一	〇			
二級官	一〇	九	七	二	二	六	四	四	四
三級官	五	五	六	三	二	二	五	四	五
人員	五〇	五〇	六三	三六	二〇	二一	二二	一四	二四
人員	五〇	五六	五六	三〇	三五	三五	一八	三一	二二

4 超短波多重通信施設

區別	數量	算出標準	算出人員	同上	內譯	備考
發送端局裝置	120	同線	70	13	36	
搬送中繼器	300	同	77	8	33	
音聲端局裝置	45	同	37	2	35	
音聲中繼器	40	同	23	1	3	
小計			207	24	107	
再算出			OKM			
二級技官			OKA			
休業要員計			9	1	10	
合計			216	25	117	

口會社線

三級技官の在大區の大割三分

五二級官配置内譯
(連合軍關係電信電話施設の維持に要する増員の分を含む。)

區別人員	配置内譯
事務官 九	東京會計新潟庶務津 庶務岐阜庶務 大阪會計京都厚生岡山庶務鹿兒島庶務 福島庶務

120
179
121

技官	六〇
高知機械高松機械熊本機械佐世保機械	岡山線路下關機械廣島搬送回線德島機械 大阪搬送電信吳機械鳥取機械松江機械 神戸試驗同裝機姫路機械大津機械 豐橋機械金澤機械福井機械福知山機械 岡谷機械静岡機械沼津機械名古屋試驗 新潟機械長岡機械長野機械松本機械 千葉木更津分局宇都宮機械水戸機械甲府機械 八王子機械横濱試驗浦和機械前橋機械

區別人員	配置内譯
福岡土木久留米機械小倉機械大分機械 佐賀機械官崎機械鹿兒島鹿屋分局福岡搬送電信 仙台機械福島機械盛岡機械青森大湊分局 山形機械秋田機械仙台搬送回線札幌千歳分局 小樽機械旭川機械室蘭線路同 機 釧路線路同 機械札幌搬送工事同 同線	

附記
この配置内譯は、一般維持のうち有線電信、市内電話、搬送電話、連合軍關係の維持のうち電話線路、電話機械に要するものであつて、特殊施設の維持要員十一人の配置箇所は別記のとおりである。

説明

二級事務官配置理由

昭和二十一年度の電信電話施設増設に伴う保守委員としては五六七九人（豫算成立人員）に達する迄大なる人員の増加を必要とし、これを補充した際においては庶務會計事務も亦これに従つて急速整備しなければならぬところであるが、従来電気通信工事局の分課設置局七十一局の内事務官配置を要すべき課数九十二課あり、その内課長として二級事務官を配置してあるものは僅かに十二課の貧弱なる構成である。かくの如き貧弱なる陣容では、最近勞務、會計、厚生等に關する事務が一段と繁激の一途を辿りつつある状況の下において、その圓滑なる處理は到底期し得ないのみならず、施設保守部面に影響するところ甚大にして、現在保守低下の原因の一半は此の點に潜在するものであることは看過し得ないところである。従つて工務局事務課長委員として、經驗豊富にして達識なる二級事務官の配置を必要とするものである。

二級技官配置理由

一、電信關係

(1) 有線電信

昭和二十一年度において、我國最初の東京、大阪間模寫電信の開通、その他三六回線の新増設變更、一二局の調音式電信機集信方式による新通信方式の採用、新聞通信社専用線及び連合軍氣象通信専用線の増設等大幅な新増設に伴い、その保守に當つては専門的な優秀な技術を有する指導者を重要部門に配置し、圓滑なる業務運営に資せんがため二級技官の配置を必要とするものである。

(2) 無線電信

(1) 海洋無線局は連合軍船舶、鐵道船舶、商用諸船舶等に連絡し、その生命財産の保全に任ずるとともに、これら船舶通信の技術的統制を強化し、最近頻發している混信問題の解決に重要なる使命を果している。かかる難問題の解決とともに、その保守の萬全を期するため特に左記の重要無線電信局の要員として、技

121
160

122

264

術卓越して経験豊富なる二級技官の配置を必要とするものである。

記

下關無線電信局川柵送信所

西館無線電信局七重濱送信所

○松山無線送信所は國內無線通信系の幹線局であつて、四國支線局の中心をなしているため、無線通信の技術的統制をなすとともに、無線通信の質的向上の技術的指導に當る必要があるため、技術卓越して経験豊富なる二級技官の配置を必要とするものである。

三、電話關係

(1) 市内電話

電気通信施設において最近施設せられるものは、資材の節減に伴い、業務の能率的效果を擧げるため高級な技術の應用せられるものが極めて多く、又復興途上の全國主要都市における基本的計画作成の資料集收等、工事局における基幹職員としての課長の職

責は頗る重要となつてきたので、これに技術卓越し、達識なる二級技官の配置を必要とするものである。

(2) 搬送電話

昭和二十一年度における老大なる施設新增設に對し、強力なる保守を推進せしめるとともに、現在の六通話路より更に十八通話路に飛躍的發展せしめるため、これらの基礎技術については常に細密なる指導を要し、安定せる高周波技術の普及により安固なる施設として保守するの要切なるものがある。従つてこれらの施策を完全に遂行するため、現場重要機關の指導者には技術卓越し達識なる二級技官の配置を必要とするものである。

(3) 超短波

無線通信に新分野を開拓するものとして大きくクロースアップされた超短波は、技術的にいまだ未完成の部門があり、これを實用化した超短波多重通信施設の機器装置の保守運用については、逐次究明される最高技術によるのは勿論のこと、回線の良否は中

間にある中継所の保守運用の如何によつて左右されるから、各中継所が保守の萬全を期するとともに、端局より回線の状況に應じ各中継所に適時適當なる技術的指導を與え、各中継所技術の向上と適切統制ある運用によつて安定せる通話路回線の確保を期する必要がある。このため左記中継所長要員として學識經驗豊富で高級技術に卓越せる手腕を有する二級技官の配置を必要とするものである。

記

新潟無線電氣通信工事局長野中繼所
大阪無線電氣通信工事局大阪中繼所
福岡無線電氣通信工事局牟禮岡中繼所

参考一

電信機械換算點數調査

124
125

種別	單位	數量	試驗率	係數	修繕率	係數	換算率	總點數
電話機(電信)	座	244	1	1	1	1	1	244
單信機		93	1	1	1	1	93	
二重機	△	36	1	1	1	1	36	
自動機		12	1	1	1	1	12	
自動印刷電信機		310	1	1	1	1	310	
特種單信機		186	1	1	1	1	186	
鍵盤シユミット	筒	98	1	1	1	1	98	
電信集信機		19	1	1	1	1	19	
四號電信中繼器		37	1	1	1	1	37	
電信試験台		56	1	1	1	1	56	

種別	單位	數量	試驗率	係數	修繕率	係數	換算率	總點數
一次電池	筒	2790	1	1	1	1	1	2790
据置蓄電池		2738	1	1	1	1	1	2738
一次元電用整流器		8	1	1	1	1	1	8
印刷電信機		30	1	1	1	1	1	30
電信用電力盤		31	1	1	1	1	1	31
電信用配電盤		27	1	1	1	1	1	27
音響周波多重		26	1	1	1	1	1	26
電流通信裝置		16	1	1	1	1	1	16
搬送電信固定裝置		1	1	1	1	1	1	1
音響周波多重通信流供給裝置		1	1	1	1	1	1	1
搬送電信用蓄電池	組	3	1	1	1	1	1	3
(プレート用)		3	1	1	1	1	1	3

1935
126

計	搬送電信機(重)箇	10	100	1000	10	1000	10	1000
				三十九		四十九		三十九

附記

昭和二十一年度増設電信線路延長

九〇九〇軒

126
125
127

區別	定員	備考
東京	四三九〇	昭和二十一年度工事費 八七三六四七二圓
新潟	三八二	
津	四五〇	
岐阜	四二〇	
大阪	二八一	昭和二十一年度工事費 五九四九六三七七圓
京都	七五八	
岡山	三七八	
鹿兒島	四五一	
福島	四七九	

参考二

二級事務官課長配置局定員調査

一、連合軍關係電信電話施設の維持に要する増員

- 遞信事務官(二級) 二人
- 遞信技官(二級) 三十三人
- 遞信事務官(三級) 四十九人
- 遞信技官(三級) 三百九十六人

理由

昭和二十一年度において竣工した連合軍關係電信電話施設を維持する要員として、前掲の増員を必要とする。その算出内譯等は次のとおりである。

要員算出内譯
一、總括

區別	電信關係		電話關係		合計	査定
	管理要員	現業要員	管理要員	現業要員		
二級事務官	一		二		三	二
二級技官		四	一	三六	四一	三三
三級事務官	一六		七	四五	六一	四九
三級技官	三	一九二	二九三	三〇〇	四九五	三九六
計	二〇	一九六	三五	三二九	六〇〇	四八〇

三、管理要員

區別	數量	算出率	算出人員		配置		内	
			事務要員(八割五分)	技術要員(一割五分)	二級官三級官	三級官	二級官三級官	三級官
電信關係	六六一	五分	三三	一	一一	二八	一	三
電話關係	一八四二		九二	二	四一	七一	一	六
計	二四〇三		一三三	三	五二	一〇六	一	九

附記

事務要員、技術要員とも、算出人員の六割を三級官、四割を雇員とし、三級官算出人員の五分を二級官とする。

三、無線電信施設維持要員

逓信局別	局所名	技術		官		雇員	計
		二級	三級	二級	三級		
東京	船橋送信所	一		八〇		一七五	二五六
熊本	戸塚送信所	一		七九		一七七	二五七
仙台	鹿屋送信所		一		一七	一七	二六
札幌	高砂送信所		三		一七	一七	二六
計	烈々布送信所	一		二		二	九
休暇要員計		四	一	一六〇	三	一六六	一七五
合計		四	一	一九二	四	一九六	二〇一

129
138
100

區別	一、局當要員										
	一、加入者線路	二、巡回	三、連絡線路	四、巡回	五、障礙修理	六、三保守材料關係	七、四對外關係	八、五統計	住宅用	兵舍用	合計
技	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
官	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3
雇員	3.0	2.0	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
計	3.0	2.0	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
合計	5.4	3.4	4.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4

2、住宅、兵舍用電話線路設備保守

區別	二級技官	三級技官	雇員	計
住宅、兵舍用電話線路保守	1.3	6.4	4.6	5.4
住宅、兵舍用電話機被保守	2.1	1.7	1.0	1.2
超短波多重通信施設保守	2	5.1	3.9	9.2
計	3.6	2.9	1.5	1.8

1、總括
2、電話施設維持要員

區	要 員										別
	住宅內裝置	巡同	障礙修理	五加入者試驗	六保守材料關係	七統計及庶務	八對局設備保守	住宅用	兵舍用	合計	
技	〇.五							一三	八	二一	二一
官	〇.五			一〇		三五	〇.七	四二	一〇五	六三	一〇八
雇	二五	六〇	〇.五	一八〇	〇.五	三六	二一六	五四〇	三二四	八六四	一〇〇八
計								六五八	三九五	一〇五三	一、二〇七

區	當 局										別	
	一自動機械	點檢	定期試驗	標準調整	障礙修理	二手動機械	點檢	定期試驗	障礙修理	三電力機械		點檢及調整
技										〇.五		
官										〇.五	〇.五	一〇
雇										〇.五	〇.五	三〇
計												

3、住宅、兵舍用電話機械設備保守

4、超短波多重通信施設保守

區別	數量	算出		算入人員	同上内譯		
		二級官	三級官		二級官	三級官	雇員
無線端局増設	八	〇三	四五	七〇	二	三六	三二
有無線連絡局増設	八	一五	〇三	一四	二	一二	二
計				八四	二	四八	三四
休暇要員				八		三	五
合計				九二	二	五一	三九

二級技官配置理由

一、無線電信關係

(1) 戸塚、船橋送信所

戸塚、船橋送信所は連合軍運用にかかり、昭和二十一年度においては更に米國製の複雑、高級にして嶄新なる無線機器が増設されたが、その保守に當つては、純兵器であるため厳正なる保守が要求されている。特に同所には、日本において未だ實現をみなかつた超短波操縦装置が設備され、その保守には優秀なる技術が必要とされており、又多數の連合軍が駐屯し監視されているので、連合軍の指示を履行するために、これら連合軍と協調し圓滑なる運営を期するため日夜並々ならぬ勞苦を嘗めている。かかる状況において、これら高級機器の保守を完璧ならしめるためには、技術卓越して學識經驗豊富なる二級技官を更に配置する必要があるのである。

(2) 烈々布送信所

烈々布送信所は、進駐軍第九軍團の命により札幌地區現地部隊と第

九軍團司令部（仙台）及び第八軍司令部（横濱）その他との連絡に當つては、司令部關係の重要な通信を疏通しているため、同所に進駐軍が駐在し、嚴重なる保守を申渡されており、従つてこれら進駐軍と緊密なる連絡を遂げるとともに、完璧なる保守を期するためには、所長要員として技術卓越して經驗豊富なる二級技官の配置を必要とするものである。

三、連合軍住宅兵舎電話施設

連合軍住宅兵舎電話施設の技術的特徴とするところは、我國の工事設計標準に従えば市外通話區域となるべき電話交換も、數局を合して一つの複局制の市内交換網とするより要求されるため、通話能率、ダイヤルインパルス傳送の條件に適する如く新規に特殊の技術設計を必要とする。例えば江田島、海田市、吳、廣の複局交換の如きはその一例である。又連合軍においては、右電話施設に對し、接續事故率が一〇〇〇分の五の如き非常に高度の良サーヴィスを要求し、且つこれを常に嚴重に監視されている。現在復興整備工事後の東京においてさえ、

一般電話は、一〇〇〇分の二〇〇程度である。従つて我國の標準に於ける前項の如き電話交換網を形成する連合軍住宅兵舎電話のサーヴィスを連合軍の要求通り遂行するためには、線路及び機器の性能等を熟知し、これに適合せる高度の保守技術を必要とするのである。従つてこれらの工事及び維持を直接擔當する電氣通信工事局の關係課長要員として、技術優秀なる二級技官の配置を必要とするものである。

三、超短波施設

青森、函館間超短波多重通信施設は連合軍より貸與を受けた機器により構成されているが、これらの機器は我國において未だ使用されていない新規方式を使用しているため、その運用に當つては連合軍と緊密な連絡をとり、指導を仰ぐとともに、現場の各擔當者の技術を向上し、保守の萬全を期することによつて始めて安定せる通話を確保することができるのであり、このために、仙台無線電氣通信工事局野内中繼所及び札幌無線電氣通信工事局當別中繼所長要員として學識經驗豊富な二級技官の配置を必要とするものである。

参考

無線電信施設調査

區別	船橋	戸塚	鹿屋	高砂	烈々布
五〇ワット送信機				二	
一〇〇ワット				二	
二五〇ワット	六				
四〇〇ワット					
五〇〇ワット					
一キロワット	一〇				三
一五キロワット					
二キロワット	二				
三キロワット	四				
五キロワット	八				
一五キロワット					

區別	船橋	戸塚	鹿屋	高砂	烈々布
五〇キロワット送信機	二				
一〇〇ワットビーコン					
四〇馬力發動發電機					
六〇馬力					
八〇馬力					
九〇馬力	一				
九五馬力					
四五〇馬力	二				
五一〇馬力					
超短波操縦装置	四				

一、通信官署の機能強化に要する増員

通信事務官（三級） 四万二千八百七十四人
通信技官（三級） 二千九百三十六人

理由

通信事業を整備復興して日本再建の基盤たらしめるためには、その現業第一線部局たる通信官署の機能を全面的に強化する必要があるが、今回その方策として人的構成を整頓刷新することとし、これによつて現業中堅職員の地位を向上安定させ、轉退職の防止を計り、又志氣と責任感の昂揚とによつて能率の向上を期し、以て危局にある事業の円滑なる運営に資することとしたが、これに伴つて、部内における待遇官吏及び雇員たる各種現業職員を三級官に組替えるため、前掲のとおり増員を必要とするものである。その組替内訳等は次のとおりである。

一、定員組替調書

区別	事務官	技官	計	備考
通信手を通信事務官に組替	二〇一八		二〇一八	集配特定局の全員を組替える。
通信手を通信事務官又は通信技官に組替	二六二三六	二九三六二九一七二		昭和二十二年年度予算定員五三、七〇五人中予算定率九〇〇円のものに組替える。
電話主事補を通信事務官に組替	四四〇七	四四〇七		勤続七年以上の者を組替える。
雇員たる爲替貯金窓口従事員を通信事務官に組替	一〇二一三	一〇二一三		前年度組替配置局二六八七局を除き特定局一局当一人を組替える。
計	四二、八七四	二九、三六四、五八一〇		

三、事業別組替内訳

区別	事務官		技官に組替		合計
	通信手	通信手	通信手	通信手	
郵便関係	六〇三三三、一一四		一三、七一七		一三、七一七
電信関係	三二六	三、三七五	三、七〇一		三、七〇一
電話関係	一、〇八九		五、四九六		五、四九六
工務関係				二、九三六	二、九三六
貯金関係				一〇、二一三	一〇、二一三
保険年金関係		九、七四七	九、七四七		九、七四七
計	二、〇一八、二六二、三六	四、四〇七、一〇二、一三四、二、八七四	二、九三六、四、五八一、〇		二、九三六、四、五八一、〇

三、通信手を通信事務官に組替理由

通信手は特定郵便局における事務運行の中核として永年勤続し、郵便、電信、電話、爲替貯金、保険年金等取扱事務の全般に亘り統括の地位にあるのみでなく、部下従事員を指導監督して局務の運行を円滑ならしめる重大な責任を有しているが、現在の身分は三級官待遇たるに止まつて、部下統率上においても、又その職責に対しても、処遇が極めて低いので、その待遇の是正を図るため、これを本官たる三級の通信事務官に組替える必要があるのである。

四 逓信手を逓信事務官又は逓信技官に組替理由

逓信手は郵便物、電報等の集配、送送或いは貯金、保険等の局所外現金の取扱又は電気通信用機械、線路の工事等の現業事務に従事する雇員の現場統括者であつて、永年勤続し、多数の部下従事員を指導監督して、現場業務の円滑な運行については、その第一線指揮者として重大な責任を果しているものであるが現在の身分は三級官待遇たるに止まつて、部下統率上においても、又その職責に対しても処遇が極めて低いので、その待遇の是正を図るため、これを本官たる三級の逓信事務官又は逓信技官に組替える必要があるのである。

五 電話主事補を逓信事務官に組替理由

電話主事補は永年勤続し、電話交換業務の中堅要員であつて、相当数の電話事務員に対し、実地について交換業務の指導訓育に當つていゝものであるが、最近著しく低下している電話サービスを改善して業務能率を増進するには、電話主事補の努力にまつところが頗る多いのである。然るに、現在電話主事補の身分は雇員であつて、部下統率上においても、又その職責に対しても、その処遇は低きに過ぎるので、これを本官たる三級の逓信事務官に組替えて、以て事業の円滑な運行を期する必要があるのである。

六、爲替貯金窓口従事員を逓信事務官に組替理由
 郵便局における爲替貯金の窓口事務は爲替、貯金、振替、証券保管
 國庫金の受拂等廣汎多岐に亘り、事務の内容も極めて複雑であつて、
 單に現金の出納に關するものから、権利の内容に及ぶものもあり、且
 つ各階層に屬する利用者は窓口に殺到するので、その間に於いて事務
 の円滑を期し、公衆の需要に應ずるためには、高度の知識と練達とを
 必要とするところ、現在特定郵便局の窓口従事員は殆んど全部雇員を
 配置しており、遺憾ながら屢々世評の対象となる実状であるから、こ
 の際窓口事務を強化して一般公衆の利便を図るため、これらの従事員
 を事務官に組替える必要があるのである。

参考

逓信、鉄道職員定員比較調査

区別	三級	四級	雇員	計	(1)の(2)に對する割合
昭和二十一年度 帝國鉄道特別會計	一六六三六六四二	一九六〇五八八三	二六	〇二八	〇二八
逓信事業特別會計	七二五六六三九三	九八三四六六五	四九	〇一六	〇一六
昭和二十一年度 國有鉄道事業特別會計	一七三、八三一	一四四、二一八	二六	一六〇一三	〇二八
同 逓信事業特別會計	一三四、三六五	三三八、四四二	四七	二八〇七	〇二八

一、通信官署の三級官局課長を二級官に組替に伴う増減員

遞信事務官（二級）増員 十四人
同（三級）減員 十四人

理由

通信事業の現業第一線部局たる郵便局において、業務運行の圓滑を計るためには、基幹職員たる局課長の手腕力量にまつところ極めて大きいものがあるので、今回特に業務取扱上格別の管理を必要とする主要郵便局の局課長に練達堪能な二級官を配置することとし、そのため前掲のとおり組替増減員を必要とする。その配置内詳等は次のとおりである。

一、組替配置内詳

區	別人員	配置内詳
鐵道郵便局長	四	長野、金澤、米子、旭川
郵便局郵便課長	六	名古屋中央、七條、神戸中央、廣島、門司、函館
郵便局貯金保険課長	四	東京中央、横浜、名古屋中央、神戸中央
計	一四	

二 鐵道郵便局長に二級事務官配置理由

鐵道郵便業務は郵便事業運行の中軸をなすものであるが、その業務の性質上運輸省側その他外部との連絡折衝を要する事項が極めて多く又その従事員は殆んど総て道府縣の廣範圍に亘つて個々に分散乗務しているもので、これを監督指導して業務の圓滑な運行を期するためには、鐵道郵便局長に、従事員の統率力にすぐれ、専門的知識の豊富を二級事務官を配置する 必要があるのである。

139
2
140

三 郵便局郵便課長に二級事務官配置理由

郵便事業の運営を確保するためには、鐵道局における業務の運行を良好ならしめることが絕對に必要であるが、現在鐵道事務は種々の惡條件に禍されて極めて困難な状態にあるので、これを整備強化して業務の圓滑な運行を圖るため、主要鐵道局の郵便課長に、有能にして經驗に富む二級事務官を配置する必要があるのである。

282

140
203
141

四郵便局貯金保険課長に二級事務官配置理由

現下の経済事情に鑑みて、國民貯蓄の増強を圖ることは喫緊の要務であり、その一環として郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の有する使命は極めて重大であるが、大都市においては、都市内に郵便局の數も多く、中央郵便局の動向は直ちに他の郵便局の動向を左右することが多いので、これらの事務を積極的に、強力に推進せしめるとともに、資金、過剰金の受授等に伴う莫大な額に上る現金の取扱に遺憾のないことを期するためには、主要局の貯金保険課長に、知識經驗豊富にして有能な二級事務官を配置する必要があるのである。

参考

二級官配置局課定員調査

區	別	定員	郵便課定員	貯金保險課定員
長野鐵道		一一八		
金澤鐵道		一三二		
米子鐵道		八四		
旭川鐵道		一〇四		
七條		六一四	三一五	
廣島		三九四	一五九	
門司		五四〇	二四一	
西館		四四六	二一一	
名古屋中央		四六三	二七八	一一五
神戸中央		八〇二	三七八	二五〇
東京中央		八四八		一六三
横浜		三七六		一三一

141

142

[Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side]

286

甲



關
和
雄
田
大
臣

案
申
請

遺
信
大
臣

富
吉
榮
二

大
長

何

通信
大
田
了

政
務
次
官



法
令
審
議
委
員
會



服
務
官
榮

神
尾

N
第
六
號

昭和二十三年一月八日
三月一日



50



286

逓信省官制等の改正について

逓信省官制、簡易保険局官制、電氣試験所官制、逓信局官制及び
逓信官署官制の一部を改正する必要があるから、別紙政令案及び理
由書を以て、閣議を求めらる。

副 申

本件は昭和二十二年度本予算等の一部未実施のもの及び補正予算
の成立に伴うものを施行せんとするものである。

逓信省官制等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十三年三月十六日

内閣総理大臣

政令第五十五号

第一條 逓信省官制の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「専任二百七十三人」を「専任三百十五人」に、

「専任七千六百二十一」を「専任七千五百五十八」に、「専任四

百五十二人」を「専任五百二十五人」に、「専任二千三百十五人」

を「専任二千三百七十九人」に改める。

第二條 同条條官制の一部を次のように改正する。

第三條中「専任三千四百四十八人」を「専任三千四百一十八」に、

「専任六十二人 三級」を「専任六十一人 三級」に改める。

第三條 郵氣試験所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「専任五百十八人」を「専任四百九十六人」に改め

る。

第四條 逓信局官制の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「専任三百五十二人」を「専任四百二十七人」に、

「専任二千五百四十八人」を「専任五千十人」に、「専任三百八十九人」

を「専任四百三十四人」に、「専任千九百八十一人」を「専任二千

二十六人」に改める。

第五條 逓信省官制の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「專任三百六十二人」を「專任四百九十二人」に
「專任九萬六千九百七十九人」を「專任九萬五千七百二十九人」に、
「專任三百六十七人」を「專任三百八十三人」に、「專任一萬千七
十四人」を「專任一萬四百八十一人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

逓信大臣

内閣総理大臣

埤田

昭和二十二年年度補正予算に於いて人員の精減せられたこと及び通信業務の運営を円滑にするため管理機能を刷新強化する必要があること等に伴つて増員を失脱するため通信省官制、簡易保険局官制、電氣試験局官制、通信局官制及び通信省官制の一部を改正する必要があるからである。

参照

逓信省官制抄録

第十三條 逓信省に左の職員を置く。

電氣逓信監

官制部長

逓信事務官又は逓信技官

每任八人

一級

逓信事務官

每任一人

一級

三百十五人
每任二百七十三人

二級

七千三百九十人
每任七千六百二十一人

三級

逓信技官

每任十三人

一級

二百二十五人
每任四百五十二人

二級

二千三百七十九人
每任二千三百十五人

三級

前項の職員の外、逓信省に逓信手を置く。三級官の待遇とする。

参照

尚方保隊局自記抄録

第三條 尚易保隊局に左の職員を置く。

局長

通信事務官

主任一八

主任六十二人

主任三千四百一人
主任五千二百一十八人

通信技官

主任二十九人

六十一人

主任六十一人

参照

電氣試験所官制抄録

第二條 電氣試験所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

通信技官

専任三人

専任百四十一人

専任五百十八人

通信事務官

専任八人

専任百十六人

所長ハ一級ノ通信技官ヲ以テ之ニ充ツ

一級

二級

三級

二級

三級

参照

逓信局官制抄録

第四條 逓信局ニ廻シテ左ノ職員ヲ極ク

局長

逓信事務官

専任八人

一

一級

専任三百五十二人

二

二級

専任四千五百四人

三

三級

逓信技官

専任一人

一

一級

専任三百八十九人

二

二級

専任千九百八十一人

三

三級

前項ノ職員ノ外逓信局ニ逓信手ヲ置ク三級官ノ待遇トス

局長ハ一級又ハ二級ノ逓信事務官ヲ以テ之ニ充ツ

参照

通信官署名刷抄録

第七條 通信官署名ニ通ジテ左ノ職員ヲ指ク

通信事務官

專任 四百九十二人

二級

專任 九萬五千七百二十九人

三級

通信技官

專任 三百八十三人

二級

專任 一萬四千七百八十一人

三級

待足郵便局長

前項ノ職員ノ外通信官署名ニ通信官ヲ指ク三級官ノ待遇トス

昭和二十三年一月

逓信省官制等改正理由書

逓
信
省

目次

丁 數

一、官制定員増減一覽表

一

二、逓信省官制

三

三、簡易保險局官制

十一

四、電氣試験所官制

十四

五、逓信局官制

十七

六、逓信官署官制

十七

一官制定員増減一覽表

官制定員増減一覽表

△印は移員を示す。以下同じ。

区別	官名	増減人員
逓信省	事務官(二級)	△ 四二
	同(三級)	△ 七一
	技官(二級)	△ 七三
	同(三級)	△ 六四
簡易保険局	事務官(三級)	△ 四七
	技官(三級)	△ 四一
	計	△ 八
	計	△ 一
電氣試験所	技官(三級)	△ 一四
	同(二級)	△ 一四
	事務官(二級)	△ 七五
	同(三級)	△ 五〇
逓信官署	事務官(二級)	△ 一三〇
	同(三級)	△ 一五〇
	技官(二級)	△ 一六
	同(三級)	△ 五九三
合計	事務官(二級)	△ 二四七
	同(三級)	△ 八六二
	技官(二級)	△ 一三四
	同(三級)	△ 九四九
逓信局	事務官(二級)	△ 一三〇
	同(三級)	△ 一五〇
	技官(二級)	△ 一六
	同(三級)	△ 五九三
合計	事務官(二級)	△ 二四七
	同(三級)	△ 八六二
	技官(二級)	△ 一三四
	同(三級)	△ 九四九
逓信局	事務官(二級)	△ 二四七
	同(三級)	△ 八六二
	技官(二級)	△ 一三四
	同(三級)	△ 九四九
合計	事務官(二級)	△ 二四七
	同(三級)	△ 八六二
	技官(二級)	△ 一三四
	同(三級)	△ 九四九

三
通
信
管
官
制

201

一、通信労働科学の調査研究に要する職員

- 通信事務官(二級) 五人
- 通信技官(二級) 五人
- 通信事務官(三級) 五人
- 通信技官(三級) 五人

堀田

従来、通信省においては従来員の労働条件等について権威ある調査資料に乏しく、坑下の複雑困難なる労働事情に對して事業の正常な運営を期する上に遺憾の点が少くないので、あらたに労務局に通信労働科学調査室を設置して、これらに關する基礎的調査研究を急速に実施し、複雑なる通信労働の天候を科学的に把握して眞に合理的な事業運営の基礎をたらしめるため、副振の増員を必要とする。その事務別配置内訳は次のとおりである。

要員配置内訳

分 事 項	事務官	技 官	事務官	技 官	計
一、従来員の労働条件に關すること	一	一	一	一	四
一、従来員の生活問題に關すること	一	一	一	一	四
一、従来員の雇傭条件に關すること	一	一	一	一	四
一、企業並ひに企業運営合理化に關する基本的事項に關すること	一	一	一	一	四
一、通信労働の工学的研究に關すること	一	三	一	一	六
一、統計及び庶務	五	一	一	一	八
計	二〇	二	六	二	二十八

一、電氣通信事業の運営強化に要する増員

通信事務官(二級)	七人
通信技官(二級)	七人
通信事務官(三級)	七人
通信技官(三級)	七人

理由

電氣通信事業を急速に整備復旧して、その運営の強化を図るため、通信省に電氣通信監督を置いて、これに即する諸施策を強力に推進させることとなつたが、所期の成果を挙げたためには、その下部機構を整備することが緊要であるので、その要員として前掲の増員を必要とする。その要員別箇内訳は次のとおりである。

要員別箇内訳

分 掌 事 項	二級官		三級官		計
	事務官	技官	事務官	技官	
一、電氣通信事業予算の編成及び実行の総合調整	一				一
二、電氣通信事業計画の総合調整	二	四	二	四	二〇
三、電氣通信事業経営率の調査	二		二		四
四、通信料金政策の検討	七	七	七	七	二八
計	二	一一	一〇	一一	三四

一、電氣通信技術の調査補充に要する増員

通信技術官（二級） 十四人
同（三級） 三十一人

理由

國家再建の原動力たる電氣通信施設の復興に三つて、極めて重要なことは、その技術水準の向上と普及とによつて復興を促進し、且つ現有施設の効率化のため保守の守壁を敷くにある。そのためには、建設及び保守工事の施工方法の効率化及び機械化、資材の活用、機器の改善等について緊急必要な調査研究をなし、その成果を直ちに事業の上へ反映させなければならぬ。特に、現在各種の悪条件の下に急速に施設の整備補充を要請されている我國においては、この調査は甚難を併して実施しなければならぬので、これに対する委員として前掲の増員を必要とする。その要員配置内訳は次のとおりである。

調査要目事項別配置内訳

区別	事務官			技官	計
	二級	三級	官		
一、長距離電信回線安定化の調査	二			一	二
二、走査式電信機械の調査				二	
三、印刷電信方式の調査				二	
四、市内自動交換装置の調査				二	
五、自動式市外交換機の調査				二	
六、精密機械工作の調査				三	
七、周波数変調超短波通信方式の調査				二	
八、極超短波通信方式改良の調査				一	
九、無線用測定器改良の調査				三	
一〇、通信線路改良の調査				一	
一一、海底ケーブルの調査				三	
					五二六九六六四二五

区別	事務官			技官	計
	二級	三級	官		
一、線路保守技術の調査				二	
二、高周波有線伝送の調査				三	
三、有線通信施設への妨害除去の調査				一	
四、市外回線納傳送特性改良の調査				二	
五、線路上の機械化の調査				二	
六、搬送電信傳送装置の調査				二	
七、超多重搬送方式の調査				一	
八、長距離電話回線安定の調査				二	
九、回線保守の機械化の調査				三	
一〇、通信用部品調査				六	
一一、通信用材料の調査				六	
					八九七五四八八四四九六

一、海底線施設の維持に要する増員

迎信技官(二級) 六人
 迎信事務官(三級) 五人
 迎信技官(三級) 十三人

理 田

海底電線は現在線長六〇〇村を算し、その内容は多種多様に亘る旧態依然たる軍信用海底線を主体として構成せられており、いずれも明治大正時代に布設され、命数の既につきさんとしていくのみである。従つてその修理引替工事及び新式海底線の採用等により、急速整備に全力を傾注するとともに、現在放置されている三六〇〇村の旧軍用海底線の撤収を行い、既設海底線の整備拡充と、連合軍の要請による特急工事の充たする資材の活用を図らなければ、到底海底線保守の使命達成は望むを得ない現状にあるのである。よつて、これらの保守工事、引揚工事を、力に推進せしめたるために、前掲の増員を必要とするものである。その内、管内の状況は次のとおりである。

要員配置内訳

区 別	二級技官	三級事務官	三級技官	計	備 考
本 所	二		三	二	船務課長、布設船整備監督官
相 模 丸	一		三	五	二級技官は工事長
釣 島 丸	一		三	五	三級事務官は事務長
勢 選 丸	一		三	五	三級技官は布設主任、試験主任及び試験主任補佐各一人
海 光 丸	一		三	五	三級事務官は事務長、三級技官は工事長
備 船			一	二	
計	六	五	一三	二四	

一、航空保安施設の維持運用に要する増員

通信技官(二級) 七人

通信事務官(三級) 十九人

通信技官(三級) 七十八人

理由

航空保安施設は、連合軍の指令に基いて、これを良好な状態に維持せねばならぬところ、現在の人員では到底その要求に應ずることができないので、その維持運用に萬全を期するため前掲の増員を必要とする。その配直内訳は次のとおりである。

一、航空保安部支所の維持管理業務に充て要する増員

通信事務官（二級）	三人
通信技官（二級）	十六人
通信事務官（三級）	五十人
通信技官（三級）	六十七人

理由

航空保安部支所については、連合軍の要求に基づいて、従来十三箇所を維持管理していたところ、今回更に四十二箇所を維持管理することとなつたので、これに伴つて前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

安員算出内訳

合	本節増加専務委員	所 既 定 人 員	計	支			区 別
				C 級 (三〇箇所)	B 級 (二三箇所)	A 級 (一一箇所)	
							二級 技官
					一	三	三級 技官
				一	一	二	二級 技官
				二	三	六	計
				三	五	二	計
	三	一	一			一	二級 技官
	一	一	七		三	二	三級 技官
	三	一	三〇	一	三	二	計
	六	八	九	九	九	六	計
	一	一	三	三	三	三	計

参考

各級別支所調

区別	支所名	特A級	A級	B級	C級	總計
	羽田	千歲、三沢、松島、入間、横田、立川、名古屋	伊丹、岩國、板付、芦屋	一一箇所	八雲、沼ノ端、札幌第一、根室、計良別第一、 帯廣、八戸、青森、仙台、益田、昭和、ジャマ 府中、水戸、浜松、阪神、観音寺、託開、福山 玉島、高知、徳島、米子、湖山、大村、西戸崎 大分、築城、會根、宮崎	三五箇所
				札幌第二、美幌、佐津間、木更津、焼津、新潟 小松、高松、松山、防府、美保、雁ノ巣、鹿屋	一三箇所	
						三五箇所

一、航空無線標識所の維持運用に要する増員

通信技官（二級） 一人

通信事務官（三級） 一人

通信技官（三級） 七人

理由

今同、連合軍の要求に基いて館山航空無線標識所を設置したので、その維持運用要員として前掲の増員を必要とする。

一、職員の後援管理に要する増員

逓任技官 (二級)	十七人
同 (三級)	三十三人

理由

戦後の苛烈な生活条件のため國民体力の低下は一般に著しいものがあるが、貯金支局においても結核性諸病を始めとする職員罹病率は俄かに上昇の傾向を示し、長期欠勤者の続出は事務の遂行に重大な支障を及ぼしているため、各支局に夫々事務の医務職員を配属して従業員の健康管理を強化するため、前掲の増員を必要とする。その配管内訳は次のとおりである。

要員配内訳

居別	定員	昭和二十一年度 病欠勤延日数	医務技官	看護婦	三級技官 調剤員	計
東京	二、六六一	一〇、七八五	—	—	—	二
横浜	九一二	二、八一六	—	—	—	二
甲府	六三七	四、二五五	—	—	—	三
長野	一、二五五	二、八一六	—	—	—	三
新潟	三、二二九	八、三五五	—	—	—	一
金沢	七、八五	八、〇五三	—	—	—	二
名古屋	二、三三三	五、八二二	—	—	—	二
大阪	一、五八四	八、二四〇	—	—	—	二
京都	二、二二〇	一、二七〇	—	—	—	一
神戸	一、〇一三	一、二九七	—	—	—	二
神戸	一、〇四九	二、一三九	—	—	—	二

秋田	山形	盛岡	仙台	郡山	鹿島	熊本	長野	福岡	徳島	下関	松江	広島	岡山
田	形	岡	台	山	島	本	崎	岡	島	関	江	島	山
二二八	四五四	四〇〇	一五八九	三六九	四三五	一、二四五	五九九	九三九	九〇二	四七七	三五二	七一八	四八〇
一、〇九五	三、四五四	二、〇一三	一、三、一四七	二、二、三二	一、七、九八	一、四、〇〇七	五、一、七三	四、八、五九	一、三、七八	二、一、八〇	二、〇、三七	二、七、八二	七、五、五六
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

旭川	小樽	函館	計
二、三、一一三	三、二、八	二、一、八	
一、三、〇、七七三	三、五、九七	二、五、九八	八、六、六
一七	—	—	—
一五	—	—	—
一八	—	—	—
五〇	—	—	—

附記
 配置標準は左記に依る。
 二級技官は定員四五〇人以上の支局
 看護婦は定員六〇〇人以上の支局
 調剤員は未配置局

一、三級主任係長を二級主任に組替に件り増減員

通信事務官（二級）増員 二十七人

同（三級）減員 二十七人

埴田

戦災のため後援に譲じた通信施設を急速に復興し、業務運営の正常化を図るためには、直接現業事務に従事する通信官署の機能を充実整備することにも、本省における管理機関の強化を図ることが緊要であつて、殊に各主任の事務につき直接係員を指導して調査、企画、監督の責に当る係長の職責は極めて重く、その人を従々と否とは直ちに事務運行能率を左右する実状にあるので、現在三級官配置の各係長中特に重安と認められる個所に、有能にして、且つ事業に關する智識経験に富む二級官を配置するため前掲のとおり組替増減員を必要とする。その配置個所は次のとおりである。

二級官係長配置箇所

係名	分	掌	事	項	係長 三級三級 技官技官技官
官房秘書課事務係				一、官制及び分課規程に関すること。 二、取務章程及び委任規程に関すること。 三、本省及び逓信局職員の定員、定率及び服務に関すること。 四、三級官及び同行港者の待遇方法の調査に関すること。 五、所管予算の経理に関すること。	八
総務局秘書課企画係				一、所管行政の連絡調整に関すること。 二、収入支出予算の編成に関すること。 三、収入支出の科目に関すること。 四、予備金及び予備費の支出に関すること。 五、支出の繰越に関すること。	九
総務局主計課予算係				一、予算の使用計画に関すること。 二、支拂計画に関すること。	一〇

係名	分	掌	事	項	係長 三級三級 技官技官技官
総務局主計課企画係				一、契約等の計画に関すること。 二、中央経理予算の執行計画に関すること。 三、資金の計理に関すること。 四、公債、借入金、一時借入金及び郵便証券に関すること。	九
総務局監査課法規係				一、会計に関する法規に関すること。 二、会計に関する制度の調査に関すること。 三、租税金、諸収入金の貸付金繰入に関すること。 四、支出金の償還に関すること。 五、療治料、死傷手当及び扶助金給與の決定に関すること。	六
総務局監査課審査係				一、歳出予算の執行前における審査に関すること。 二、会計事務の实地検査（出納官吏の帳簿、金帳検査を含む）に関すること。 三、各種計算書の調査に関すること。	七

係名	小	大	項	係長	主任	員
労働局労働統計係	一、労働運動及び思想運動に関すること。 二、労働組合の経営参加に関すること。					
労働局給興統計係	一、職員の勤務時間及び休暇に関すること。 二、職員規程に関すること。 三、職務手当及び退職手当に関すること。					
労働局給興統計係	一、労働統計に関すること。 二、生計調査に関すること。 三、物價及び生計費の調査に関すること。					
労働局保健統計係	一、職員の健康管理に関すること。 二、医務職員の定員、定年及び服務に関すること。 三、保健及び医事統計に関すること。					
労働局業務統計係	一、郵便の各種統計及び資料の統括に関すること。 二、郵便事業の現況調査に関すること。					

係名	小	大	項	係長	主任	員
労働局巡回統計係	一、郵便事業に関する通信官署の職員の定員及び定率に関すること。 二、郵便事業に関する通信官署の職員の服務及び能率に関すること。 三、郵便事業に属する受貨経費に関すること。 四、郵便事業に属する職員の給与に関すること。					
労働局巡回統計係	一、郵便送集物の総合調整に関すること。 二、郵便線路の開路變更に関すること。 三、郵便物送命令及び契約に関すること。 四、郵便送送用機材に関すること。					
労働局巡回統計係	五、郵便物送送に関する特定郵便局渡切費及び受貨経費に関すること。 （第二号以下何れも自動車によるものを除く） 六、郵便行囊の運轉に関すること。					

係名	分	事	項	係員定員
電務局電信課回線係		<ul style="list-style-type: none"> 一、電信回線の開閉變更に關すること。 二、電報の中継順序に關すること。 三、電報の疏通に關すること。 四、無線電信事業に關する業務の規定並ひに監督に關すること。 五、無線電信事業取扱局所の開閉變更に關すること。 六、無線電信事業取扱局舎及びその内部設備に關すること。 七、無線電信回線の開閉變更に關すること。 八、無線電信従事員の養成に關すること。 		六
電務局電信課無線係		<ul style="list-style-type: none"> 一、無線電信事業に關する通信官署の職員の設定及び服務に關すること。 二、無線電信事業に關する通信官署の電話交換従事員並ひに増設及び接続電話の電話交換従事員の養成に關すること。 三、無線電信事業に關する特定郵便局渡切経費及び受負経費に關すること。 四、無線電信事業に關する通信官署の組織の調査に關すること。 		六
電務局電話課服務係		<ul style="list-style-type: none"> 一、電話事業に關する通信官署の職員の設定及び服務に關すること。 二、電話事業に關する通信官署の電話交換従事員並ひに増設及び接続電話の電話交換従事員の養成に關すること。 三、電話事業に關する特定郵便局渡切経費及び受負経費に關すること。 四、電話事業に關する通信官署の組織の調査に關すること。 		六

係名	分	事	項	係員定員
貯金局庶務課人事係		<ul style="list-style-type: none"> 一、貯金支局の職員の考分、進退及び賞罰に關すること。 二、貯金支局における以て爲替貯金事業の監督に關すること。 三、貯金支局における以て爲替貯金事業に關する申告、犯罪及び事故の処分に關すること。 四、貯金支局の開閉變更に關すること。 		六
貯金局整備課管理係		<ul style="list-style-type: none"> 一、郵便貯金の契約に關すること。 二、郵便貯金切手及び債券に關すること。 三、郵便爲替貯金事業に關する外務の指導に關すること。 四、物資の受給計画及び調整に關すること。 五、物品の調達及び配給に關すること。 六、物品出納命令及び物品会計官吏の事務に關すること。 七、物品の賣買、貸借、製造及び修繕並ひに運送及び労力供給の契約に關すること。 八、資金前渡官吏の事務に關すること。 		六
貯金局契約課契約係		<ul style="list-style-type: none"> 一、郵便貯金の契約に關すること。 二、郵便貯金切手及び債券に關すること。 三、郵便爲替貯金事業に關する外務の指導に關すること。 四、物資の受給計画及び調整に關すること。 五、物品の調達及び配給に關すること。 六、物品出納命令及び物品会計官吏の事務に關すること。 七、物品の賣買、貸借、製造及び修繕並ひに運送及び労力供給の契約に關すること。 八、資金前渡官吏の事務に關すること。 		六
貯金局庶務課課度係		<ul style="list-style-type: none"> 一、郵便貯金の契約に關すること。 二、郵便貯金切手及び債券に關すること。 三、郵便爲替貯金事業に關する外務の指導に關すること。 四、物資の受給計画及び調整に關すること。 五、物品の調達及び配給に關すること。 六、物品出納命令及び物品会計官吏の事務に關すること。 七、物品の賣買、貸借、製造及び修繕並ひに運送及び労力供給の契約に關すること。 八、資金前渡官吏の事務に關すること。 		六

資材局調整課訂理係	一、所管予算の訂理に關すること。 二、收入徴收、支出目及び出納官吏の事務に關すること。 三、資材局主管に關する公訂事務の監査に關すること。	七	
資材局調整課給係	一、物資の需給計画及びその実施の統括に關すること。 二、物資運用事務の統括に關すること。 三、機械の需給調整に關すること。 四、物資の入手及び使用実績の調査に關すること。 五、乙種物品に關する予算の訂理に關すること。 六、乙種物品の需給計画及び配給査定に關すること。 七、乙種物品の買入、貸借、製造及び修繕の契約に關すること。 八、乙種物品の讓受、譲渡及び寄附受理等に關すること。 九、乙種物品の出納命令等の事務に關すること。 十、六切手類及び印紙の亡失及び毀損の処分を關すること。 十一、七切手、水道、瓦斯の供給契約に關すること。	六	一
資材局用品課統括係		一〇	一

資材局用品課管理係	一、車輛の管理運営に關すること。 二、車輛運轉手の服務に關すること。	五	三
資材局配給課第一倉庫係	一、甲種物品に關する物品公訂官吏の事務に關すること。 二、乙種物品に關する物品公訂官吏の事務に關すること。	四	一
資材局配給課第二倉庫係	一、政府保管有價証券取扱主任官の事務に關すること。 二、官給工事の請負契約に關すること。 三、竣工官給工事の引継に關すること。 四、官給工事費支出証明書類に關すること。	三	一
官給品管理課契約係		五	五

係員定員計
二級三級計

予算の節減に伴う減員

逓信事務官（三級）

百三十一人

逓信技官（三級）

百七十七人

理由

昭和二十二年度予算の節減に伴つて、前掲のとおり減員を必要とする。

三
簡
易
保
險
局
官
制

予算の節減 計	基 項		簡易保険屋 官制定員 減員調査
	三 級 官	三 級 技 官	
△ 四七	△ 四七		
△ 一	△ 一		
△ 四八	△ 四八		計

予算の節減に伴う役員

通信事務官（三級）

四十七人

通信技官（三級）

一人

理田

昭和二十二年度予算の節減に伴つて、前掲のとおり減員を必要とす

001

官 所 試 驗 官 制

326

電氣試験所官制定員減員調査

事項	予算の節減	
	計	計
技官	△	△
	一四	一四
計	△	△
	一四	一四

一、予算の節減に伴う減員

逓信技官（三級）

十四人

理由

昭和二十二年度予算の節減に伴つて、前掲のとおり減員を必要とする。

五
通
信
局
官
制

329

一、電氣通信事業の通信強化に要する増員

通信事務官 (二級)	三十五人
通信技官 (二級)	三十五人
通信主任官 (三級)	百十五人
通信技官 (三級)	四十五人

理由

電氣通信事業を急速に整備復旧して、その通信の強化を図るため、通信局に電氣通信監理官を置いて、これに該当する諸施策を強力に推進させることとなつたが、所期の成果を挙げるためには、その下部機構を整備することが緊要であるので、その要員として前掲の増員を必要とする。その内訳は次のとおりである。

要員配置内訳

区別	二級官		三級官		計	備考
	事務官	技官	事務官	技官		
一、電氣通信監理官設置	五				一〇	一局宛二級事務官又は二級技官各一人
二、電氣通信事業計画の総合調整	一〇		一〇	一〇	四〇	一局宛二級事務官、二級技官、三級事務官、三級技官各一人
三、電氣通信事業経官能率の調査	二〇		一〇	三五	一八〇	
四、点検制度の実施	三五		一五	四五	二三〇	
計					三三〇	

計	別										局
	東	長	名	金	大	松	熊	仙	札	計	
	野	古	屋	次	阪	長	山	本	台	幌	六四五
	一五六	二六	六九	二四	一一八	六〇	二三	八五	四五	三九	六四五
	チエツク関係	チエツク関係	チエツク関係	チエツク関係	チエツク関係	チエツク関係	チエツク関係	チエツク関係	チエツク関係	チエツク関係	チエツク関係
	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員
	二四	四	一一	四	一八	九	三	四	七	六	一〇〇
	プロジェクト関係	プロジェクト関係	プロジェクト関係	プロジェクト関係	プロジェクト関係	プロジェクト関係	プロジェクト関係	プロジェクト関係	プロジェクト関係	プロジェクト関係	プロジェクト関係
	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員	算出人員
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	人員計	人員計	人員計	人員計	人員計	人員計	人員計	人員計	人員計	人員計	人員計
	二八	八	一五	八	二二	一三	七	八	一	一	一四〇
	事務官	事務官	事務官	事務官	事務官	事務官	事務官	事務官	事務官	事務官	事務官
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	二一	六	一一	六	一六	一〇	五	四	八	八	一〇五
	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
	七	二	四	二	六	三	二	四	三	二	三五

附記 右の外、監督指導要員として、一巡在局宛二級事務官及び二級技官各一人を必要とする。

本表係要員算出内訳

一、逓信局機構の整備に要する職員

逓信事務官（二級）^{三十四人} 四十人

逓信技官（二級） 十八人

理由

戦争のため荒廃に陥した逓信施設を急速に復旧するとともに、事業の企業的経営の基礎を確立し、その円滑なる運営を図るためには、直接現業事務に従事する逓信官者の機能を強化するとともに、その監督機関たる逓信局機構の整備拡充を要するものがある。これらを実施するのに伴つて職務の増員を必要とする。その増員内訳は次のとおりである。

所定人員増員内訳

- 一、業務部を廃止し、郵務部及び電報部を設置することに要する増員
- 二、郵務部員

主十人

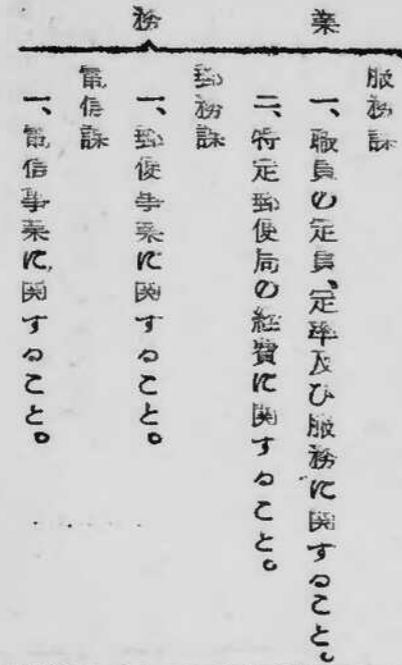
説明

現在業務部においては、通信事業の主体をなす郵便及び電氣通信に
関する事務全般を掌理しており、その事務量の龐大なるため、業務部
長は三面の事務処理に忙殺せられていゝ現状であるが、更に、目下
立派算制の採用を中絶とする事業再建の問題が大きく取り上げられ、
業務部は、単に事務量の点からみても、事業再建施策の遂行を期
すためにも、その改組を必須とせられていゝのである。

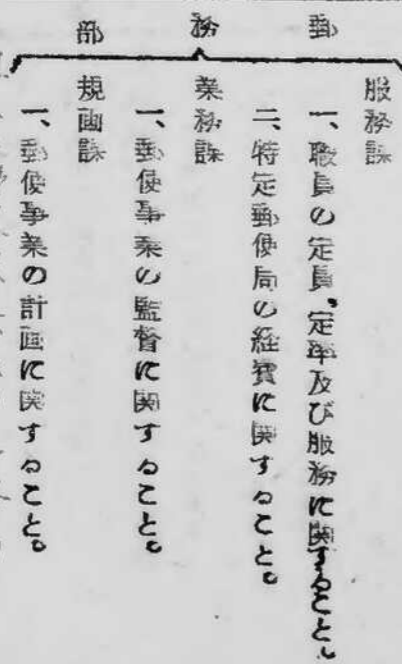
即ち、郵便及び電氣通信事業を、それぞれ別個の独立した事業とし
て、従来の見地に立つて経営するためには、両事業の区分を分明なら
しめることが先決問題であり、さきに本管に電氣通信監の設置せられ
たのに即應して、逓信局にも電氣通信に関する事務を一元的に監督す
る電氣通信監督官の設置を必要とするところ、電氣通信の経営上の事
務が、郵便関係事務とともに業務部の所掌に属する現在の機構におい
ては、電氣通信監督官はその職務遂行上大きな制約を受けて、その職
責を全し得ない虞が多分にあるので、この際、これらの要請に即應し
て業務部を二分し、郵務部及び電報部を設置せんとするものである。
業務部の機構改正案は次のとおりである。

業務部機構改正案

現在の機構



改正後の機構



但し、長野、金沢及び松山の各郵便局は、業務部規画部に移して郵務部とする。

部 電話課

一、電話事業に關すること。

二、文書課の設置に要する増員

説明

イ、文書の迅速的確なる処理は業務遂行の根本をなすものであるが、現在その御に当るものは秘書課内の一係に過ぎぬため、当面の受発業務に迫られて内容の審査や処理状況の監査等については全く手が廻りかねている状態であること。

ロ、又、事業の合理的、企業的確性の基礎をなす統計類の整備については、従来各事業主管部課において、適宜その事務に當つていたため、

その向後多の重複もあり、しかも一貫したる基礎を欠いたために取組むべき調査等に乏しく、これらを総合統一して真に科学性のある統計資料を確保することは、事業の健全なる企業的確性を図る上に絶不可缺少であること。

ハ、更に、事業の周知、宣傳は公衆と密着してその理解能力を深めるとともに、増収対策の一環として今後大いに力点を置かねばならぬところであり、今同、すすんで「ながさき」「電柱」等を利用する廣告案を開始することとなつたので、この面における業務の主管課を要すること。

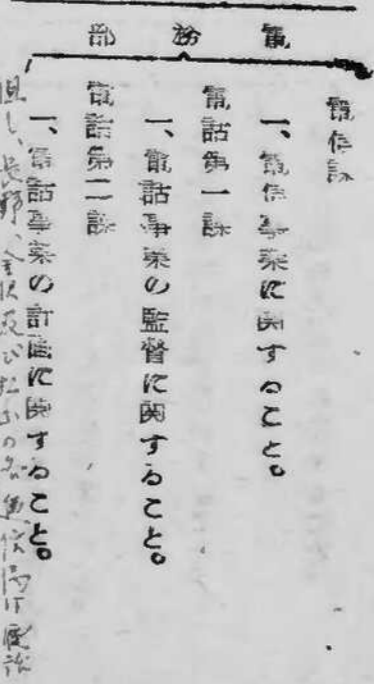
以上の理由によつて、通信局に文書課の設置を必要とするものである。

三、工務部私設課の設置に要する増員

説明

さきに日本電話設備株式会社業務を当省に引継ぎ、従来同社の行

二級技官 十人



二級事務官 十人

つていた指図、接続、官廳用及び私設の電話装置の施設保存に関する
事務を施行することとなつたのに伴つて、これらに関する事務を専掌
させるため、各通信局工務部に私設線の設置を要するものである。

一、通信事業特別会計制度の改正等に伴う増員

通信事務官（三級） 三百九十一人

理由

通信事業の経営の合理化、能率化を図り、通信原價の正しい計算基礎を待たため、通信事業特別会計制度は本年度より根本的に改正せられ、これに伴つて各私会計室には著しい増加をきたしたが、他面、財政の厳正を期すため、その指導監督を強化する必要があり、又、連合軍司令部から求められた提示要求された各私会計報告書様式は頗る龐大複雑なもので、到底一般事務の傍らこれらの事務を処理することはできないので、前掲の増員を必要とする。その算出内訳は次のとおりである。

要算算出内訳
一、総括

区別	金銭会計	物品会計	計	査定
三級事務官	二三七	三三八	五七五	三九一
計	二三七	三三八	五七五	三九一

計	札	仙	熊	松	廣	大	金	名	長	東	区
	台	本	山	島	阪	沢	屋	野	京		別
二	二	二	三	二	二	三	一	三	一	三	分業別
一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	二	中間勘定
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	毎月の決算残
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	整備品
五	一	五	五	六	四	五	七	三	五	三	物品の価格
二	二	二	三	二	二	二	二	二	二	二	物品管理
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	計
八	五	六	四	三	三	四	一	三	一	四	

三、物品会計

計	札	仙	熊	松	廣	大	金	名	長	東	区
	台	本	山	島	阪	沢	屋	野	京		別
七	七	七	八	七	八	〇	六	八	六	〇	原簿
二	二	二	三	二	三	四	二	三	二	五	決算
三	三	三	四	三	四	五	三	四	三	六	分業別
六	一	五	五	六	五	六	八	五	六	五	指導監
三	三	三	三	三	三	四	三	三	三	五	連合軍司令部各種報告製作
二	三	二	二	二	二	三	一	二	一	三	計
七	〇	〇	四	〇	四	一	九	四	九	六	

三、金銭会計

六
通
信
官
署
官
制

逓信官署官制定員増減員調書

項	官		技		計
	二級	三級	二級	三級	
三級官局課所長を二級官に補替	一三〇	△一三〇	一六	△一六	
予算の節減		△一、二二〇		△五七七	△一、六九七
計	一三〇	△一、二五〇	一六	△五九三	△一、六九七

一、三級官局課所長を二級官に組替に伴う増減員

逓信事務官（二級）増員 百三十人

逓信技官（二級）増員 十六人

逓信事務官（三級）減員 百三十人

逓信技官（三級）減員 十六人

理由

施設の荒廃と労働事情の深刻化に伴い、逓信の現業事務は滞滞を重ねて眞に憂慮すべき事態に直面しており、この窮状に処して、当面の責任者として業務の運行を確保せねばならぬ逓信官署の局課所長に課せられた職責は頗る重く、その手腕力量に俟たねばならぬところが多い実状に鑑みて、現在三級官配置の局課所長中特に重要なものを締達堪能の二級官に組替え、以て業務の円滑なる運行に資するため前掲の増減員を必要とする。その組替配置内訳は次のとおりである。

局	函	金	橋	藤	信	長	六	七	札	京	神	
局	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
名	館	沢	中	本	台	台	東京中央	大阪中央	京都中央	神戶中央	名古屋中央	一、電氣通信工事局
定	二〇六	一八五	一七四	一六四	一六二	一五九	一一一	五四	三〇九	二七三	二六八	
局	下	廣	八	大	東	九	廣	大	京	神	名	一
局	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
名	廣	廣	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電
定	二五七	二四四	一〇五	八二	四三	二九〇	九六	八二	七九			
局	大	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
局	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
名	大阪	函	函	函	函	函	函	函	函	函	函	函
定	四五	四二	二一九	二〇九	二〇六	一七九	一七三	六三	六三	六〇		

加	天	柏	櫃	館	滝	東	大	坂	諏	富	一	官
古	王	崎	原	磨	川	成	村	出	訪	田	長	津
川	寺	崎	原	磨	川	成	村	出	訪	田	長	津
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
局	東	三	出	柏	橫	久	垂	人	中	大	網	日
局	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
名	東京中央	郵便局	出雲	原	手	浜	水	吉	原	港	走	田
定	九四	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五一	一五二	一五二	一五二	一五四	一五四	一五四
局	七	三	五	五	五	五	七	七	七	博	名	三
局	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
名	京都	松	秋	小	小	小	小	小	小	小	小	小
定	二四一	一一三	一一八	一六二	一二五	一三〇	一四四	二二四	二二四			

244

大 東	一六 管氣 道工 事局 調査局	大 東	一五 管氣 道工 事局 資材部	札 仙 福 京			
阪 京		阪 京		磯 台 岡 希			
八 〇 五 一		一 五 一 一		四 四 五 五 三 〇 八			

305

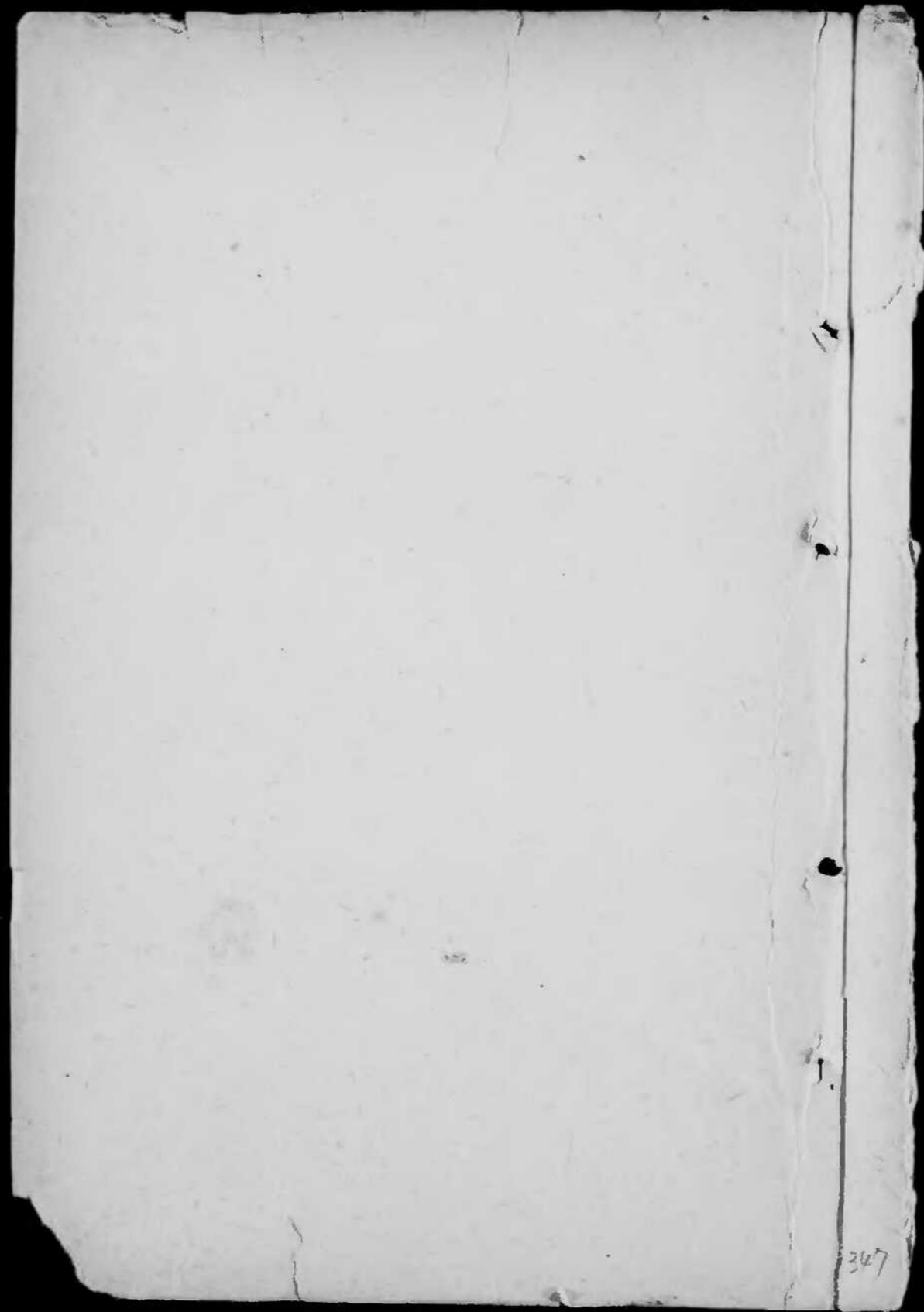
一、予算の節減に伴う減員

逓信事務官（三級） 千二百二十人

逓信技官（三級） 五百七十七人

理由

昭和二十二年歳予算の節減に伴つて、前摺のとおり減員を必要とする。



347

